

つやまっ子 にこにこプラン

第2期 津山市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
津山市

はじめに

子どもの健やかな育ちを等しく保障し、きめ細やかな支援を行うことは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来の社会を創る存在の育成という観点から社会全体にとっても重要な課題です。

しかしながら、近年の子育て家庭を取り巻く社会、経済環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、その影響は子どもたちにも及んでいます。



本市では、平成27年に「津山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども・子育て施策の推進を図ってまいりました。

このたび策定した「第2期津山市子ども・子育て支援事業計画」では、これまで取り組んできた、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを引き続き進めるとともに、多様化する子育てニーズに的確に対応することで、すべての子どもが笑顔で健やかに育ち、保護者自身が子育ての喜びや大切さを実感できる社会をめざすこととしております。

本計画の推進に当たっては、各家庭をはじめ行政や関係団体が相互に連携しながら、地域全体の協力の下で、子育て支援の取組を推進していくことが重要であると考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、貴重なご意見・ご提言をいただきました津山市子ども・子育て審議会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に心より御礼を申し上げ、挨拶いたします。

令和2年3月

津山市長 谷口 圭三

目 次

第 1 章 計画の基本的性格	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の役割・性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	4
5 計画の策定方法	4
第 2 章 津山市の子ども・子育てに関する現状等	6
1 少子化等の現状	6
2 第 1 期津山市子ども・子育て支援事業計画の総括	11
3 アンケート調査からみる保護者の評価	31
第 3 章 計画の概要	36
1 計画の基本理念・基本目標	36
2 計画の基本的視点	39
3 計画上の各主体の役割	41
4 施策の体系	42
第 4 章 子ども・子育て支援施策（津山市次世代育成支援対策行動計画）	43
1 子どもが笑顔で育つまちづくり	43
2 楽しく子育てできるまちづくり	50
3 子ども・子育てを支える地域力づくり	57
4 評価指標	62
第 5 章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等	64
1 教育・保育の提供区域の設定と見込量の考え方	64
2 幼児期の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」	68
3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」	74
4 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	85
5 子ども・子育て支援事業計画の円滑な運用に向けた取組	87
6 ひとり親家庭等の自立支援（津山市ひとり親家庭等自立促進計画）	89
7 子どもの貧困対策（津山市子どもの貧困対策推進計画）	92

第6章 計画の推進体制	94
1 内部推進体制	94
2 関係機関・団体等との連携体制	94
3 全市的な推進を図るための啓発等	94
4 計画の進行管理	94
資料編	95
1 児童数の推計（0歳～11歳）	95
2 アンケート調査結果	96
3 パブリックコメント	123
4 策定体制関係資料	124

第1章 計画の基本的性格

1 計画策定の背景

近年のわが国における急速な少子化は、子育てをめぐる環境に大きな影響をもたらしています。

平成30年の出生数は91万8,397人で過去最低を更新し、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むとされる子どもの数）は1.42となっており、依然として人口維持に必要な2.07を下回っています。少子化の背景には、核家族化、女性の就業率の増加等に伴い子育てへの孤立感・負担感が高まっていること、結婚や出産、子育てへの価値観が多様化していることなどが考えられます。

こうした少子化問題への対策として制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援制度が平成27年4月にスタートしました。本市においても、市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、計画期間を平成27年度からの5か年度とする「津山市子ども・子育て支援事業計画（つやまっ子にこにこプラン）」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

本市においては第1期計画に基づき、これまでの間、共働き世帯の増加等に伴う保育ニーズに対応すべく保育施設の整備、放課後児童クラブの新設、保護者の子育てへの不安を解消するための各種子育て支援事業を推進してきました。一方で、子どもの貧困問題や、相談件数が全国的に増加する児童虐待、障害のある子どもに対する支援環境の一層の整備の必要性など、子どもや子育て家庭を取り巻く新たな課題が生じています。

こうした新たな課題に対応するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境整備に引き続き取り組みため、本市における子育て世帯のニーズや第1期計画の進捗状況を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「第2期津山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の役割・性格

(1) 本計画の法的根拠と子ども・子育て支援法の趣旨

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として定めるものです。

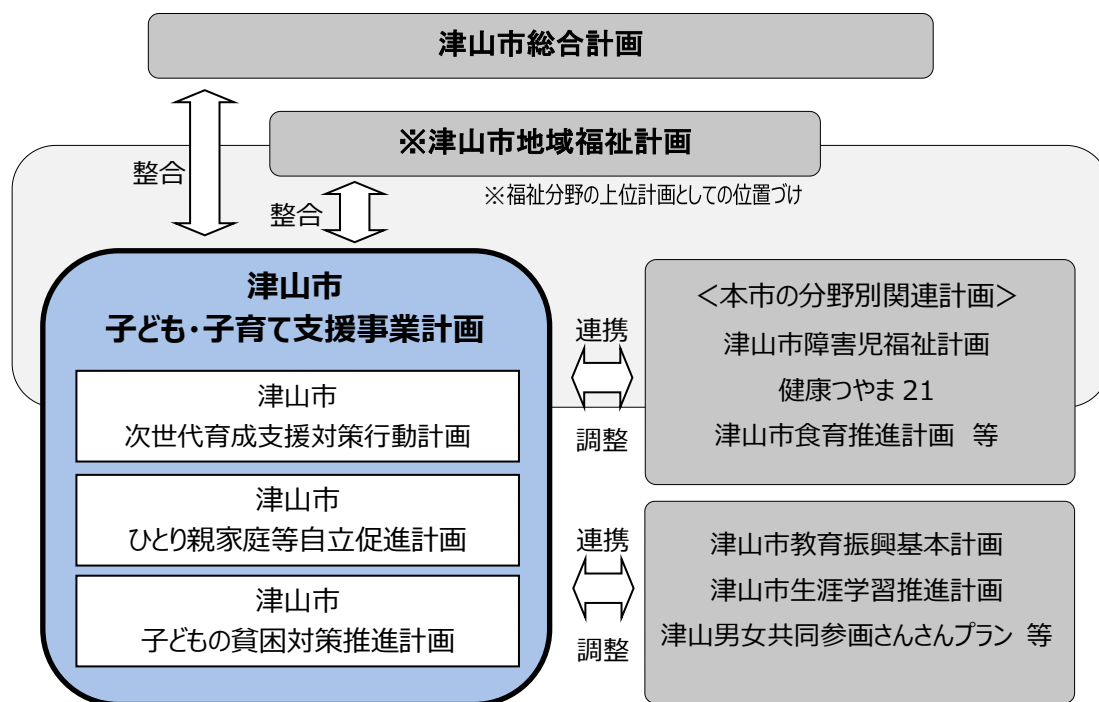
子ども・子育て支援法は、子どもとその保護者に対して必要な支援を行うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。同法により、市町村は、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことを責務としており、本計画はその円滑な実施に向け作成するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、本市の子育て支援施策を幅広く盛り込むとともに、母子家庭や父子家庭などの「ひとり親家庭」の経済的自立や子育てを総合的に支援する「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」、さらには子どもの貧困対策を総合的に推進する「津山市子どもの貧困対策推進計画」としても本計画を位置付け、必要な施策を盛り込みます。

(2) 津山市の他計画と本計画との関連性

本計画は、本市の最上位計画である「津山市総合計画」と整合を図るとともに、「津山市地域福祉計画」や「津山市障害児福祉計画」、「津山市教育振興基本計画」、「健康つやま21」など、関連する他の計画との整合・連携・調整を図り、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進します。

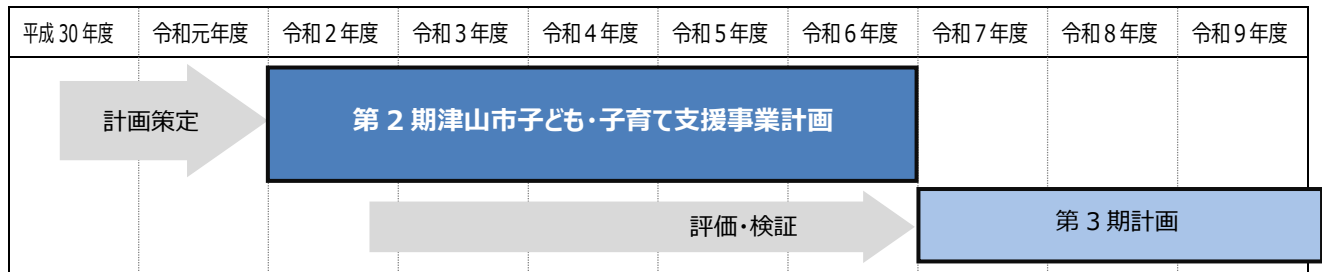
■本計画と他計画との関連イメージ



3 計画の期間

(1) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



(2) 津山市の子ども・子育て関連計画の過去の策定状況

計画期間	計画名	性格・目的
平成8年度 ～平成12年度	津山市エンゼルプラン －子育て支援5か年計画－	・津山市版「エンゼルプラン」として策定。 ・保育サービスや子育て支援政策の整備を図る。
平成13年度 ～平成17年度	つやまし新エンゼルプラン	・津山市版「新エンゼルプラン」として策定。 ・多様な保育サービス、出産や育児に対する不安、児童虐待などの新たな課題への対応を図る。
平成17年度 ～平成21年度	津山市子育て支援行動計画	・津山市版「次世代育成支援行動計画」の前期計画として策定。 ・地域の子育て支援や働き方の見直しなどの課題及び平成17年2月28日の市町村合併に伴う各市町村での子育て支援の課題への対応を図る。
平成22年度 ～平成26年度	津山市子育て支援行動計画 (後期計画)	・津山市版「次世代育成支援行動計画」の後期計画として策定。 ・前期計画策定後の社会情勢や人口構造、国の少子化対策の変化を踏まえ、子育ての喜びや大切さを実感できるような環境をつくる。
平成27年度 ～平成31年度 (令和元年度)	津山市子ども・子育て 支援事業計画	・津山市版「子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、「次世代育成支援行動計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」を含むものとして策定。 ・子どもとその保護者に対して必要な支援を行うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。
令和2年度 ～令和6年度	第2期津山市子ども・子育て 支援事業計画	・「子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画として策定。 ・「次世代育成支援対策行動計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」としても策定するとともに、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の必要量の確保を図るなど、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境整備を進める。

4 計画の対象

本計画が対象とするのは、津山市内に暮らしているすべての子どもと子育て家庭、さらに、今後において結婚・妊娠・出産・育児を希望する市民とします。なお、子どもとは、妊娠・出産期を含め、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。

また、子育てを地域全体で支えていく必要があることから、地域、関係団体、企業（事業者）等も対象とします。

5 計画の策定方法

（１）津山市子ども・子育て審議会

本審議会は、子ども・子育て支援法第77条第1項及び津山市子ども・子育て審議会条例第1条の規定に基づき、市長の付属機関として平成25年7月に設置しました。学識経験者をはじめ、保育園（所）・幼稚園・認定こども園等の事業所の代表者や利用児童の保護者、子ども・子育て支援事業実施団体の代表者、公募委員等からなる17名の委員で構成され、本計画の内容等に関する活発なご審議や多くの貴重なご意見をいただきました。

（２）庁内検討組織（津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議）

① 津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議

本会議は、本計画の策定・推進に係る庁内体制として、平成25年7月に設置しました。児童福祉、教育関係業務等を所管する課長等からなる15名の委員で構成され、本計画の素案の検討等を行いました。

② 津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議作業部会

本部会は、上記策定・推進会議の会議に付すべき事案の調整並びに調査及び研究を行うための補助機関として設置しました。策定・推進会議の委員が所属する部署の職員で構成され、本計画の基礎資料や素案の作成等を行いました。

(3) 津山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望、ご意見等を把握し、教育・保育・子育て支援の充実を図るため本調査を実施しました。

■ 調査の概要

項目	小学校入学前の児童保護者調査	小学生保護者調査
調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者	市内在住の小学生の保護者
調査票発送数	2,000 名	2,000 名
調査方法	郵送配付、郵送回収	郵送配付、郵送回収
調査期間	平成 31 年 1 月 26 日（土）～ 平成 31 年 2 月 12 日（火）	平成 31 年 1 月 26 日（土）～ 平成 31 年 2 月 12 日（火）
調査票回収数	922 件	956 件
回収率	46.1%	47.8%

(4) 庁内評価及び関係機関・関係団体への意見聴取

第 1 期計画の取組状況や目標の達成状況に関して、各事業・施策の担当課において評価を行い、子育て支援施策に係る課題や改善策の整理・検討を行いました。

また、当事者である保護者と子育て支援の現場に携わる職員から子育ての現状・課題についてヒアリングを行い、施策の検討に活用しました。

(5) パブリックコメントの実施

市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるため、令和 2 年 1 月に計画案を公表し、パブリックコメントを実施した結果、6 名の方から計 19 件のご意見をいただきました。[P.123 参照]

第2章 津山市の子ども・子育てに関する現状等

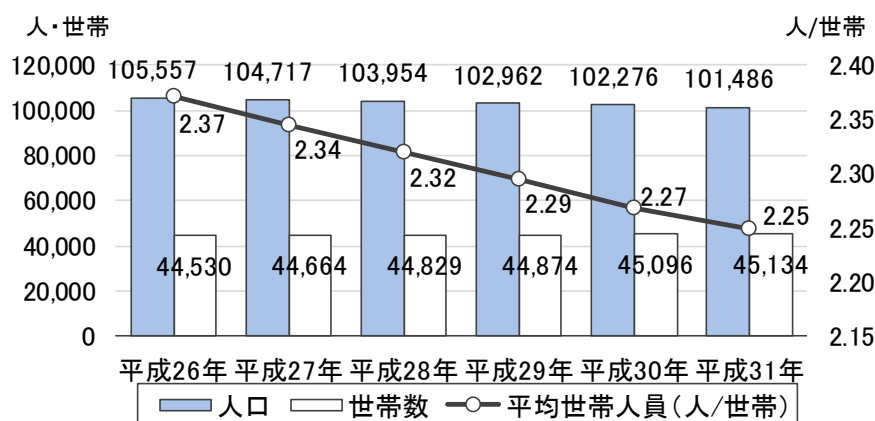
1 少子化等の現状

(1) 人口・世帯数等の状況

① 総人口と世帯数

本市の総人口は平成31年4月1日現在では101,486人となっており、減少傾向が続いています。

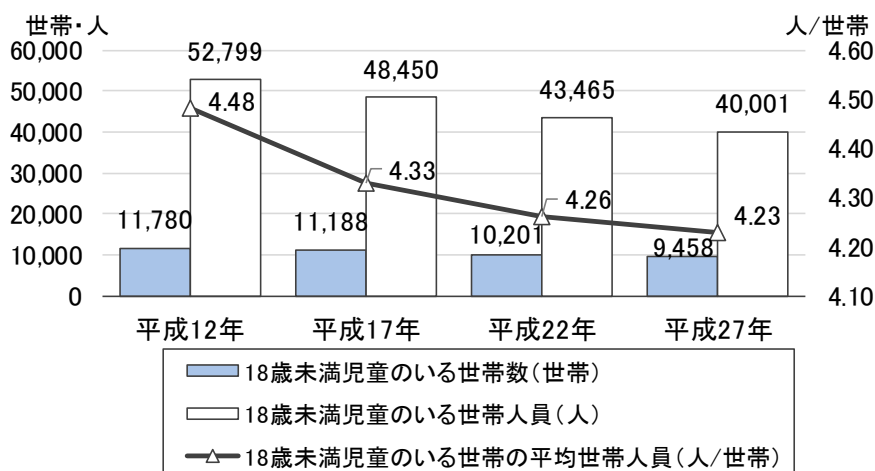
一方で、世帯数は年々増加しており、平成31年4月1日現在では45,134世帯となっています。1世帯当たりの平均人員は減少しており、平成31年4月1日現在で2.25人であり、小家族化の進行がうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 18歳未満児童のいる世帯数と平均世帯人員

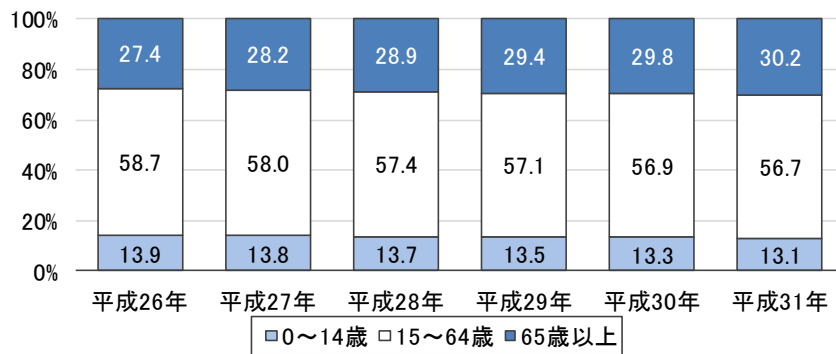
本市の18歳未満児童のいる世帯数は減少傾向で推移しており、平成27年では9,458世帯と1万世帯を下回りました。18歳未満児童のいる世帯の1世帯当たりの平均世帯人員は平成27年で4.23人となっており、子どものいる世帯においても小家族化が進行しているといえます。



資料：国勢調査

③ 年齢3区分別人口比

本市の年齢3区分別人口の比率をみると、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は減少傾向、65歳以上の高齢者人口割合は増加傾向にあり、65歳以上の高齢者人口割合が平成31年に3割を超えているように、「少子高齢化」が進行しています。各人口割合について平成26年と平成31年を比べると、年少人口割合は0.8ポイント減少、高齢者人口割合は、2.8ポイント増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

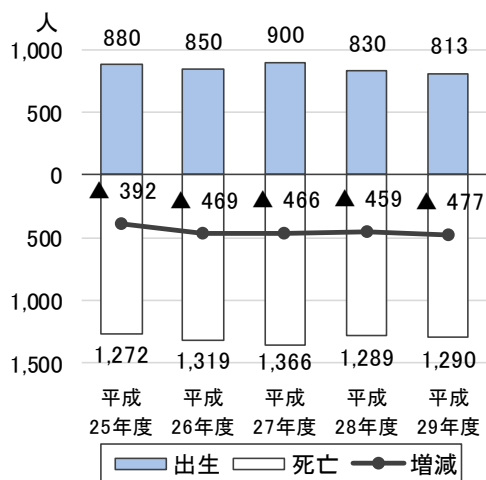
（2）人口動態の状況

① 自然動態※¹と社会動態※²

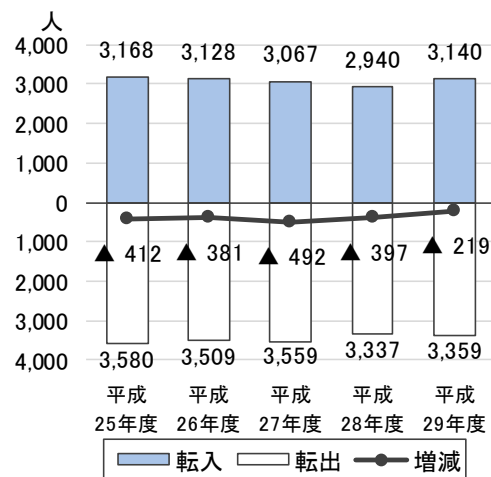
本市の人口の自然動態をみると、過去5年間は死亡数が出生数を上回る自然減となっています。平成29年度では、出生数が813人、死亡数が1,290人で477人が自然動態による減少となりました。

また、社会動態は、過去5年間では転出数が転入数を上回る社会減となっていますが、平成29年度では、社会動態による減少数が219人と、過去5年間では最も少ない減少数となっています。

■ 自然動態



■ 社会動態



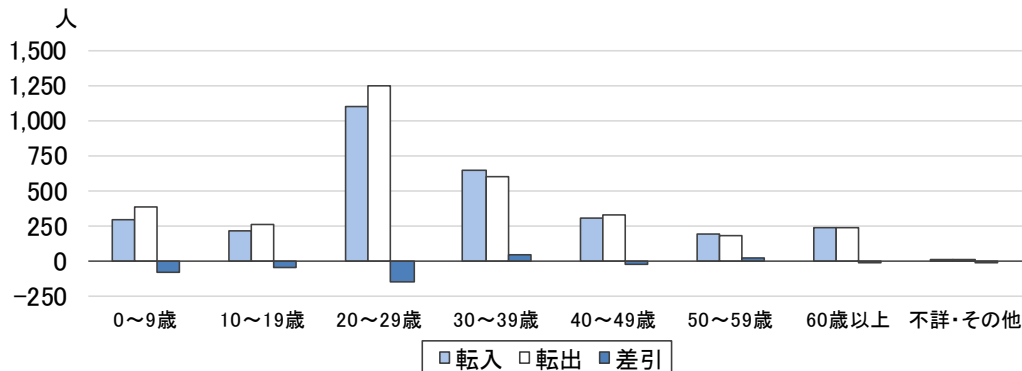
資料：津山市統計書

※1：自然動態とは、出生・死亡に伴う人口の動きのこと

※2：社会動態とは、転入・転出に伴う人口の動きのこと

② 年齢別社会動態

本市の人口の平成 30 年の年齢別の社会動態をみると、0～9 歳、10～19 歳、20～29 歳の年齢層で転入と転出の差分による減少が大きくなっています。



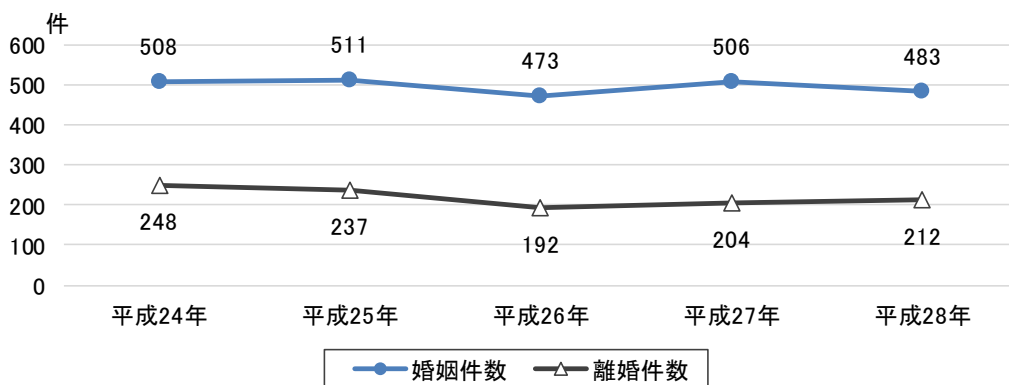
資料：住民基本台帳人口移動報告（平成 30 年）

（3）婚姻と出生率の状況

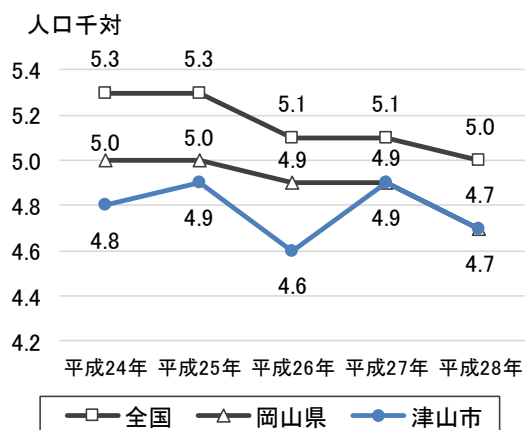
① 婚姻・離婚の件数と割合

本市の婚姻件数は減少かほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年では 483 件となっています。離婚件数も同様の傾向で、平成 28 年では 212 件となっています。婚姻率は、全国、岡山県と比べ同水準かやや低く、離婚率は、全国、岡山県と比べて高い割合で推移しています。

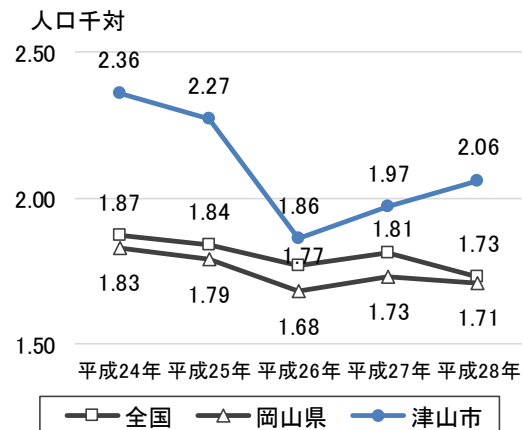
■ 婚姻件数と離婚件数の推移



■ 婚姻率



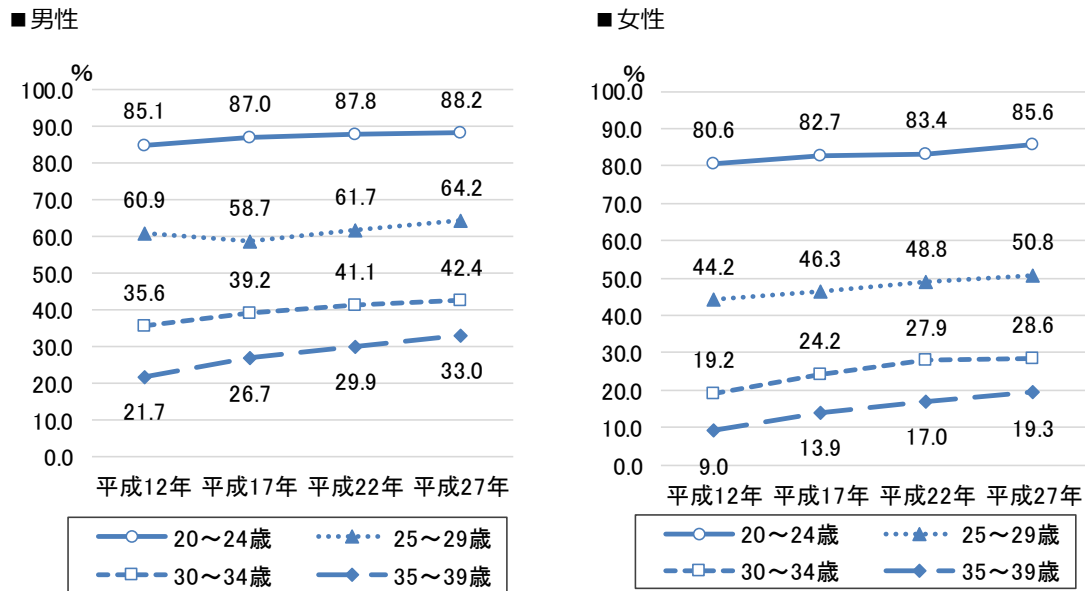
■ 離婚率



資料：岡山県衛生統計年報

② 男女別未婚率

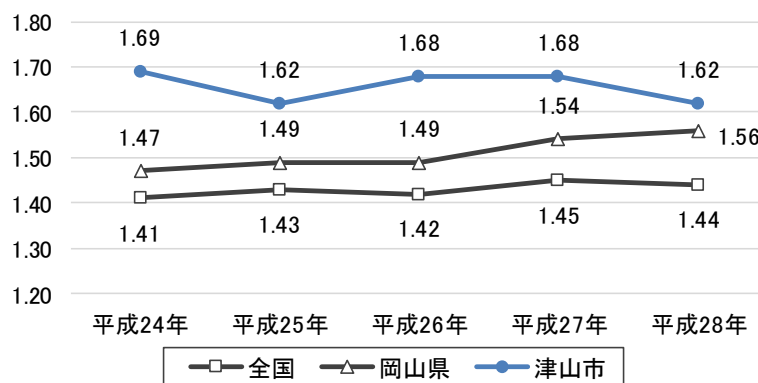
本市の20歳～39歳の未婚率は、男女ともに増加傾向となっています。平成27年では男性の25～29歳で64.2%、30～34歳で42.4%、35～39歳で33.0%が未婚となっています。女性では25～29歳で約半数、30～34歳で28.6%、35～39歳で19.3%が未婚となっています。津山市でも晩婚化、未婚化の傾向がうかがえます。



資料：国勢調査

③ 合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むとされる子どもの数）

本市の合計特殊出生率は、平成24年から平成28年の間、ほぼ横ばいで推移しています。全国、岡山県を上回っており、相対的に高い水準で推移しています。



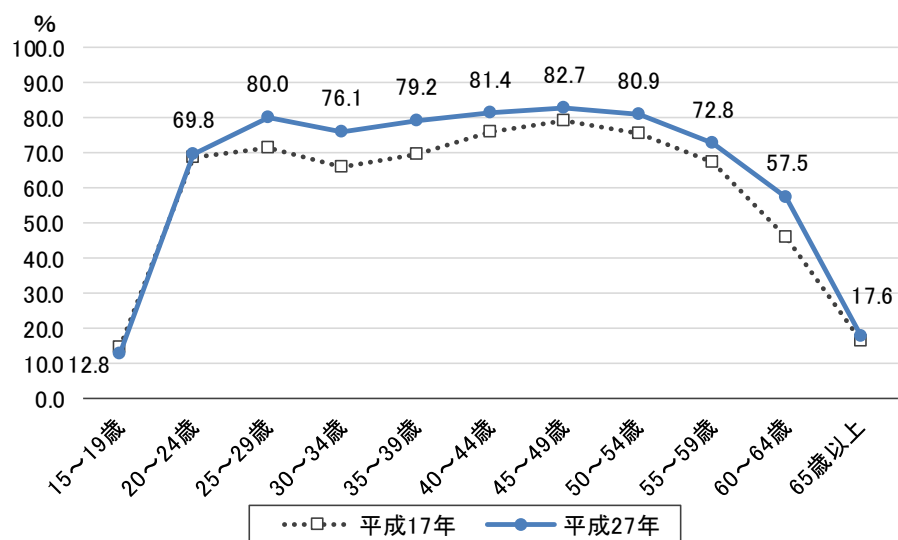
資料：岡山県衛生統計年報

(4) 就業の状況

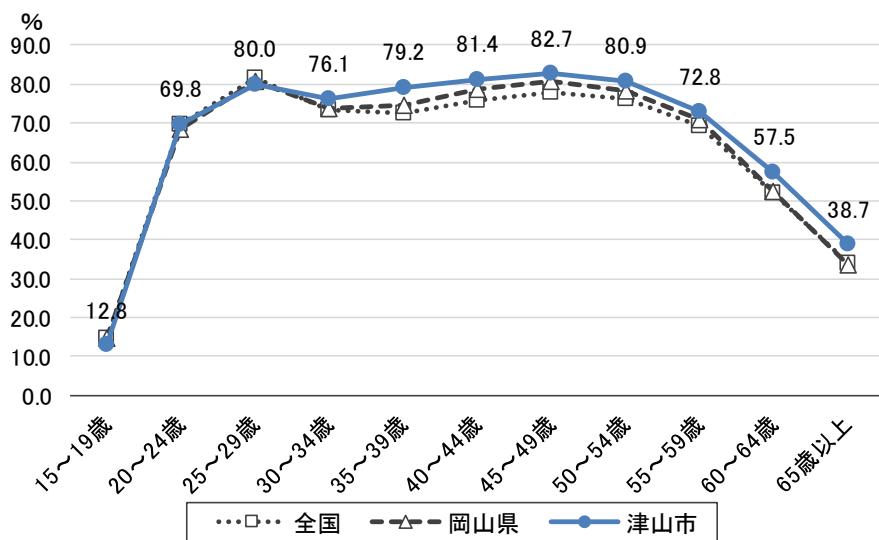
① 女性の労働力率

本市の女性の労働力率は、平成 17 年と比べると 25～39 歳の増加が顕著にみられます。全国、岡山県と比較すると、30 歳代以上ではやや高い水準となっています。

■平成 17 年との比較



■全国・岡山県との比較（平成 27 年）



資料：国勢調査

2 第1期津山市子ども・子育て支援事業計画の総括

(1) 進捗状況評価

第1期計画は、令和元年度が計画期間の最終年度に当たりますが、記載された各事業の進捗状況や目標の達成状況、今後の課題等について把握し、本計画に反映するため、平成30年度までの取組状況について各事業・施策の担当課で評価を実施しました。

第1期計画では、3つの基本目標と10の中目標の下、21の基本的施策を展開し、143の事業・施策を掲げています。評価は、各事業・施策ごとに、「十分達成（10割以上）」、「概ね達成（8割以上）」、「ある程度達成（6割以上）」、「達成不十分（6割未満）」、「未達成（4割未満）」の5段階で採点を行っており、達成状況を確認・判断できないものについては「評価不能」としました。（基本目標ごとの総括は後述します。）

その結果、下表のとおり「ある程度達成（6割以上）」以上と評価された事業・施策数は128となり、評価不能を除く事業・施策数139に対する達成率は92.1%でした。

■ 第1期計画記載事業の評価内容集計

評価	該当数	施策・事業名
①十分達成 (10割以上)	59	歯科検診と指導の充実、食に関する学習の場の提供、保幼小連携の充実、放課後子ども教室、津山市教育相談センター「鶴山塾」、妊婦一般健康診査、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、病児保育事業（医療機関型）、つどいの広場事業（親子ひろば「すくすく」）、つやまっ子家庭教育推進事業、学校支援ボランティア、チャレンジクラブ、自主防犯組織活動支援事業、ワーク・ライフ・バランスの啓発、民生委員・児童委員による支援ネットワークの強化 等
②概ね達成 (8割以上)	51	乳幼児健康診査、朝食摂取の推進、公立教育・保育施設の計画的整備、特別支援教育、妊婦への妊娠・出産に関する知識等の啓発、子育て短期支援事業、児童相談窓口の周知、要保護児童への迅速かつ適切な支援、げんぼくんの家庭学習、My Town つやま活用事業、男女共同参画等意識啓発、ファミリー・サポート・センター事業の普及 等
③ある程度達成 (6割以上)	18	乳幼児の食育、教育・保育人材確保事業、児童発達支援事業「てけてけ」、不登校対策、思春期保健等対策 等
④達成不十分 (6割未満)	9	わかる授業、療育相談、ひとり親家庭の相談体制の充実 等
⑤未達成 (4割未満)	2	ひとり親家庭の父や母の就労支援、子育て世帯対応住戸の拡充
⑥評価不能	4	※休止中、または廃止した事業が含まれます
計	143	達成率92.1% (128 (①+②+③) / 139 (全体-⑥))

(2) 評価指標の達成状況

第1期計画では、次世代育成支援対策の主要な取組について、20の指標を設定しました。20の指標について、目標達成状況は以下のとおりです。

■基本目標1 子どもが笑顔で育つまちづくり

	指標名	事業・施策名	最終目標値 (令和元年度)	実績値※	
1	乳幼児健康診査受診率	乳幼児健康診査	100%	乳児	97.2%
			100%	1歳6か月	97.1%
			100%	3歳	97.9%
2	乳幼児(3歳児)の朝食摂取率	乳幼児の食育	100%	91.8%	
3	保育園(所)の待機児童数	通常保育(保育園(所)・幼稚園)	0人	0人	
4	学力・学習状況調査(4教科)で県の平均点を上回った教科数	わかる授業	4教科	0教科	
5	放課後子ども教室設置数	放課後子ども教室	18教室	20教室	
6	保育園(所)・幼稚園、小中学校等への図書貸出数	学校園等への図書貸出	64,000冊	61,699冊	
7	幼児を対象とする療育訓練実施延べ人数	児童発達支援事業「てけてけ」	2,800人 (実利用者100人)	1,946人 (実利用者68人)	
8	不登校出現率	不登校対策	県平均未満	小学校	0.69% (県0.77%)
			県平均未満	中学校	3.07% (県3.09%)

※実績値は、平成30年度の数値

■基本目標2 楽しく子育てできるまちづくり

	指標名	事業・施策名	最終目標値 (令和元年度)	実績値※	
9	妊婦一般健康診査受診率	妊婦一般健康診査	85%	100%	
10	放課後児童クラブのクラス数	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	37クラス	37クラス	
11	一時預かり事業実施保育園(所)数	一時預かり事業(一般型)	17園	14園	
12	ファミリー・サポート・センター会員数	ファミリー・サポート・センター事業	1,100人	1,051人	
13	ひとり親家庭相談サポート件数	ひとり親家庭の相談体制の充実	1,230件	572件	

	指標名	事業・施策名	最終目標値 (令和元年度)	実績値※
14	ひとり親家庭就労支援者数	ひとり親家庭の父や母の就労支援	35 人	16 人 (高等職業 2 人、自立教育 1 人、 就労支援 13 人)
15	乳児家庭への訪問率	乳児家庭全戸訪問事業	100%	99.9%
16	養育支援を必要とする家庭への訪問率	養育支援訪問事業	100%	100%
17	小中学校での親学講座、保育園(所)・幼稚園での家族ふれあい教室の参加者数	つやまっ子家庭教育推進事業	5,100 人	5,828 人

※実績値は、平成 30 年度の数値

■基本目標 3 子ども・子育てを支える地域力づくり

	指標名	事業・施策名	最終目標値 (令和元年度)	実績値※
18	郷土学習のための施設等への訪問を実施した小学校数	My Town つやま活用事業	全 27 校	27 校
19	学校支援地域本部設置小中学校数	学校支援地域本部事業	全 35 校	35 校
20	ワーク・ライフ・バランス講習会開催回数	ワーク・ライフ・バランスの啓発	2 回以上	2 回

※実績値は、平成 30 年度の数値

(3) 中目標ごとの総括

第1期計画では、3つの基本目標それぞれに中目標を設定しました。10の中目標ごとに、事業・施策の取組や進捗状況について評価を行います。

① 子どもの健康を確保する（基本目標1 子どもが笑顔で育つまちづくり）

施策・事業数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
14	5	8	1	0	0	0	100.0%

《総括と課題》

子どもの健康の確保について、乳幼児健康診査では未受診者には再通知・訪問や電話等による受診勧奨を実施しており、9割台後半の受診率となっています。また、継続した観察が必要な児童に対しては、健診後も様子を把握し、必要に応じて相談や経過観察児教室、療育等の支援を行っています。歯の健康を保つための歯科指導は、様々な機会を活用して保護者に対して行っており、虫歯のない幼児の割合は目標値を上回る9割以上となっています。

子どもの食育の推進については、普及啓発活動を幼児期の教育・保育施設や親子クラブ、児童館等と連携して実施しており、乳幼児の朝食摂取率は9割台と高くなっていますが、野菜摂取率（毎食）が2割台と低調であり、改善が必要です。

② 子どもの「生きる力」を育む（基本目標1 子どもが笑顔で育つまちづくり）

施策・事業数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
42	7	18	12	5	0	—	88.1%

《総括と課題》

幼児教育・保育の充実について、保育園（所）でのいわゆる“待機児童”は、平成23年度以降ゼロとなっています。教育・保育施設の安定的な運営のためには、教育・保育を担う人材確保も重要になっており、潜在的有資格者の就労促進や保育園（所）・幼稚園・認定こども園の安定的人材確保を目的としたセミナーの開催など取組が進められています。また、公立教育・保育施設の計画的な整備により、幼稚園の再編や認定こども園への移行が進んでいます。今後は、幼児教育・保育の量的な確保に加えて、質の確保にも引き続き取り組んでいくことが必要です。

学校教育等の充実について、小中学校の学力・学習状況調査は、県平均との差に改善がみられるものの依然として県平均を下回っており、学力向上に向けた取組が引き続き求められます。放課後や週末等の子どもたちの居場所として、様々な体験活動や交流活動、学習活動を行う放課後子ども教室の実施箇所数は市内20か所となっており、目標の実施箇所数を達成しました。

次代の親の育成として、学生や生徒が乳幼児やその保護者とふれあう機会を提供しているほか、特別な問題を抱える児童への支援については、特別支援に関する幼児教育・保育施設に対する研修機会や巡回指導等を通じた保育者の支援力向上に取り組んでいます。また、保護者への相談対応や療育支

援体制の充実を図るとともに、引き続き民間事業者とも連携を図り、支援体制の強化を進めることが必要です。

③ 子どもを取り巻く有害環境への対策（基本目標 1 子どもが笑顔で育つまちづくり）

施策・事業数	十分達成 (10 割以上)	概ね達成 (8 割以上)	ある程度達成 (6 割以上)	達成不十分 (6 割未満)	未達成 (4 割未満)	評価不能	達成率
5	2	1	1	1	0	—	80.0%

《総括と課題》

思春期保健対策について、飲酒・喫煙等の防止に関する知識の普及に向けた小中学校養護教諭との連携や、薬物乱用防止教室を各中学校で実施しています。

消費生活・情報モラル教育の推進については、市内の学校における消費生活講座や情報モラル教育に取り組んでいます。スマートフォンや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及など子どもを取り巻く生活環境は近年大きく変化しており、引き続き学校や家庭と連携をとりながら啓発を進める必要があります。

④ 母親の健康を確保する（基本目標 2 楽しく子育てできるまちづくり）

施策・事業数	十分達成 (10 割以上)	概ね達成 (8 割以上)	ある程度達成 (6 割以上)	達成不十分 (6 割未満)	未達成 (4 割未満)	評価不能	達成率
4	3	1	0	0	0	—	100.0%

《総括と課題》

妊産婦等への保健医療の充実として、母子健康手帳交付者全員に保健師が面接を行い、「母子健康手帳副読本」等のパンフレットを活用して、妊娠期からのサービス利用について説明を行っているほか、妊娠・出産に関する知識の普及や相談対応を行う教室を開催しています。妊婦一般健康診査についても、ほぼすべての方が妊婦健診を受診することができており、安心して妊娠・出産ができる相談・支援体制の強化が進められています。

⑤ 子育てに係る経済的支援や子育てと仕事の両立に向けた支援（基本目標 2 楽しく子育てできるまちづくり）

施策・事業数	十分達成 (10 割以上)	概ね達成 (8 割以上)	ある程度達成 (6 割以上)	達成不十分 (6 割未満)	未達成 (4 割未満)	評価不能	達成率
18	6	7	1	3	1	—	77.8%

《総括と課題》

多様な子育て支援サービスの充実について、放課後児童クラブは利用者数が増加するクラブの組数を増設するなど、受け入れ体制の整備が進んでいます。現在、市内 37 クラスで実施しており目標を達成しています。病児保育事業は、目標であった市内 2 か所目となる新規施設を平成 30 年 3 月に開設するとともに、引き続き事業や実施施設についての周知・広報に取り組んでいます。また、援助を

希望する人と支援者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業については、会員募集チラシの配布や講習会の開催により、年々会員数が増加しています。

ひとり親家庭等の自立支援については、母子父子自立支援員を配置して相談対応を行い、警察や他部署と連携しながら必要な支援につなげています。相談件数は目標を下回っていますが、インターネットからでも支援員に相談できるように「相談フォーム」を開設するなど、相談のしやすい環境づくりが進められています。

⑥ 市のサービス周知や相談体制の充実（基本目標 2 楽しく子育てできるまちづくり）

施策・事業数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
13	5	8	0	0	0	—	100.0%

《総括と課題》

子育て支援に係る情報提供と相談体制の充実について、「津山市子育て支援ガイドブック」の配布や「つやま子育てネット」の活用により、子育て支援サービスや各種給付、子育てに関する行事等の情報発信を行っています。また、乳児家庭全戸訪問事業や、津山すこやか・こどもセンターや支所、地域での育児相談・指導、親子ひろば「すくすく」、「わくわく」の運営等を通じて、相談のしやすい環境づくりが進められています。児童相談窓口による相談件数は増加傾向にあり、子育てに関する問題や悩みを抱える保護者が増加していることもうかがえることから、今後も体制の整備に取り組む必要があります。

養育支援の必要な家庭への援助と児童虐待防止の対策として、「津山市要保護児童対策地域協議会」に所属する関係機関と連携し児童虐待防止に取り組むほか、要保護児童への迅速かつ適切な支援を行うため、ケース検討会議等を開催し、関係機関と連携を行い支援が進められています。

⑦ 親育ちや家庭教育向上への支援（基本目標 2 楽しく子育てできるまちづくり）

施策・事業数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
6	3	3	0	0	0	—	100.0%

《総括と課題》

家庭教育への支援として、小学校・中学校入学時にリーフレット「げんぽくんの家庭学習」を配付し、家庭学習の必要性の啓発や学習習慣の定着を図っています。また、小中学校での親学講座、幼稚園での家族ふれあい教室など、親に対する学習機会を提供しています。保護者向けの読み聞かせ講座や読み聞かせ会の開催により、読書活動のきっかけづくりや読書習慣の定着に向けた取組も進められています。

⑧ 子どもの生きる力を育む地域力の向上（基本目標3 子ども・子育てを支える地域力づくり）

施策・事業数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
21	14	1	2	0	0	4	100.0%

《総括と課題》

学校教育との連携については、開かれた学校づくりとして市内小中学校全35校（市立）の学校ホームページを作成したほか、My Town つやま活用事業として校外学習を中心とした見学や地域の講師を招いた体験型学習を行うなど、地域資源を積極的に活用した地域に根差した学校づくりが進められています。また、学校支援ボランティアも登録目標数に達し、登下校時の見守りや学習支援、本の読み聞かせ等で子ども達への支援が幅広く進んでいます。

地域による教育力向上として、PTA活動の促進や情報交換を図るため、PTA会員を対象とした講演や講習会の実施、スポーツを通じた親子のふれあいの場を提供することを目的としたチャレンジクラブ（親子を対象としたスポーツ教室）が開催されています。

子どもを有害環境や犯罪、事故から守る取組として、青色防犯パトロールを行う自主防犯組織の活動支援や防犯カメラや防犯灯の設置推進を行ったほか、交通安全への啓発活動や幼稚園・保育園（所）等での交通安全教室は目標を上回る開催数となっています。

⑨ 子育て家庭に対する地域や企業の支援体制等の強化（基本目標3 子ども・子育てを支える地域力づくり）

施策・事業数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
12	7	3	1	0	1	—	91.7%

《総括と課題》

仕事と生活の調和実現に向けた取組として、機関紙えすぽあや広報津山など紙媒体での周知のほか、さん・さん祭りや講演会などを実施し、男女共同参画の意識啓発に努めています。また、企業担当者を対象としたワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや、シンポジウムの開催を通じて啓発が進められています。一方で、仕事と家庭、子育ての両立に向けては地域や企業などの理解や支援制度の普及が依然として重要であり、取組の強化が求められます。

地域による子育て家庭への支援強化として、ファミリー・サポート・センター事業の普及に向けた講習会や交流会の開催のほか、地域で子育てをする重要性についての啓発を広報紙やホームページで行っています。

安全・安心な生活環境の整備として、子育て世帯のニーズを勘案しながら市営住宅戸数の確保に引き続き取り組んでいく必要があります。

⑩ 「地域力」を高めるネットワークづくり（基本目標 3 子ども・子育てを支える地域力づくり）

施策・事業数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
8	7	1	0	0	0	—	100.0%

《総括と課題》

子育て支援団体等の育成・支援と連携等の強化として、民生委員・児童委員による各地区での学校訪問・挨拶運動や見守りの実施のほか、地域ぐるみで子育てを進めるための母親クラブ・親子クラブの活動促進、愛育委員・栄養委員の協力による声かけ訪問などに取り組んでおり、引き続き子育て支援に取り組む団体との連携により地域の子育て力を高め、安心・安全な子育て環境づくりを図っていくことが求められます。

（４）幼児期の教育・保育の利用・確保状況

第１期計画では、幼児期の教育・保育に関する「量の見込み（利用ニーズ）」を設定し、これに対応するための具体的な提供方針としての「確保方策」を定めました。計画値と利用実績は以下のとおりです。

なお、各認定区分の内容と対象となる利用施設は次のとおりです。

■認定区分

認定区分	内 容	利用施設
1号	満３歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前子ども（教育標準時間認定）	幼稚園・認定こども園（教育利用）
2号	満３歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育認定）	保育園（所） ・認定こども園（保育利用）
3号	満３歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育認定）	保育園（所）・認定こども園（保育利用）・地域型保育（※）

※小規模保育（利用定員６人以上１９人以下）、家庭的保育（利用定員５人以下）、事業所内保育（主として従業員の子どもに保育を提供）、居宅訪問型保育（居宅において１対１の保育を提供）の４種類

① １号認定（幼稚園・認定こども園（教育利用））

【単位：実利用人数／年】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
津山地区					
【計画値】量の見込み	742	736	728	728	714
【計画値】確保方策	760	743	743	743	743
実績値（入園児童数（人））	604	586	549	522	
加茂・阿波地区					
【計画値】量の見込み	20	20	20	18	17
【計画値】確保方策	30	30	30	30	30
実績値（入園児童数（人））	22	28	18	6	
勝北地区					
【計画値】量の見込み	14	13	14	13	14
【計画値】確保方策	0	0	15	15	15
実績値（入園児童数（人））	-	15	22	24	
久米地区					
【計画値】量の見込み	5	5	5	4	4
【計画値】確保方策	0	0	5	5	5
実績値（入園児童数（人））	-	-	1	9	
全地区合計					
【計画値】量の見込み	781	774	767	763	749
【計画値】確保方策	790	773	793	793	793
実績値（入園児童数（人））	626	629	590	561	

② 2号認定・3号認定（保育園（所）・認定こども園（保育利用））

【単位：実利用人数/年】

津山地区	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
【計画値】量の見込み	1,503	897	297	1,489	883	290	1,473	863	284
	計 2,697			計 2,662			計 2,620		
【計画値】確保方策	1,478	770	252	1,477	791	262	1,489	800	265
	計 2,500			計 2,530			計 2,554		
実績値（入園児童数（人））	1,630	907	322	1,658	913	338	1,603	962	310
	2,859			2,909			2,875		
実績値（利用定員（人））	2,490			2,544			2,550		

津山地区	平成 30 年度			令和元年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
【計画値】量の見込み	1,474	842	277	1,446	822	270
	計 2,593			計 2,538		
【計画値】確保方策	1,500	806	265	1,508	808	265
	計 2,571			計 2,581		
実績値（入園児童数（人））	1,663	949	308			
	2,920					
実績値（利用定員（人））	2,550					

加茂・阿波地区	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
【計画値】量の見込み	52	39	7	54	36	7	51	36	7
	計 98			計 97			計 94		
【計画値】確保方策	55	35	8	53	34	8	53	34	8
	計 98			計 95			計 95		
実績値（入園児童数（人））	63	27	9	58	33	8	44	30	11
	99			99			85		
実績値（利用定員（人））	100			100			100		

加茂・阿波地区	平成 30 年度			令和元年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
【計画値】量の見込み	47	35	7	44	34	6
	計 89			計 84		
【計画値】確保方策	53	34	8	53	34	8
	計 95			計 95		
実績値（入園児童数（人））	52	36	12			
	100					
実績値（利用定員（人））	100					

【単位:実利用人数/年】

勝北地区	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
【計画値】量の見込み	102	42	9	94	43	9	98	42	9
	計 153			計 146			計 149		
【計画値】確保方策	135	45	10	140	45	10	140	45	10
	計 190			計 195			計 195		
実績値（入園児童数（人））	129	46	12	119	50	12	128	50	12
	187			181			190		
実績値（利用定員（人））	200			200			200		
勝北地区	平成 30 年度			令和元年度					
	2 号	3 号		2 号	3 号				
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳			
【計画値】量の見込み	94	40	8	97	38	8			
	計 142			計 143					
【計画値】確保方策	140	45	10	140	45	10			
	計 195			計 195					
実績値（入園児童数（人））	121	56	5						
	182								
実績値（利用定員（人））	200								

久米地区	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
【計画値】量の見込み	133	51	11	135	44	11	134	44	10
	計 195			計 190			計 188		
【計画値】確保方策	130	57	13	130	57	13	130	57	13
	計 200			計 200			計 200		
実績値（入園児童数（人））	143	66	24	150	72	22	151	68	21
	233			244			240		
実績値（利用定員（人））	200			200			200		
久米地区	平成 30 年度			令和元年度					
	2 号	3 号		2 号	3 号				
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳			
【計画値】量の見込み	117	43	10	106	42	10			
	計 170			計 158					
【計画値】確保方策	130	57	13	130	57	13			
	計 200			計 200					
実績値（入園児童数（人））	145	62	25						
	232								
実績値（利用定員（人））	200								

【単位:実利用人数/年】

全地区合計	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
【計画値】量の見込み	1,790	1,029	324	1,772	1,006	317	1,756	985	310
	計 3,143			計 3,095			計 3,051		
【計画値】確保方策	1,798	907	283	1,800	927	293	1,812	936	296
	計 2,988			計 3,020			計 3,044		
実績値（入園児童数（人））	1,965	1,046	367	1,985	1,068	380	1,926	1,110	354
	3,378			3,433			3,390		
実績値（利用定員（人））	2,990			3,044			3,050		
全地区合計	平成 30 年度			令和元年度					
	2 号	3 号		2 号	3 号				
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳			
【計画値】量の見込み	1,732	960	302	1,693	936	294			
	計 2,994			計 2,923					
【計画値】確保方策	1,823	942	296	1,831	944	296			
	計 3,061			計 3,071					
実績値（入園児童数（人））	1,981	1,103	350						
	3,434								
実績値（利用定員（人））	3,050								

(5) 地域子ども・子育て支援事業の利用・確保状況

第1期計画で設定した、地域子ども・子育て支援事業に関する計画値（「量の見込み」及び「確保方策」）と、計画期間中の利用実績は以下のとおりです。

① 利用者支援事業

【単位：必要施設数】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値					
津山地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
加茂・阿波地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
勝北地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
久米地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
量の見込み（全地区合計）	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
確保方策（箇所数）	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
実績値					
津山地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
加茂・阿波地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
勝北地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
久米地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
実績値（全地区合計）	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	

② 地域子育て支援拠点事業

【単位：延べ利用人数/月】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値					
津山地区	2,968 人日	2,912 人日	2,847 人日	2,777 人日	2,711 人日
加茂・阿波地区	76 人日	72 人日	71 人日	69 人日	67 人日
勝北地区	218 人日	219 人日	214 人日	205 人日	194 人日
久米地区	278 人日	254 人日	249 人日	241 人日	239 人日
量の見込み（全地区合計）	3,540 人日	3,457 人日	3,381 人日	3,292 人日	3,211 人日
確保方策（箇所数）	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
実績値					
津山地区	1,781 人日	4,150 人日	5,999 人日	4,173 人日	
加茂・阿波地区	-	-	-	-	
勝北地区	178 人日	189 人日	228 人日	295 人日	
久米地区	218 人日	260 人日	240 人日	264 人日	
実績値（全地区合計）	2,177 人日	4,599 人日	6,467 人日	4,732 人日	
実施箇所数計	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所	

③ 妊婦健康診査

【単位:延べ利用人数/年】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値					
津山地区	9,009 人回	8,800 人回	8,591 人回	8,382 人回	8,173 人回
加茂・阿波地区	231 人回	231 人回	231 人回	209 人回	209 人回
勝北地区	451 人回	440 人回	418 人回	396 人回	396 人回
久米地区	396 人回	385 人回	363 人回	363 人回	363 人回
量の見込み (全地区合計)	10,087 人回	9,856 人回	9,603 人回	9,350 人回	9,141 人回
実績値					
津山地区	9,807 人回	8,846 人回	9,486 人回	8,286 人回	
加茂・阿波地区	310 人回	244 人回	201 人回	242 人回	
勝北地区	440 人回	451 人回	333 人回	373 人回	
久米地区	385 人回	364 人回	427 人回	416 人回	
実績値 (全地区合計)	10,942 人回	9,905 人回	10,447 人回	9,317 人回	

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【単位:実利用人数/年】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値					
津山地区	777 人	758 人	741 人	723 人	706 人
加茂・阿波地区	20 人	19 人	19 人	19 人	18 人
勝北地区	39 人	38 人	37 人	35 人	33 人
久米地区	33 人	33 人	32 人	31 人	31 人
量の見込み (全地区合計)	869 人	848 人	829 人	808 人	788 人
実績値					
津山地区	719 人	736 人	783 人	715 人	
加茂・阿波地区	22 人	28 人	20 人	21 人	
勝北地区	39 人	46 人	25 人	37 人	
久米地区	37 人	31 人	33 人	34 人	
実績値 (全地区合計)	817 人	841 人	861 人	807 人	

⑤ 養育支援訪問事業

【単位:実利用人数/年】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値					
津山地区	135 人	135 人	135 人	135 人	135 人
加茂・阿波地区	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
勝北地区	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
久米地区	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
量の見込み (全地区合計)	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
実績値					
津山地区	128 人	135 人	209 人	223 人	
加茂・阿波地区	1 人	9 人	14 人	8 人	
勝北地区	5 人	11 人	15 人	16 人	
久米地区	1 人	10 人	7 人	5 人	
実績値 (全地区合計)	135 人	165 人	245 人	252 人	

⑥ 子育て短期支援事業

【単位:延べ利用人数/年】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値					
津山地区	30 人日	30 人日	29 人日	29 人日	28 人日
加茂・阿波地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
勝北地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
久米地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
量の見込み (全地区合計)	30 人日	30 人日	29 人日	29 人日	28 人日
実績値					
実績値 (全地区合計)	57 人日	45 人日	136 人日	84 人日	

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

【単位:延べ利用人数/年】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
津山地区					
【計画値】量の見込み	978 人日	962 人日	946 人日	926 人日	910 人日
【計画値】確保方策	978 人日	962 人日	946 人日	926 人日	910 人日
実績値	1,264 人日	1,142 人日	770 人日	954 人日	
加茂・阿波地区					
【計画値】量の見込み	42 人日	42 人日	36 人日	36 人日	36 人日
【計画値】確保方策	42 人日	42 人日	36 人日	36 人日	36 人日
実績値	12 人日	1 人日	2 人日	4 人日	
勝北地区					
【計画値】量の見込み	68 人日	62 人日	57 人日	57 人日	47 人日
【計画値】確保方策	68 人日	62 人日	57 人日	57 人日	47 人日
実績値	23 人日	22 人日	6 人日	2 人日	
久米地区					
【計画値】量の見込み	62 人日	62 人日	57 人日	57 人日	57 人日
【計画値】確保方策	62 人日	62 人日	57 人日	57 人日	57 人日
実績値	0 人日	37 人日	36 人日	37 人日	
全地区合計					
【計画値】量の見込み	1,150 人日	1,128 人日	1,096 人日	1,076 人日	1,050 人日
【計画値】確保方策	1,150 人日	1,128 人日	1,096 人日	1,076 人日	1,050 人日
実績値	1,299 人日	1,202 人日	814 人日	997 人日	

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型）

【単位：延べ利用人数/年】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
津山地区					
【計画値】量の見込み	28,337 人日	28,064 人日	27,768 人日	27,780 人日	27,246 人日
【計画値】確保方策	28,337 人日	28,064 人日	27,768 人日	27,780 人日	27,246 人日
実績値	12,565 人日	15,261 人日	11,265 人日	12,120 人日	
加茂・阿波地区					
【計画値】量の見込み	1,882 人日	1,952 人日	1,836 人日	1,696 人日	1,603 人日
【計画値】確保方策	1,882 人日	1,952 人日	1,836 人日	1,696 人日	1,603 人日
実績値	578 人日	2,002 人日	1,538 人日	279 人日	
勝北地区					
【計画値】量の見込み	404 人日	372 人日	386 人日	372 人日	382 人日
【計画値】確保方策	404 人日	372 人日	386 人日	372 人日	382 人日
実績値	-	222 人日	338 人日	187 人日	
久米地区					
【計画値】量の見込み	448 人日	457 人日	454 人日	394 人日	359 人日
【計画値】確保方策	448 人日	457 人日	454 人日	394 人日	359 人日
実績値	-	-	18 人日	223 人日	
全地区合計					
【計画値】量の見込み	31,071 人日	30,845 人日	30,444 人日	30,242 人日	29,590 人日
【計画値】確保方策	31,071 人日	30,845 人日	30,444 人日	30,242 人日	29,590 人日
実績値	13,143 人日	17,485 人日	13,159 人日	12,809 人日	

⑧-2 一時預かり事業（一般型等）

【単位：延べ利用人数/年】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
津山地区					
【計画値】量の見込み	11,913 人日	11,708 人日	11,474 人日	11,242 人日	10,985 人日
【計画値】確保方策	11,913 人日	11,708 人日	11,474 人日	11,242 人日	10,985 人日
保育園(所)での一時預かり	11,190 人日	10,947 人日	10,689 人日	10,436 人日	10,156 人日
ファミリー・サポート・センター	723 人日	761 人日	785 人日	806 人日	829 人日
実績値	10,018 人日	9,447 人日	7,508 人日	7,099 人日	
保育園(所)での一時預かり	8,909 人日	8,361 人日	7,190 人日	6,850 人日	
ファミリー・サポート・センター	1,109 人日	1,086 人日	318 人日	249 人日	
加茂・阿波地区					
【計画値】量の見込み	104 人日	95 人日	93 人日	95 人日	94 人日
【計画値】確保方策	104 人日	95 人日	93 人日	95 人日	94 人日
保育園(所)での一時預かり	92 人日	83 人日	81 人日	82 人日	81 人日
ファミリー・サポート・センター	12 人日	12 人日	12 人日	13 人日	13 人日
実績値	44 人日	35 人日	16 人日	40 人日	
保育園(所)での一時預かり	34 人日	34 人日	16 人日	36 人日	
ファミリー・サポート・センター	10 人日	1 人日	0 人日	4 人日	
勝北地区					
【計画値】量の見込み	187 人日	182 人日	182 人日	175 人日	172 人日
【計画値】確保方策	187 人日	182 人日	182 人日	175 人日	172 人日
保育園(所)での一時預かり	175 人日	170 人日	170 人日	162 人日	159 人日
ファミリー・サポート・センター	12 人日	12 人日	12 人日	13 人日	13 人日
実績値	899 人日	393 人日	449 人日	626 人日	
保育園(所)での一時預かり	879 人日	378 人日	447 人日	624 人日	
ファミリー・サポート・センター	20 人日	15 人日	2 人日	2 人日	
久米地区					
【計画値】量の見込み	242 人日	235 人日	232 人日	212 人日	201 人日
【計画値】確保方策	242 人日	235 人日	232 人日	212 人日	201 人日
保育園(所)での一時預かり	227 人日	220 人日	216 人日	197 人日	186 人日
ファミリー・サポート・センター	15 人日	15 人日	16 人日	15 人日	15 人日
実績値	252 人日	326 人日	246 人日	428 人日	
保育園(所)での一時預かり	252 人日	298 人日	218 人日	391 人日	
ファミリー・サポート・センター	0 人日	28 人日	28 人日	37 人日	
全地区合計					
【計画値】量の見込み	12,446 人日	12,220 人日	11,981 人日	11,724 人日	11,452 人日
【計画値】確保方策	12,446 人日	12,220 人日	11,981 人日	11,724 人日	11,452 人日
保育園(所)での一時預かり	11,684 人日	11,420 人日	11,156 人日	10,877 人日	10,582 人日
ファミリー・サポート・センター	762 人日	800 人日	825 人日	847 人日	870 人日
実績値	11,213 人日	10,201 人日	8,219 人日	8,193 人日	
保育園(所)での一時預かり	10,074 人日	9,071 人日	7,871 人日	7,901 人日	
ファミリー・サポート・センター	1,139 人日	1,130 人日	348 人日	292 人日	

⑨ 延長保育事業

【単位：実人数/年】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
津山地区					
【計画値】量の見込み	888 人	875 人	861 人	850 人	832 人
【計画値】確保方策	888 人	875 人	861 人	850 人	832 人
実績値（※延べ利用人数）	1,493 人	1,494 人	1,255 人	1,202 人	
加茂・阿波地区					
【計画値】量の見込み	22 人	22 人	21 人	20 人	19 人
【計画値】確保方策	22 人	22 人	21 人	20 人	19 人
実績値（※延べ利用人数）	24 人	34 人	15 人	13 人	
勝北地区					
【計画値】量の見込み	27 人	26 人	26 人	25 人	25 人
【計画値】確保方策	27 人	26 人	26 人	25 人	25 人
実績値（※延べ利用人数）	32 人	43 人	34 人	34 人	
久米地区					
【計画値】量の見込み	49 人	48 人	47 人	43 人	41 人
【計画値】確保方策	49 人	48 人	47 人	43 人	41 人
実績値（※延べ利用人数）	114 人	97 人	99 人	46 人	
全地区合計					
【計画値】量の見込み	986 人	971 人	955 人	938 人	917 人
【計画値】確保方策	986 人	971 人	955 人	938 人	917 人
実績値（※延べ利用人数）	1,663 人	1,668 人	1,403 人	1,295 人	

⑩ 病児保育事業

【単位：延べ利用人数/年】

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値					
津山地区	1,945 人日	1,917 人日	1,886 人日	1,863 人日	1,823 人日
加茂・阿波地区	39 人日	39 人日	38 人日	36 人日	34 人日
勝北地区	71 人日	69 人日	68 人日	66 人日	65 人日
久米地区	94 人日	91 人日	90 人日	82 人日	78 人日
量の見込み（全地区合計）	2,149 人日	2,116 人日	2,082 人日	2,047 人日	2,000 人日
確保方策（箇所数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実績値					
実績値（全地区合計）	829 人日	821 人日	912 人日	1,152 人日	
実施箇所数	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【単位：実人数/年】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
津山地区					
【計画値】量の見込み	1,201 人	1,173 人	1,161 人	1,128 人	1,113 人
1～3 年生	955 人	929 人	925 人	893 人	884 人
4～6 年生	246 人	244 人	236 人	235 人	229 人
【計画値】確保方策	1,201 人	1,173 人	1,161 人	1,128 人	1,113 人
1～3 年生	955 人	929 人	925 人	893 人	884 人
4～6 年生	246 人	244 人	236 人	235 人	229 人
実績値	1,046 人	1,283 人	1,202 人	1,208 人	
1～3 年生	827 人	1,026 人	943 人	935 人	
4～6 年生	219 人	257 人	259 人	273 人	
加茂・阿波地区					
【計画値】量の見込み	56 人	48 人	41 人	42 人	42 人
1～3 年生	45 人	38 人	30 人	31 人	33 人
4～6 年生	11 人	10 人	11 人	11 人	9 人
【計画値】確保方策	56 人	48 人	41 人	42 人	42 人
1～3 年生	45 人	38 人	30 人	31 人	33 人
4～6 年生	11 人	10 人	11 人	11 人	9 人
実績値	57 人	59 人	61 人	53 人	
1～3 年生	40 人	43 人	29 人	30 人	
4～6 年生	17 人	16 人	32 人	23 人	
勝北地区					
【計画値】量の見込み	78 人	72 人	67 人	63 人	57 人
1～3 年生	61 人	55 人	51 人	48 人	44 人
4～6 年生	17 人	17 人	16 人	15 人	13 人
【計画値】確保方策	78 人	72 人	67 人	63 人	57 人
1～3 年生	61 人	55 人	51 人	48 人	44 人
4～6 年生	17 人	17 人	16 人	15 人	13 人
実績値	35 人	50 人	61 人	56 人	
1～3 年生	33 人	43 人	50 人	43 人	
4～6 年生	2 人	7 人	11 人	13 人	
久米地区					
【計画値】量の見込み	75 人	73 人	70 人	72 人	72 人
1～3 年生	59 人	57 人	54 人	57 人	58 人
4～6 年生	16 人	16 人	16 人	15 人	14 人
【計画値】確保方策	75 人	73 人	70 人	72 人	72 人
1～3 年生	59 人	57 人	54 人	57 人	58 人
4～6 年生	16 人	16 人	16 人	15 人	14 人
実績値	92 人	89 人	93 人	107 人	
1～3 年生	73 人	72 人	78 人	84 人	
4～6 年生	19 人	17 人	15 人	23 人	
全地区合計					
【計画値】量の見込み	1,410 人	1,366 人	1,339 人	1,305 人	1,284 人
1～3 年生	1,120 人	1,079 人	1,060 人	1,029 人	1,019 人
4～6 年生	290 人	287 人	279 人	276 人	265 人
【計画値】確保方策	1,410 人	1,366 人	1,339 人	1,305 人	1,284 人
1～3 年生	1,120 人	1,079 人	1,060 人	1,029 人	1,019 人
4～6 年生	290 人	287 人	279 人	276 人	265 人
実績値	1,230 人	1,481 人	1,417 人	1,424 人	
1～3 年生	973 人	1,184 人	1,100 人	1,092 人	
4～6 年生	257 人	297 人	317 人	332 人	

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全地区・実施の有無					
実績値	—	—	—	—	実施

※令和元年 10 月から実施

3 アンケート調査からみる保護者の評価

津山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果から、これまで実施してきた事業・施策への評価や、今後強化すべき子育て支援施策を検討します。

(1)「基本目標 1 子どもが笑顔で育つまちづくり」に関する結果

○幼児教育・保育の利用状況（平日）について、3歳以上では幼稚園の利用率が1割台半ば、認可保育園（所）が5割程度、認定こども園が3割程度。

○放課後児童クラブは、小学校低学年時に利用したい割合が6割以上と高い（未就学児5,6歳への調査）。

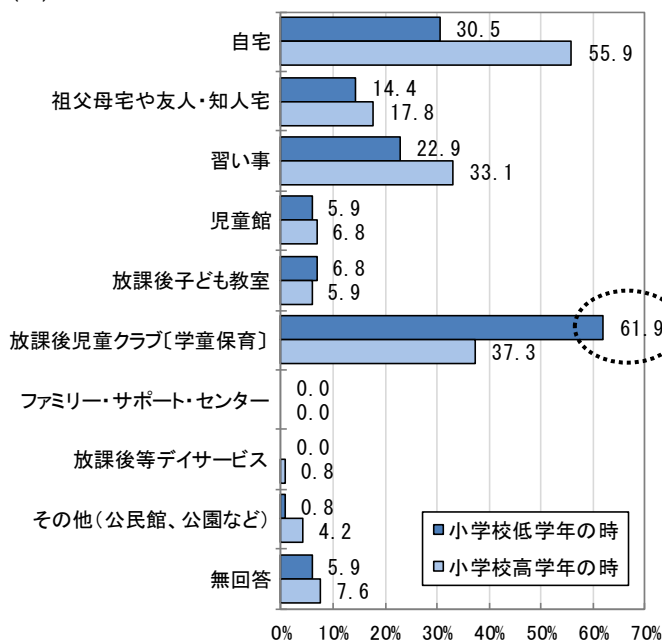
○遊びに関して、外遊びへのニーズのほか、地域の支援者が遊びを教えてくれる場所へのニーズも一定数ある。

【問】平日どのような教育・保育の事業を利用しているか（年齢別）

上段:度数 下段:% ※全体には年齢不詳を含む	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園(所)	認定こども園	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター	児童発達支援事業	その他	無回答
全体	719 100.0	65 9.0	17 2.4	435 60.5	190 26.4	11 1.5	5 0.7	-	17 2.4	12 1.7	2 0.3
0歳	26 100.0	-	-	20 76.9	3 11.5	3 11.5	1 3.8	-	-	-	-
1歳	56 100.0	-	1 1.8	37 66.1	12 21.4	3 5.4	1 1.8	-	-	4 7.1	1 1.8
2歳	158 100.0	1 0.6	1 0.6	119 75.3	28 17.7	4 2.5	2 1.3	-	2 1.3	3 1.9	1 0.6
3歳	246 100.0	32 13.0	8 3.3	141 57.3	68 27.6	-	1 0.4	-	8 3.3	3 1.2	-
4歳	104 100.0	17 16.3	2 1.9	52 50.0	33 31.7	-	-	-	6 5.8	1 1.0	-
5歳	114 100.0	14 12.3	4 3.5	57 50.0	42 36.8	1 0.9	-	-	1 0.9	1 0.9	-

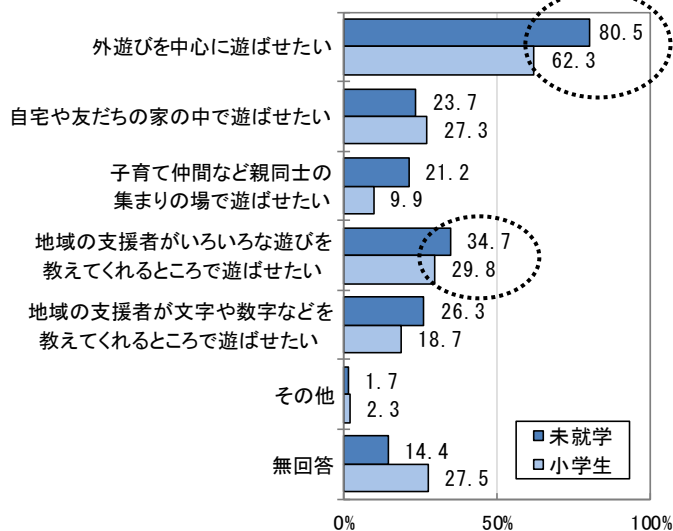
【問】放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか【5,6歳児】

(MA) N=118



【問】地域の中でお子さんを遊ばせたい場所【未就学、小学生】

(MA) 未就学: N=118 小学生: N=956



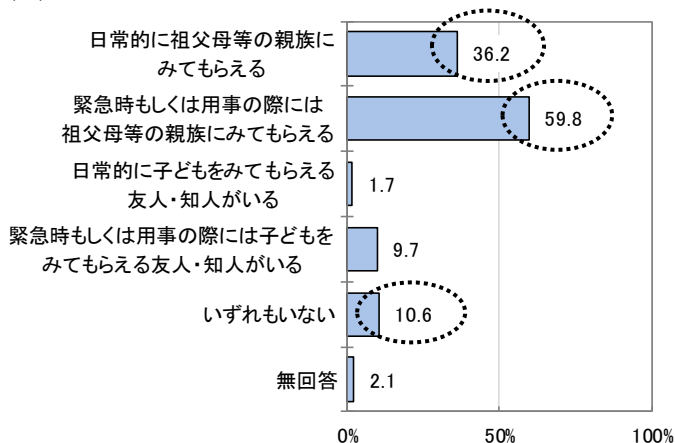
注)「N」「SA」「MA」は、それぞれ
「N」 = サンプル数のこと
「SA」 = 単回答のこと (Single Answer の略)
「MA」 = 複数回答のこと (Multiple Answer の略)
を示します。(以下、同じ)

(2)「基本目標2 楽しく子育てできるまちづくり」に関する結果

- 日常的に祖父母等の親族に子どもを見てもらえる割合が3割台半ば。緊急時であれば約6割。**いずれもない割合が約1割**となっており、必要なサービスが利用できることが重要。
- 相談先は**親族や友人・知人、保育士の割合が高い**。気軽に相談できる多様な相談先の整備も引き続き重要。

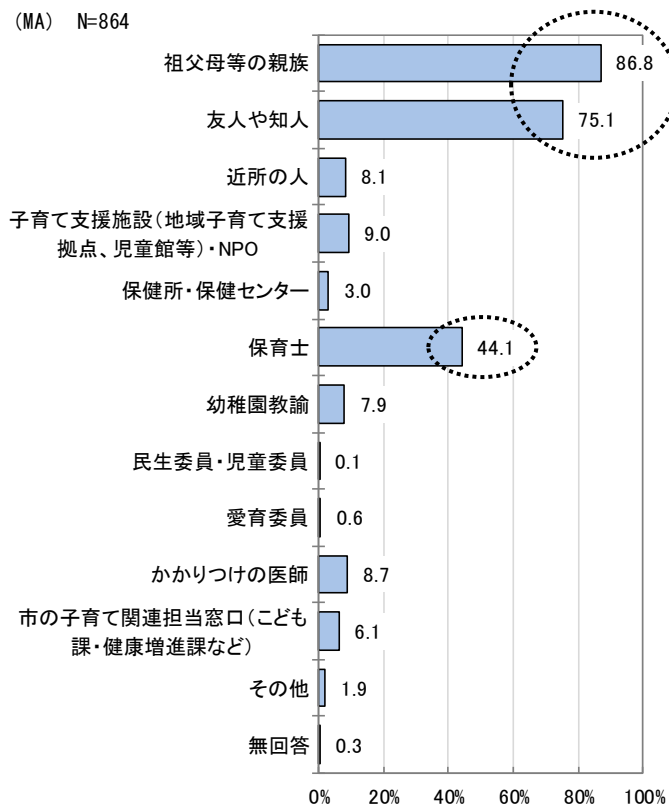
【問】日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人【未就学】

(MA) N=922



【問】子育てに関して、気軽に相談できる先【未就学】

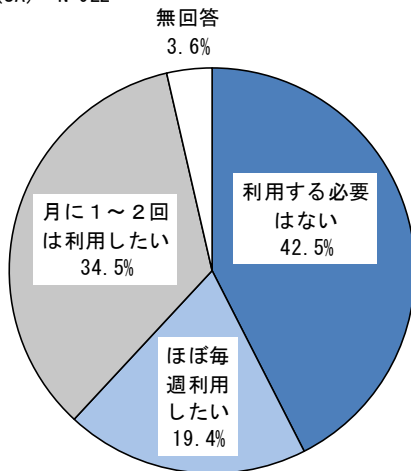
(MA) N=864



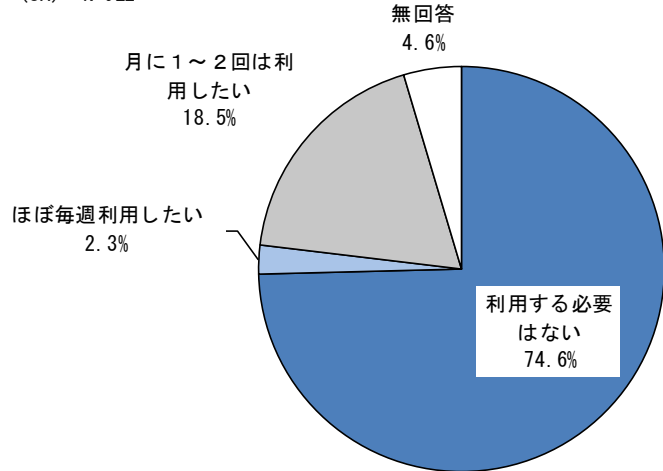
- 多様な子育て支援サービスとして、土曜日の教育・保育事業への利用ニーズが「**ほぼ毎週**」が約 2 割、「**月に 1 ～ 2 回**」が 3 割台半ば。日曜・祝日は「**月に 1 ～ 2 回**」が約 2 割。
- 子どもが病気やけがの際に、**病児保育施設等の利用を希望する割合が約 3 割**。

【問】土曜日・日曜日等の教育・保育事業の利用希望（左：土曜日 右：日曜・祝日）【未就学】

(SA) N=922

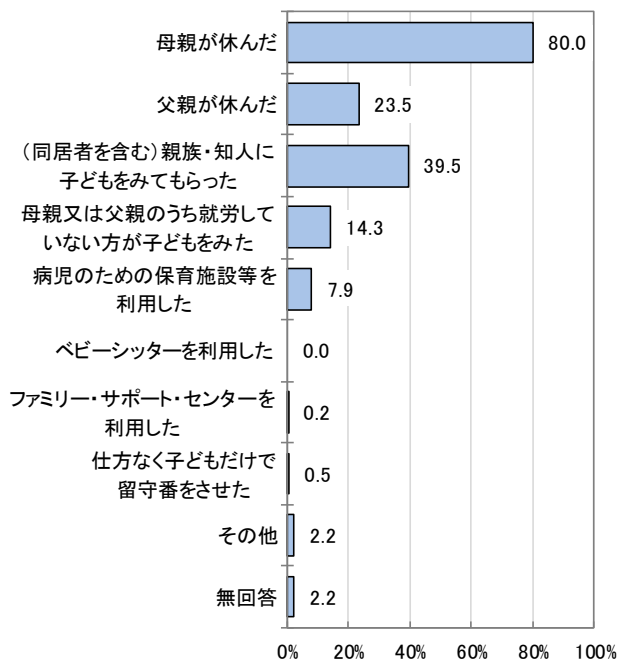


(SA) N=922



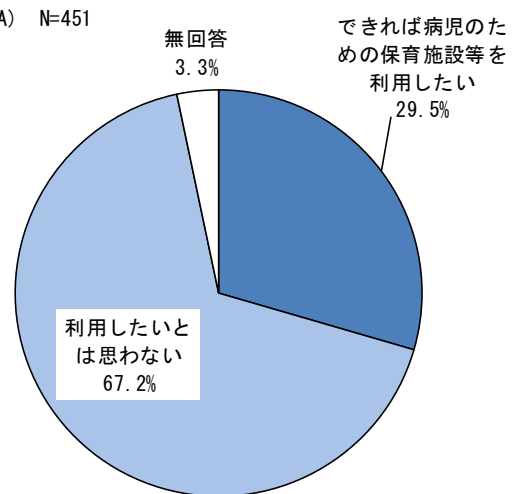
【問】お子さんが病気やけがの際のこの 1 年間に行った対処方法【未就学】

(MA) N=554



【問】「病児のための保育施設等」の利用希望【未就学】

(SA) N=451

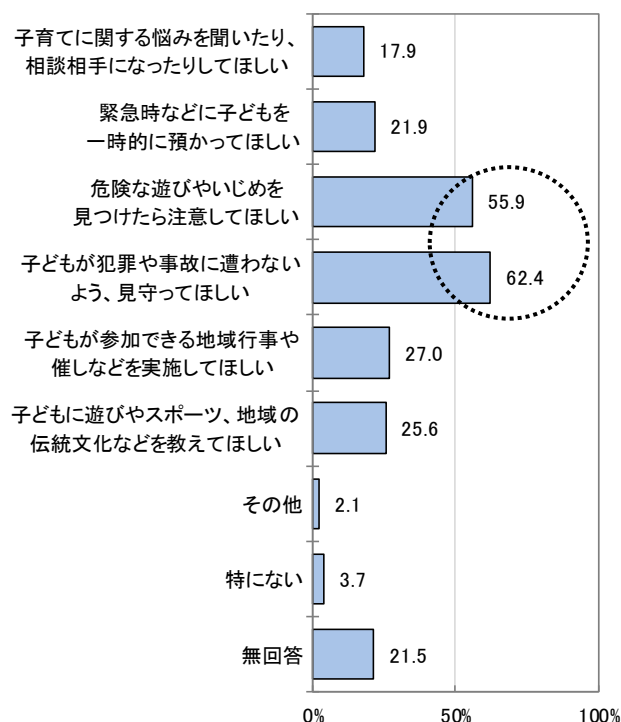


(3)「基本目標3 子ども・子育てを支える地域力づくり」に関する結果

- 地域に希望する子育て支援として、「見守り」や「注意」が半数以上。「地域行事や催し」「伝統文化を教える」も約4人に1人が回答。
- 仕事と子育ての両立で大変なことは、「自分や子どもが病気やケガをした時」が7割台半ばで高い。「子どもと接する時間が少ない」ことに問題意識をもつ人も約半数。
- 父親の育児休業の取得状況は1.2%となっており、男性の取得は未だ限定的。

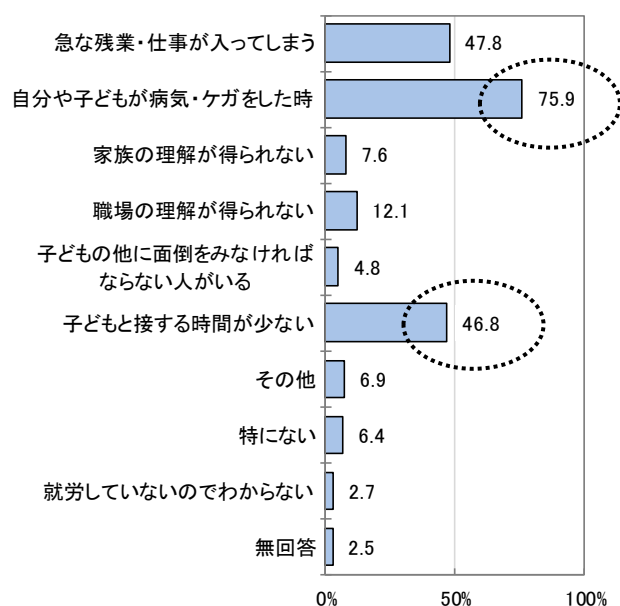
【問】子育て支援として、身近な地域の人に希望すること【未就学】

(MA) N=922



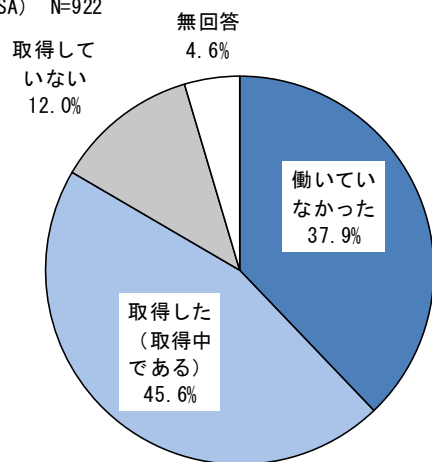
【問】仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること【小学生】

(MA) N=956

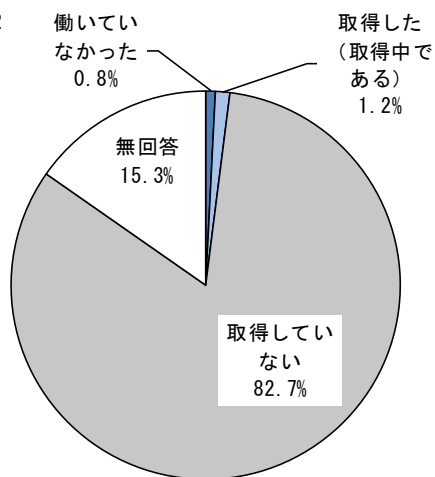


【問】育児休業の取得状況（左：母親 右：父親）【未就学】

(SA) N=922



(SA) N=922

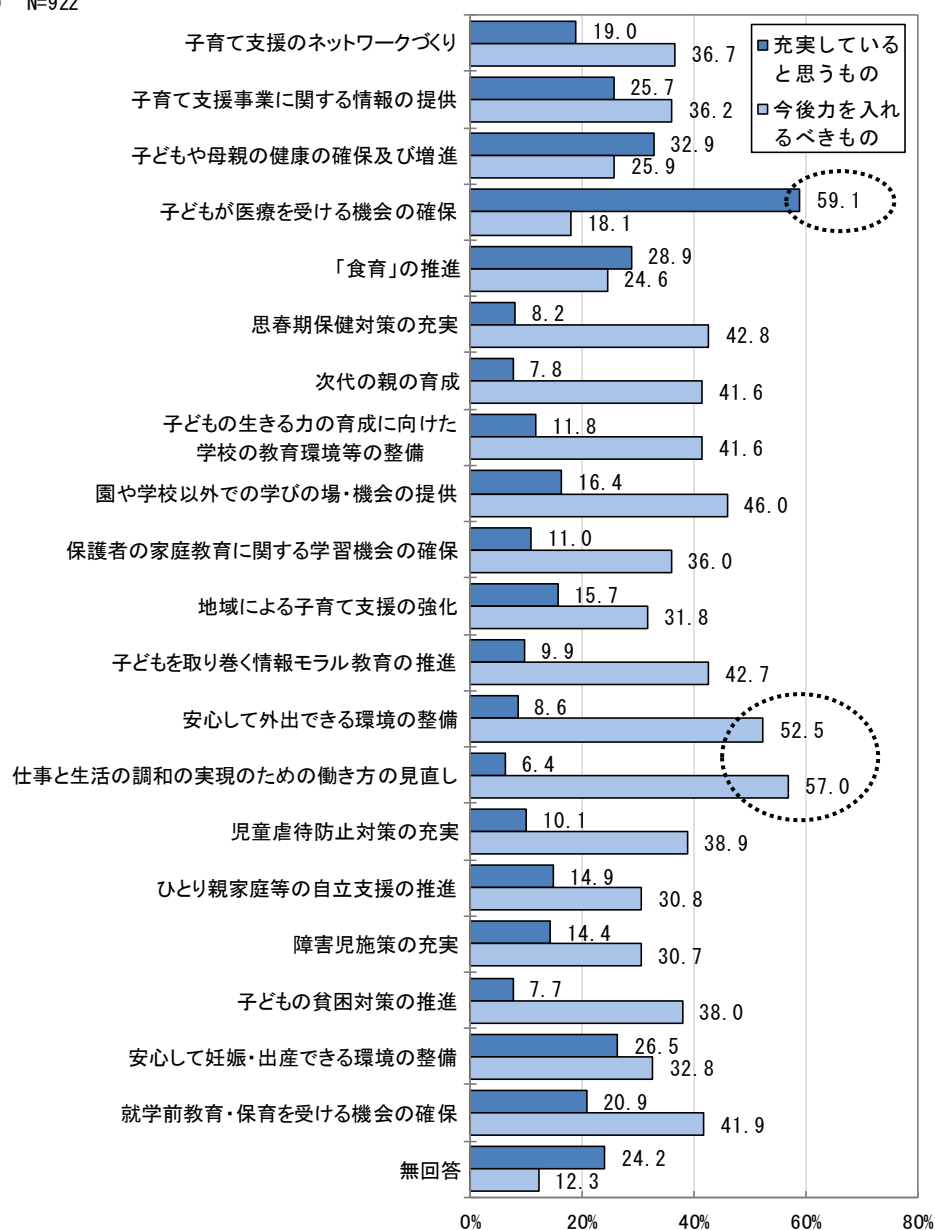


(4) 子育て支援全般について

- 充実していると回答が多かったのは、「**子どもが医療を受ける機会の確保**」が **59.1%**と突出して高い。「**健康の確保・増進**」や「**食育の推進**」も約3割と他と比べて高い。
- 今後力を入れるべきと回答が多かったのは、「**仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し**」が **57.0%**で最も高く、次いで「**安心して外出できる環境の整備**」等が続く。
- 【充実していると思うもの】と【今後力を入れるべきもの】の差が大きい項目としては、「**仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し**」が50.6ポイント、「**安心して外出できる環境の整備**」が43.9ポイント。

【問】子育て支援施策として、「充実していると思うもの」「今後力を入れるべきもの」【未就学】

(MA) N=922



第3章 計画の概要

1 計画の基本理念・基本目標

■ 基本理念

子どもの笑顔があふれるまち

内閣府の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、乳幼児期を子どもが他者への基本的信頼感を醸成し、基本的な生きる力を獲得する重要な時期ととらえています。そして、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとしながらも、一人一人の子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することは社会全体の責任であると記されています。

本市においても、公立・私立の幼稚園と保育園（所）関係者が一堂に会して検討した「津山市における幼児教育の理念と展望」[P.38 参照]の中で、関係者は、一人一人の子どもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭に置かなければならないことを明示しました。そして、すべての子どもが健康な心と体を育み、自信をもって他者との信頼の中に生きること、また、どの子どもにも隔てのない愛情と優しさがそがれる環境を、父母その他の保護者、地域の大人及び幼児教育に携わる人々が連携して創出・維持することを目標として掲げています。

一方で、子育てを取り巻く状況としては、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、保護者の子育てに対する精神的・身体的負担や不安、孤立感が高まっています。さらには、両親の就労形態の多様化や長引く景気低迷により、時間的にも経済的にもゆとりのある子育てが難しくなっているほか、児童虐待に関する相談件数の全国的な増加や、子どもの貧困問題が新たな社会問題となるなど、子どもと子育て家庭に対する支援ニーズが多様化する中、保護者自身も自己肯定感をもちながら子どもと接することのできる環境を、地域や関係機関、事業者を含めた市全体で整備していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、本計画の基本理念を「子どもの笑顔があふれるまち」と定めます。「子どもの笑顔」には、子ども一人一人が十分な愛情や教育を受けて健やかな心身を育み、自信や優しさをもちながら他者と信頼関係が築ける子どもに育ってほしいという願いや、保護者が子育ての喜びや大切さを実感できるような環境を実現させたいという思いが込められています。

■基本目標①（子どもの育ち）

子どもが笑顔で育つまちづくり

すべての子どもたちが、その自主性や個性が尊重され、健やかに成長していけるよう、「子どもの育ち」に視点を置いた取組を行います。

一人一人の子どもが健康を保ちながら、乳幼児期・学童期に様々な学習や体験を通じて豊かな学びを得るとともに、幼児教育・保育の質の確保や放課後の居場所づくり、障害のある子どもへの支援を充実させることや不登校等により特別な援助を必要とする子どもなどへの支援を行うことで、本市に暮らすすべての子どもが笑顔で育つまちづくりをめざします。

■基本目標②（子育て家庭）

楽しく子育てできるまちづくり

すべての子育て家庭が、精神的にも時間的にもゆとりをもって子どもと過ごし、親自身も保護者として成長していけるよう、「子育て家庭」に視点を置いた取組を行います。

妊産婦の健康の確保や多様な就労形態に対応した幼児教育・保育、子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が不安や悩みを解消できるよう、支援内容についての情報提供や子育て家庭同士の交流の場、相談のできる場づくりを進めます。また、ひとり親家庭等への自立支援、経済的困難を抱える家庭への支援、児童虐待の防止対策を行うことで、いきいきと安心して子育てを楽しめるまちづくりをめざします。

■基本目標③（地域力づくり）

子ども・子育てを支える地域力づくり

子どもたちが、幅広い世代の地域住民との交流を通じて人間的に成長するとともに、子育て家庭が周囲と助け合ったり、地域からの支援を受けたりしながら子育てを行えるよう、「地域力づくり」に視点を置いた取組を行います。

子どもたちが豊かな自然や文化、スポーツを通して身近な大人や子ども同士で交流できる場を提供するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する職場の理解促進や、子育てに協力できる地域の人材や団体を確保・養成するなど、子ども自身の成長や家庭の子育てを支える地域力づくりをめざします。

津山市における幼児教育の理念と展望

幼児期の教育の大切さは、いかなる時代と社会においても説かれる普遍的事象です。津山市においても、時代の推移と社会の変化に対応してきましたが、これまで公立と私立それぞれの幼稚園と保育所（園）の関係者が、幼児教育の制度や保育の内容と方法の改善・改革等を主題として一堂に会したことはありませんでした。津山市幼児教育検討委員会が設置されたいま、公・私・幼・保のそれぞれが重ねてきた経験と実績を今後の改善・改革に資すべきであるという願いのもと、私たちは、ここにあらためて津山市における幼児教育の理念を掲げ、理念が切り開く未来を展望しようとするものです。

私たちは、幼児教育とは「人生の最初期である幼児期の教育」のことであり、その幼児教育を実践する場面・言葉は「保育」である、という認識を共有しています。幼稚園、保育所の目的として、学校教育法と児童福祉法にそれぞれ掲げられている「保育」をこのように理解することで、保育内容の統合を推進し、その実現に努めます。

私たちは、まず何よりも、津山の子どもの実情から出発します。何世代にもわたって津山に住んでいる家族の子どもや最近転入してきた家族の子ども、保育所（園）に通っている子どもや幼稚園に通っている子ども、兄弟姉妹の多い子どもや少ない子ども、市街地に住んでいる子どもや農村部に住んでいる子ども等、生活条件はさまざまですが、一人ひとりの子どもの現実のなかで、その子どもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭におかなければなりません。

私たちは、さまざまな条件において生活している子どもが、やがて大人になり社会人になっていく人生の最初期の教育を津山で受けることの意味の大きさを考えます。いつか人生の岐路に立ったとき、記憶のなかの風景や大切な人のかつての言葉が魂を奮い立たせてくれるように、津山の自然と人との関わりのなかで受けた幼児期の教育は、その人の心の深いところでの力となり、人生を励ます力になります。

私たちは、すべての子どもが健康な心と体を育み、豊かな情操と賢さを身につけ、命と自然を尊び、自信をもって他者との信頼のなかに生きることがめざします。そのため、保育環境の整備は、保育者や子どもの人数、保育施設の数と配置、地域の状況など、あらゆる人的・物的環境の検討を踏まえて行うことが重要です。

私たちは、さまざまな問題を抱えている子どもでも、すべての子どもが必要とされる幼児教育を受け、大事なことを身につけて成長していくことを願います。小学校への入学という節目までにすべての子どもが身につけておいて欲しいと願われることからの水準に関し、幼児教育の内容と方法の検討を進めます。

私たちは、子ども時代に十分に愛情をかけられ、優しい心をもつように育てられた人が、大人になってから周囲の人々に愛をもって接し、優しさを差し伸べることを知っています。幼児期の教育が生涯を通して培われる自己教育の礎となることを考えるとき、どの子どもにも隔てのない愛情と優しさがそそがれる環境が用意される必要があります。父母その他の保護者、地域の大人そして幼児教育に携わる人々は、連携して、このような環境の創出とその維持に努めます。

出典：これからの津山市の幼児教育のあり方について（答申）（平成 21 年 3 月 30 日）

2 計画の基本的視点

本計画を策定するに当たり、以下の10の視点から、事業及び施策の検討や見直し・実施を行います。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

(2) 次代の親の育成の視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立した生活と男女が協力し合った家庭を営むことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全な育成のための取組を進めます。

(3) 利用者の視点

核家族化、過疎化の進行等の社会環境の変化や市民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の働き方や生活実態、子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。本計画の推進においては、このような多様なニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立ち、かつ総合的な取組を進めます。

(4) 社会全体による支援の視点

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、地域社会を構成する様々な機関、団体との協働の下に取組を進めます。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

健康で豊かな生活を送るとともに、結婚や子育てに関する希望を実現するためには、就労による経済的な自立や多様な働き方・生き方が選択できることが必要です。仕事と生活の調和実現に向け、啓発や企業（事業者）との連携の強化を図るなど、働き方の見直しに向けた取組を進めます。

（６）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

これまで取り組んできた、子育て支援サービスの充実や多様な働き方・生き方を選択できる社会づくりを一層強化することに加え、「結婚・妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を推進することで、市民一人一人が抱く結婚や妊娠、出産、育児に対する希望がかなうよう取組を進めます。

（７）すべての子どもと家庭への支援の視点

教育、福祉、保健衛生など必要な施策によって、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと家庭を支援するという視点で取組を進めます。

（８）地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域では、NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、愛育委員・栄養委員、町内会、地域活動団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と主任児童委員、ボランティア等、様々な団体や人材が活動しています。さらに、高齢者や育児経験豊かな年代など、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する方々も潜在しています。地域全体で子どもの成長を支えていくという視点の下、こうした子育て支援に関わって頂ける地域人材の養成と効果的な活用に取り組むとともに、保育園（所）・幼稚園・認定こども園といった施設の活用や児童館、図書館、公民館、学校施設等をはじめとする各種公共施設の活用を図ります。

（９）教育・保育や子育て支援サービスの質の視点

利用者が安心して幼児教育・保育や子育て支援サービスを利用するためには、提供量を確保するとともに、質の確保も重要です。このため、人材の確保や資質の向上を図るために、各種セミナーの開催や研修会等による継続的な教育、情報公開、事業の評価等の取組を進めます。

（10）地域特性の視点

本市においても、市街地と周辺地域の生活環境の相違をはじめ、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等、地域の特性は様々であり、利用者のニーズや実施すべき支援策も異なることがあるため、地域特性や利用者ニーズの相違を踏まえた取組を進めます。

3 計画上の各主体の役割

(1) 家庭の役割

家庭（父母その他の保護者）は、子育てについての第一義的責任を有しており、子どもが生まれ育つ基礎的な場として極めて重要な役割を担っています。また、家庭内の男女が家事や育児を分かち合うことなどによって家族の絆を強める中で、日々、子どもたちに惜しみない愛情を注ぎ、優しさや厳しさをもって接することで、健やかに、心豊かに育てていくことが求められます。

(2) 津山市の役割

本市は、子ども・子育て支援や次世代育成支援の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障する役割を担っています。その責務を果たすため、本計画に基づき、サービス提供事業者や関係団体、地域、国・県等と連携しながら、質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業、その他の子育て支援サービスを実施し、子どもの笑顔があふれるまちづくりを推進します。

(3) 地域の役割

地域は、子どもや家庭が日々生活を送る場であり、核家族化、地域のつながりの希薄化などによる家庭の子育て力の低下が懸念される中、子育て中の保護者が喜びや生きがいをもって子育てを行えるよう、地域住民が寄り添い、不安や悩みを受け止めるとともに、子どもの教育や健全育成のための活動、見守り等への参加を通じ、地域住民が助け合いながら子育てに取り組める環境づくりを進めていくことが求められます。

(4) サービス提供事業者と関係団体の役割

サービス提供事業者は、幼児教育・保育や子育て支援サービス等の提供主体であり、ニーズに対する受け皿の確保や、提供する教育・保育、サービスの質の確保も求められます。また、関係団体（社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等）は、子育て家庭にとって身近な支援者として地域活動を行う主体であり、行政や他団体も含めた地域の子育て支援のネットワークの形成・強化、地域の人材や専門的ノウハウを生かした取組が求められます。

(5) 企業（事業者）の役割

企業（事業者）は、家庭の経済基盤としての役割を担っていますが、さらに、子育て中の労働者が男女を問わず仕事と家庭生活との両立を図ることができるよう、職場全体の長時間労働の抑制や、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務の取得を可能にするなど、積極的な雇用環境の整備に努めることが求められます。

4 施策の体系

本計画では、基本理念「子どもの笑顔があふれるまち」を実現するために、3つの基本目標を定めています。これらの基本目標を達成するための各種施策を、具体的かつ効果的に推進するため中目標及び基本的施策をそれぞれ決めました。

基本目標	中目標	基本的施策
1 子どもが笑顔で育つまちづくり	1 子どもの健康を確保する	1 子どもの健康の確保
		2 子どもの食育の推進
	2 子どもの「生きる力」を育む	1 幼児教育・保育の充実
		2 学校教育等の充実
		3 放課後の子どもの居場所づくり
		4 次代の親の育成
		5 障害のある児童への支援
		6 特別な配慮が必要な児童への支援
	3 子どもを取り巻く有害環境への対策	1 思春期保健対策
		2 消費生活・情報モラル教育の推進
2 楽しく子育てできるまちづくり	1 母親の健康を確保する	1 妊産婦等への保健医療の充実
	2 子育てに係る経済的支援や子育てと仕事の両立に向けた支援	1 多様な子育て支援サービスの充実
		2 ひとり親家庭等の自立支援
		3 経済的困難を抱える家庭への支援
	3 市のサービス周知や相談体制の充実	1 子育て支援に係る情報提供の充実
		2 切れ目のない包括的な相談体制の充実
		3 養育支援の必要な家庭への援助と児童虐待防止の対策
	4 親育ちや家庭教育向上への支援	1 家庭教育への支援
3 子ども・子育てを支える地域力づくり	1 子どもの生きる力を育む地域力の向上	1 学校教育との連携
		2 地域による教育力向上
		3 子どもを有害環境や犯罪、事故から守る取組
	2 子育て家庭に対する地域や企業の支援体制等の強化	1 仕事と生活の調和実現に向けた取組
		2 地域による子育て家庭への支援強化
		3 安全・安心な生活環境の整備
	3 「地域力」を高めるネットワークづくり	1 子育て支援団体等の育成・支援と連携等の強化

第4章 子ども・子育て支援施策（津山市次世代育成支援対策行動計画）

1 子どもが笑顔で育つまちづくり

中目標 1 子どもの健康を確保する

基本的施策 1 子どもの健康の確保

<施策の方向性>

- 子どもの健康確保に向けて、乳幼児健康診査の受診勧奨や診査後のフォローに継続して取り組みます。
- 虫歯の予防など歯の健康維持や、子どもを感染症等から守るための予防接種の実施にも取り組みます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
新生児聴覚検査	新生児期の聴覚の異常を発見し、早期に支援を行うため新生児聴覚検査を実施します。	健康増進課
乳幼児健康診査	乳幼児健康診査を実施して病気の予防や早期発見を図り、身体発育や精神発達、生活習慣等の育児に関する不安を軽減するための助言・指導を行います。 また、未受診児の把握に努めるとともに、受診の徹底を図ります。	健康増進課
乳幼児健康診査後の継続支援	乳幼児健康診査を通じて把握した心身の発達、家庭環境等の子育てに関する様々な課題に対し、関係機関と連携して、必要な支援を継続実施します。	健康増進課
歯科検診と指導の充実	乳児期から、健診や保育園（所）・幼稚園・認定こども園での生活等、あらゆる機会をとらえて歯科指導を継続し、個人に応じた指導と保護者の意識を高める事業を実施します。	健康増進課
予防接種	子どもを感染症等から守るため、ワクチンごとの対象年齢に応じて無料で予防接種を実施します。	健康増進課
5歳児健康調査事業	保育園（所）・幼稚園・認定こども園等の年中児の健康調査を実施し、支援が必要な子どもには、就学までに生活スキルや対人・社会性の向上につながる支援を行います。	健康増進課

基本的施策 2 子どもの食育の推進

<施策の方向性>

- 教育・保育施設や親子クラブ、児童館等、様々な施設や機関との連携の下、食育指導や普及啓発を推進します。
- 課題である朝食と野菜の摂取率の改善に取り組みます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
保育園（所）・幼稚園等での食育推進	保育園（所）・幼稚園・認定こども園における野菜づくりや地域の生産者等との交流など、体験を通じて食物に対する関心を高め、食事の大切さを園児やその保護者へ啓発します。	こども保育課
食に関する学習の場の提供	「関心」から「実践」に結び付けるため、関係機関・団体と連携して食育の啓発に努めます。	健康増進課

事業名	内容	担当課
乳幼児の食育	従来の全般的な食育の取組を継続しながら、乳幼児期の朝食内容の充実や野菜摂取も含めたバランスのよい食事についての啓発を強化します。	健康増進課
小中学校食育指導	すべての小中学校で栄養教諭・学校栄養職員が授業を行い、食育指導の充実を図ります。	学校教育課 保健給食課
学校給食への地場産食材の使用推進	新鮮で安全・安心な給食の提供や地域の食文化への理解を深めるため、津山産食材を中心に地場産食材の導入拡大を図ります。	保健給食課
残食率の低減	給食に親しみを感じられるような各種の取組を通じて残食率の低下に努めます。	保健給食課
朝食摂取の推進	健康の保持増進を図るため、学校と連携して児童生徒や家庭に働きかけ、毎日朝食を食べる習慣づくりに取り組みます。	保健給食課
親子料理教室	親子料理教室（小学4年生～6年生とその保護者を対象）を開催し、調理の楽しさを体感したり、調理技術や食に関する知識を身につける機会を提供します。	保健給食課
レッツチャレンジクッキング	料理を通して食の大切さや食事を作っている人たちへの感謝の気持ちを育むため、テーマに沿った料理に挑戦し、その応募作品を展示する機会（小学5年生～中学3年生を対象）を毎年設けます。	保健給食課
給食を通じた保護者への食育	学校開催の給食試食会や家庭配布の給食だより、市ホームページ等を通じて保護者へ食育に関する啓発を行います。	保健給食課

中目標2 子どもの「生きる力」を育む

基本的施策1 幼児教育・保育の充実

<施策の方向性>

- 幼児教育・保育の待機児童ゼロを維持することに加え、保幼小連携や研修の実施等による質の確保や人材確保にも取り組みます。
- 再構築により市内2園となった幼稚園を、地域における子育て世代の交流の場としても活用します。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
通常保育 （保育園（所）・幼稚園・認定こども園）	保育園（所）・幼稚園・認定こども園と保護者のニーズに合わせた様々な保育形態の教育保育環境を整え、待機児童ゼロ状態を維持するよう適正な定員管理と入所調整を行っています。	こども保育課
教育・保育人材確保事業	保育士・幼稚園教諭就職支援セミナーや関係部署と連携した就職支援会の開催を通じ、潜在的有資格者の就労を促進するとともに、保育園（所）・幼稚園・認定こども園の安定的人材確保を図ります。	こども保育課
幼児教育・保育の質の確保・向上	幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実や研究会の実施等、質の確保・向上への施策を検討・実施します。	こども保育課
子育て支援センター	地域の拠点として子育て支援センターを幼稚園において運営し、地域における子育て世代の交流・情報提供等の場としての機能を果たし、子どもの育ち・親の育ちの支援をめざした事業を行います。	こども保育課
民間教育・保育施設整備事業	安全・安心な子育て環境を整えるため、保育園（所）・幼稚園・認定こども園の定員増に伴う施設の改善や耐震対策の実施を行うとともに、必要に応じ、認定こども園等の整備を行うための支援を計画的・継続的に実施します。	こども保育課

事業名	内容	担当課
公立教育・保育施設の計画的整備	公立の保育園（所）・幼稚園・認定こども園の運営等の今後のあり方について、津山市子ども・子育て支援事業計画等を踏まえて検討します。	こども保育課
保幼小連携の充実	保幼小教職員がそれぞれの立場で子どもを見取り（考え方を理解し心を感じとる）、子どもがスムーズな接続を進めることができるよう、年3回程度の担当者会（研修）を実施するほか、保育園（所）・幼稚園・認定こども園・小学校の職員が相互に参観等に出向くことで連携を図ります。	こども保育課 学校教育課

基本的施策2 学校教育等の充実

<施策の方向性>

- 小・中学生の学力向上に向けて、授業改善や「学びのサイクル」（授業と家庭学習をつなぐ授業改善）の推進、きめ細かな指導の推進等に取り組めます。
- 地域の教育資産を活用した体験学習を推進し、「ふるさとへの理解」を促進するとともに、「ふるさとを愛する心」を養います。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
わかる授業	授業改善を積極的に進め、情報機器などを有効に活用したわかる授業を実現します。 また、重点課題である「学びのサイクル」と「メディアコントロール（テレビや情報機器などのメディアを適切に利用すること）」を推進します。	学校教育課
研究指定・校内研究支援	教員の指導力向上のため、公開授業及び研究協議を実施します。また、新学習指導要領の「主体的、対話的で深い学び」の実現に向け、講師を招き指導助言を受けます。	学校教育課
津山市学校教育研究センター	各部会ごとに講師を招く等、授業公開を中心とした教科研究や夏期休業中の研修を行います。	学校教育課
きめ細かな指導の推進	児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう、習熟度別指導等のきめ細かな指導を推進します。	学校教育課
体験学習の実施	My Town つやま活用事業、職場体験学習等、地域の教育資産を活用した体験学習の充実、洋学を中心とした先人の学習を必須とし地域に根差した学びを進めます。	学校教育課
環境学習の推進	イベントや出前講座を活用して、小学生にも分かりやすい環境学習の実施に努めます。	環境生活課
水の学校・森の学校	小学生の親子を対象として、環境保全の重要性への認識を深めるため、市内河川の水質調査等を体験する「水の学校」及び里山での自然を体験する「森の学校」を開催します。	環境生活課
農業体験事業	農業の大切さ、食の安全性等についての理解と関心が深められるよう、小学生を対象に、田植えや稲刈りなどの農作業体験機会を提供します。	農業振興課
体力向上指導	子どもの体力向上指導者養成研修へ教師を参加させるなど、体力づくりに向けた指導力の向上を図ります。また、県事業を活用したり、リズムジャンプを普及したりすることで体力向上に努めます。	学校教育課
教科体育への外部人材活用	教科体育の指導者として外部人材を広く募り、中学校で活用普及を広げます。	学校教育課

事業名	内容	担当課
運動部活動への外部人材活用	外部人材を広く募り、中学校で活用を広げ教員の業務軽減や指導の充実を図ります。	学校教育課
読書活動の推進	小学校における朝読書や読み聞かせ、家庭での音読等の取組を促進し、読書の習慣づくりに努めます。	学校教育課 生涯学習課
学校園等への図書貸出	読書の推進や学習活動に資するため、学校園（保育園（所）・幼稚園、小中学校）等で配備するための図書貸出を推進します。	生涯学習課
津山の洋学を通じた教育	洋学資料館において、子ども向けパンフレットの充実を図るとともに、出張講座やワークショップなどの手法により、洋学の歴史や進取の精神について理解を促進します。	文化課
郷土の歴史教育	郷土博物館において、気軽に郷土の歴史に触れることのできる環境づくりに努めるとともに、体験講座や学校への出張講座を随時実施し、歴史と現在の関わりについて考える機会を提供します。	文化課

基本的施策 3 放課後の子どもの居場所づくり

<施策の方向性>

- 新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進し、実施内容や実施体制の整備を図ります。
- 子どもの居場所として、引き続き児童館の利用促進に取り組みます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	放課後児童クラブにおいて、昼間、保護者が就労等でいない児童に対して適切な遊びと生活の場を提供し、健全育成を行います。小学校区ごと（一部は全学区対応）に、保護者等による運営委員会又は法人が設置したクラブに市が委託して実施しており、運営や施設の充実、保育から育成支援に向けた支援員の資質向上や処遇改善を図ります。	子育て推進課
放課後子ども教室	放課後や週末等の子どもたちの居場所として、地域住民の参画を得ながら、放課後子ども教室において様々な体験活動や交流活動、学習活動を行います。運営に当たっては、国の定めた新・放課後子ども総合プランに基づき、同一学区内の放課後児童クラブとの連携又は一体的な実施を進め、児童クラブを利用する児童の教室への参加を促進するとともに、新規教室の開設など、実施体制の充実を図ります。	学校教育課
児童館の児童健全育成支援	児童館の小学生・中学生・高校生の居場所としての機能の充実を図るとともに、児童に健康増進や情操を豊かにするための遊びの提供と指導を行います。	子育て推進課
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型又は連携型での実施の推進	国の定めた新・放課後子ども総合プランに基づき、同一学区内の放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携又は一体的な実施を進め、児童クラブを利用する児童への子ども教室への参加を促進します。	子育て推進課 学校教育課
放課後児童クラブにおける特別な配慮を必要とする児童への対応	育成支援を行う中で、障害や発達特性があり特別な配慮が必要な児童に対しては、加配職員の配置を行い、日々の活動の記録及び個別の支援計画を作成し、小学校や外部専門機関等と連携を行いながら適切な支援を行います。また、加配職員に対し、特別支援研修を開催し職員の資質向上を図ります。	子育て推進課

事業名	内容	担当課
小学校余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用推進	児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は地域や学校にとっても重要な課題であるため、関係機関と連携を図りながら、優先的に小学校の余裕教室等の活用を推進していきます。	子育て推進課 学校教育課 教育総務課
放課後児童クラブにおける育成支援の内容の充実と利用者等に対する周知	放課後児童クラブにおいては、異年齢児童の関わり等を通じて自主性、社会性等を向上させる健全育成の場となっているため、各児童クラブにおいて育成支援計画を作成し、随時支援内容を振り返り、資質の向上を図ります。また「クラブたより」、「連絡帳」等で取組内容について保護者に周知し、小学校等と情報の共有を行います。	子育て推進課
教育委員会とこども保健部との連携	子どもたちの個々の状態に合わせて行う育成支援や気になる子どもについて適切に支援を図り、運営委員会等などで定期的に情報交換を行う必要があるため、関係機関がスムーズに連携できるよう助言・指導を行っていきます。	子育て推進課 学校教育課

基本的施策 4 次代の親の育成

<施策の方向性>

- 親子ひろば「すくすく」や児童館を、中高生等が乳幼児やその保護者とふれあうことができる場として活用します。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
学生・生徒と未就学児等との交流促進	親子ひろば「すくすく」で、中学生・高校生・大学生のボランティアやクラブ、チャレンジワーク等の活動を定期的に受け入れ、乳幼児やその保護者とふれあう機会を提供します。	子育て推進課
児童館での交流促進	児童館で中高生と乳幼児やその保護者との交流の場を提供し、子育ての楽しさ、大切さや親の役割についての理解を促進します。	子育て推進課
生徒の幼児との交流促進	職場体験や体験学習（家庭科の授業・総合的な学習の時間等）により、生徒と幼児との交流を促進します。	学校教育課

基本的施策 5 障害のある児童への支援

<施策の方向性>

- 児童発達支援センターの取組内容の充実や、医療的ケア児への支援体制の整備など、障害のある児童への支援環境を強化します。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
障害児通所支援の充実	障害種別に関わらず、必要な療育・相談等が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービス充実を図ります。	障害福祉課
児童発達支援センターの充実	児童発達支援センターの充実、周知を図り、利用を促進し、保育園（所）等訪問支援等の体制整備に努めます。	障害福祉課
障害児の居場所づくりの推進	日中一時支援を利用した保護者の就労や休息等に考慮した居場所づくりを推進します。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
医療的ケア児支援の充実	医療的ケアを必要とする児童が地域で生活するために必要な支援体制の整備・強化に努めます。	障害福祉課 健康増進課 こども保育課 学校教育課
児童発達支援事業「てけてけ」	幼児期の発達や育ちに課題がある子どもに療育を行うことで、個々の生活能力の向上と集団生活への適応をめざします。	健康増進課
特別支援に関するネットワーク強化	既存の自立支援協議会のネットワークの活用に加え、地域の通所事業所、医療機関、その他関係機関と連携を図り、地域の療育体制の充実、支援体制の強化に取り組み、切れ目のない支援など、時代の変化に対応したより細かな支援体制の充実を図ります。	障害福祉課

基本的施策 6 特別な配慮が必要な児童への支援

<施策の方向性>

- 不登校児童・生徒への対応として、関係機関やスクール・カウンセラー、教育支援員などと連携して支援します。
- 特別支援教育の充実に向けて、引き続き、支援者への研修や相談対応、必要な支援へのつなぎ等を行います。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
生徒指導体制等の確立	豊かな心や規範意識の育成に資する生徒指導体制及びいじめ、問題行動等に対応するための教育相談体制の確立・充実に向け、教職員全員で協力し、指導していく組織的な体制づくりに取り組みます。 また、児童生徒や保護者のニーズに対しては、アドバイザー（スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー）を派遣し、具体的な学校支援（コンサルテーション）を行います。	学校教育課
不登校対策	不登校対策事業を推進し、パポロつやま、鶴山塾、スクール・カウンセラー、教育支援員などと連携した校内指導体制の充実による不登校生徒の支援を実施します。	学校教育課
津山市教育相談センター「鶴山塾」	電話や面接で教育相談を行うとともに、課題を抱えた児童生徒に対する通塾支援・訪問支援を実施します。	次世代育成課
特別支援教育（就学前）	特別支援教育の専門性の向上とスキル向上につなげるために、保育園（所）・幼稚園・認定こども園を対象とした研修会を開催し、適切な関わり及び望ましい育ちにつなげます。	こども保育課
通級指導教室	通級指導教室幼児部職員による、巡回相談、教育相談、通級指導の充実を図ります。また、定住自立圏においては、周辺町村と連携を図り、特別支援教育の支援体制の充実を行います。 みどりの丘保育所、つやま東幼稚園、つやま西幼稚園の特別支援教育の専門部屋を利用した教育相談等の実施をめざします。	こども保育課
未就学児特別支援の充実	特別支援を必要とする幼児に対して支援員を確保するとともに、支援員が研修できる研修を開催し、専門性の向上につなげます。	こども保育課
療育相談	幼児・児童の発達についての保護者の不安や悩みへの相談対応や、保育園（所）・幼稚園・認定こども園等への療育相談、情報提供等を行います。	健康増進課
療育研修事業	保護者のもつ不安や悩みに対し、親同士や支援者との意見交換・相談ができる場づくりや研修を実施します。	健康増進課

事業名	内容	担当課
特別支援教育（就学後）	特別な支援が必要な子どもたちの適切な就学のため、実態把握から早期の就学相談や巡回相談を行います。また本人、保護者、学校への支援をより充実させ、整備するとともに適切な学びの場を設定するための教育支援委員会のサポートを充実します。	学校教育課

中目標3 子どもを取り巻く有害環境への対策

基本的施策1 思春期保健対策

<施策の方向性>

- 自殺や喫煙対策、薬物乱用防止に向けて、引き続き啓発活動に取り組みます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
思春期保健等対策	10代の自殺対策については、自殺対策計画策定をきっかけとして教育現場と課題の共有を行います。喫煙対策については、養護教諭と課題の共有を行います。	健康増進課
薬物乱用等防止	関係機関と連携し、中学生対象の薬物乱用防止教室等を開催するとともに、リーフレットの配布等を通じた保護者への啓発を併せて実施します。	学校教育課

基本的施策2 消費生活・情報モラル教育の推進

<施策の方向性>

- 引き続き学校や家庭と連携をとりながら、消費生活・情報モラルに関する教育・啓発に取り組みます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
消費生活講座	成人年齢が令和4年4月から引き下げられることから、子どもたちが詐欺による個人情報の流出や悪質商法などの契約トラブルに巻き込まれないよう、教育機関等と協力し、情報モラル教育を含めた消費者教育を推進します。また、保護者や地域住民に対しても広報紙等で啓発します。	環境生活課
情報モラル教育	PTA 団体等とも連携し、情報モラル教育を家庭、地域を巻き込んで実施していきます。	学校教育課
情報モラルの地域への啓発	外部の団体との協力の下、情報メディアに関する研修会を実施します。また、広報紙等を利用して地域住民への啓発を行います。	生涯学習課

2 楽しく子育てできるまちづくり

中目標 1 母親の健康を確保する

基本的施策 1 妊産婦等への保健医療の充実

＜施策の方向性＞

- 産婦健康診査の実施など、産後間もない時期も含めて、妊娠から出産まで母親の健康確保に取り組みます。

＜関連事業＞

事業名	内容	担当課
妊婦一般健康診査	妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため、14回の妊婦一般健康診査を実施します。	健康増進課
妊婦への妊娠・出産に関する知識等の啓発	母子健康手帳交付時に、「母子健康手帳副読本」等のパンフレットを活用し、妊娠・出産に関しての正しい知識の啓発に努めるとともに、妊娠期から利用できるサービス等の利用について案内します。 また、アンケート「育児のおたずね」や保健師による面接を実施し、育児の不安や負担感の軽減を図るほか、サポートが必要な妊婦には、妊娠期から継続した支援を行います。	健康増進課
ハローベビー教室	妊婦とその夫を対象とした「ハローベビー教室」を実施し、助産師の講話や沐浴・妊婦体験・泣き声体験などを通じて、妊娠・出産に関する知識の普及や相談体制の整備に努めます。 また、男性も積極的に育児に参加できるよう啓発を行います。	健康増進課
不妊・不育治療支援事業	タイミング法や人工授精をはじめとする一般不妊治療または体外受精、顕微授精の特定不妊治療を受けた夫婦及び医療保険適用外の不育治療を受けた夫婦に対して助成を行います。	健康増進課
産婦健康診査	産婦の健康状態を定期的に確認するため、2回の産婦健康診査を実施します。	健康増進課

中目標 2 子育てに係る経済的支援や子育てと仕事の両立に向けた支援

基本的施策 1 多様な子育て支援サービスの充実

＜施策の方向性＞

- 児童手当や給付、医療費の公費負担など、子育て家庭への経済的な支援に引き続き取り組みます。
- 延長保育や一時預かり、市内2施設と拡充が行われた病児保育など、多様な子育て支援サービスについて引き続き利便性の向上やサービスの周知を図ります。

＜関連事業＞

事業名	内容	担当課
児童手当・特例給付	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成に資することを目的として、中学校修了までの子どもを養育する親に児童手当・特例給付を支給します。	子育て推進課
子ども医療費公費負担制度	中学校修了までの子どもの入通院にかかる保険診療の自己負担分を公費で助成します。	子育て推進課

事業名	内容	担当課
延長保育	全園において延長保育事業を継続実施します。午後7時以降の延長については、保護者のニーズやファミリー・サポート・センター事業等とのバランスを取りながら引き続き検討します。	こども保育課
休日保育	休日に、保護者が仕事や病気などのため、家庭で児童の保育ができない場合に保護者に代わって保育園（所）で保育を実施します。 また、休日保育のニーズを把握し、実施園の確保を行います。	こども保育課
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園児を対象として保護者が就労・看護・介護などに該当する場合に通常の保育終了後から園児を預かります。	こども保育課
一時預かり事業（一般型）	保護者が急な用事などで保育ができないときや、在宅で育児をしている保護者がリフレッシュしたい時などに、保育園（所）・認定こども園及び一時預かりルーム「にこにこ」で一時的に預かり、必要な保育を行います。	子育て推進課 こども保育課
病児保育事業（医療機関型）	病児について、医療機関に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施します。	子育て推進課
病児保育事業（体調不良児対応型）	保育園（所）・認定こども園で保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、入所児に対する保健的な対応や保護者等に対する相談支援を実施します。	こども保育課
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。 津山圏域内での広域化も進め、地域全体で子育て支援を行う意識啓発に取り組むとともに、公開講座やサブリーダー会を開催し、会員組織のより一層の充実や連携強化に努めます。	子育て推進課
子育て短期支援事業	保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、委託施設において宿泊を伴った一時預かりを行います。 本事業が広く市民に認知されるよう啓発に努めます。	こども子育て 相談室

基本的施策2 ひとり親家庭等の自立支援

＜施策の方向性＞

- ひとり親家庭等に対する相談支援体制として、母子父子自立支援員を配置し、相談対応と必要な支援につなげます。

＜関連事業＞

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭の相談体制の充実	年々多様化・複雑化するひとり親からの相談内容に適切に対応するため母子父子自立支援員を配置し、適正な人材の確保に努めるとともに、研修等への積極的参加により、人材の育成を図ります。 また、関係機関等との連携を強化し、相談支援の質・量の充実を図ることで、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談支援体制を整備します。	子育て推進課
ひとり親家庭への自立支援	母子家庭、父子家庭及び寡婦等を対象とした母子寡婦福祉資金制度や父子福祉資金制度等により、生活の場の整備等を総合的に推進し、経済的な自立が図られるよう支援します。	子育て推進課
児童扶養手当	父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長と生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給します。	子育て推進課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と児童等の医療費を一部公費負担します。	子育て推進課

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭の父や母の就労支援	ひとり親が就職に有利な資格を取得するため、「高等職業訓練促進給付金等事業」や「自立教育訓練給付事業」を実施し、職業能力の開発や向上を支援します。 また、「自立支援プログラム策定事業」により個々の状況に即して求職活動を支援し、ハローワーク等と連携し児童扶養手当受給者の早期就職を支援することで、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	子育て推進課
ひとり親家庭等に対する子育て情報の提供	ひとり親に対する子育て情報や支援施策、支援活動に関する広報啓発活動に積極的に取り組み、母子・父子及び寡婦の福祉の増進に努めます。	子育て推進課

基本的施策 3 経済的困難を抱える家庭への支援

<施策の方向性>

- 生活困窮の状況にある子育て家庭に対し、生活の安定と自立を助けるため、具体的な支援プランの作成をはじめ包括的な支援を行います。
- 子どもの貧困対策に係る効果的な支援策について、検討・実施します。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
生活保護	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を促すよう支援します。	生活福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の課題の解決と生活の安定・自立をめざすため、自立・就労・家計改善の専門の支援員が、他の専門機関とも連携しながら、具体的な支援プラン（計画）を作成し、包括的な支援を行います。	生活福祉課
養育費確保支援事業	ひとり親家庭における養育費の受給率の低さは、経済困窮の理由の一つになっています。子どもを養育するための費用を受ける権利を確保するため、弁護士費用の一部を補助します。	子育て推進課
子どもの貧困対策連絡会議	子どもの貧困対策を推進するため、保育や教育機関、NPO 法人等の外部団体を交えた会議を開催し、効果的な支援策等について意見交換や情報共有を行います。	子育て推進課
就学援助	経済的理由によって就学することが困難な児童や生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費や給食費等の経費について援助を行います。	学校教育課

中目標 3 市のサービス周知や相談体制の充実

基本的施策 1 子育て支援に係る情報提供の充実

<施策の方向性>

- ガイドブックや広報誌、ホームページのほか SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信を行うとともに、津山すこやか・こどもセンター及び支所において利用者支援事業を実施し、利用者に応じた情報提供を行います。
- 外国語にも対応した情報発信に取り組みます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
子育て支援情報、イベント情報等の提供	「津山市子育て支援ガイドブック」、広報紙、ホームページ、子育て・健康情報コーナー（津山すこやか・こどもセンター 1 階入口付近）等を活用し、保育園（所）・幼稚園・認定こども園をはじめとする子育て支援サービスや各種の給付、また、児童館、保育園（所）・幼稚園・認定こども園等で実施される誰でも参加できる行事等の情報を提供します。	子育て推進課
利用者支援事業	津山すこやか・こどもセンター及び支所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	子育て推進課 こども保育課 健康増進課
外国人への生活関連情報の提供	「さん・さん」情報コーナーに、外国語による生活ガイドブックや相談窓口情報を設置し、来館者に情報を提供します。 生活相談については、意思疎通に支障がなければ通常の相談と同じように対応し、意思疎通が困難な場合は外国語で対応できる相談窓口等につないでいきます。	人権啓発課
外国人に対する生活支援の充実	日本語教室の開催や国際交流サポートネットによるボランティア派遣によって市内及び近郊都市在住の外国人に対して日本で生活する上でのサポートを行います。	地域づくり推進室
子育て支援施策実施のための連携・調整	子育て支援施策の総合的かつ円滑な実施に向け、市内全域の子育て支援関連情報の集約化に努めるとともに、関係部局間の情報共有や連携・調整を緊密に行います。	子育て推進課

基本的施策 2 切れ目のない包括的な相談体制の充実

<施策の方向性>

- 妊娠期から出産、子育てに至る期間において、ワンストップでの相談対応を行う「津山市子育て世代包括支援センター」を設置・運営します。
- 訪問による相談支援や、乳幼児健診時や地域に出向いて実施する相談の場、支援センターや親子ひろばでの相談など、様々な相談の機会を設け、保護者等の育児不安の解消や課題解決を図ります。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
津山市子育て世代包括支援センター	専任の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠から出産・子育てまで、切れ目なく相談に対応します。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐため、原則として 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、その家庭において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。	健康増進課

事業名	内容	担当課
育児相談・指導	保護者の育児不安を軽減するため、乳幼児健診、定例の育児相談等の相談・指導の場を継続的に開催し、乳幼児の発育・発達の確認や支援を行います。	健康増進課
電話相談	定例日の育児相談に来られない方でも、いつでも気軽に相談し、育児不安を軽減することができるよう、電話相談を行います。	健康増進課
産後ケア事業	安心して出産・子育てができるように、必要に応じてホームヘルパー、訪問看護、産婦デイスサービス、産後ショートステイによる支援を行います。	健康増進課
子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。園開放や出前保育は定着しつつあり、今後は、子育てについての相談や情報の提供についてさらなる充実を図ります。	こども保育課
つどいの広場事業（親子ひろば「すくすく」及び「わくわく」）	親子ひろば「すくすく」と「わくわく」において、乳幼児をもつ保護者が気軽に育児について相談したり、保護者同士で交流したりする場を提供します。スタッフの質の向上や、子育てに関する講習の定期的開催、関係施設との連携に努めます。	子育て推進課
児童館の子育て支援	児童館での子育て支援として、就園前の乳幼児とその保護者を対象とする行事を充実させるとともに、乳幼児健診や館便り等での広報活動により、参加者の増加をめざします。また、保健師・栄養士や地域の愛育委員と連携して、相談事業の充実を図ります。	子育て推進課
出会いの場づくり	結婚を望んでいても異性と出会う機会の少ない独身男女に対して、結婚に対する意識改革を図るとともに、交際のきっかけとなる出会いの場の提供を通じて、恋愛・結婚への進展を支援します。	仕事・移住支援室

基本的施策 3 養育支援の必要な家庭への援助と児童虐待防止の対策

<施策の方向性>

- 虐待の防止と、迅速な対応を行うことを目的とした「子ども家庭総合支援拠点」の体制の充実を図ります。
- 要保護児童の早期発見・保護に努めるほか、「津山市要保護児童対策地域協議会」を活用して関係機関との連携を強化し、情報の共有や適切な支援、見守りを進めます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
子ども家庭総合支援拠点事業	子どもや妊婦から子育てに関する相談を受け、必要な情報提供や支援を行っていくため、窓口を周知するとともに、相談・支援の際に、迅速・的確な対応が行えるよう子育て世代包括支援センターなど関係機関と連携強化を図ります。	こども子育て相談室
児童相談窓口の周知	児童相談窓口の周知徹底を図るため、広報紙、ホームページ等による啓発や、関係機関への啓発チラシの配布を行います。 また、毎年 11 月の児童虐待防止月間に合わせ、広報で特集記事を掲載して重点的に啓発を行います。	こども子育て相談室

事業名	内容	担当課
児童虐待防止に向けた庁内関係部局や関係機関との連携強化	近年増加し、複雑化する児童虐待案件に対応するため、関係部局が情報共有し、保育園（所）・幼稚園・認定こども園、小中学校や乳幼児の家庭における要保護児童の早期発見や保護に努めます。 また、「津山市要保護児童対策地域協議会」を活用して関係機関との連携を一層強化し、役割分担の明確化や情報共有による的確な支援を図ります。	生活福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども保育課 こども子育て相談室 健康増進課 学校教育課 次世代育成課
被虐待児童の見守りの強化	被虐待児の所属する保育園（所）・幼稚園・認定こども園や小学校・中学校・高校と連携し、該当児童の学校生活の様子などの生活実態の把握に努め、継続的支援を行います。	子育て推進課 こども保育課 こども子育て相談室 学校教育課
要保護児童への迅速かつ適切な支援	要保護児童への迅速かつ適切な支援を行うため、ケース検討会議等を継続して開催し関係部局間の情報共有を行うとともに、関係機関との連携を図ります。	生活福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども保育課 こども子育て相談室 健康増進課 学校教育課 次世代育成課
養育支援訪問事業	個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図るため、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、具体的な養育に関する指導・助言等を実施します。	健康増進課

中目標 4 親育ちや家庭教育向上への支援

基本的施策 1 家庭教育への支援

<施策の方向性>

- 家庭学習の重要性についての啓発やきっかけづくりに取り組みます。
- 子どもの読書を促進するため、子どもを対象にしたイベントのほか、親や祖父母を対象とした読み聞かせ講座を開催し、読書習慣の定着を図ります。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
チャレンジ・ハッピーデー	子どもたちの生活がテレビやゲームなどに縛られず、家庭での有意義な時間を創り出す働きかけとしての「チャレンジ・ハッピーデー」の取組を推進します。	学校教育課
げんぼくんの家庭学習	リーフレット「げんぼくんの家庭学習」を活用し、家庭学習の必要性の啓発や学習習慣の定着をめざした取組を実施します。	学校教育課
子ども読書活動の推進	子どもや保護者に対し、読み聞かせや読書の重要性を啓発し、家庭教育の支援につながる子どもの読書活動を推進します。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
つやまっ子家庭教育推進事業	家庭の教育力の向上を図るとともに、一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるよう、小中学校での親学講座、子育てワークショップ研修、幼稚園での家族ふれあい教室など、親に対する学習機会を提供します。	学校教育課
保護者向け読み聞かせ講座等の開催	家庭や地域での読書活動のきっかけづくりのため、子どもの親や祖父母に対する読み聞かせ講座や子育て・孫育て講座等を開催します。	生涯学習課
定例読み聞かせ会等の開催	家庭での読書習慣の定着を図るため、図書館司書やボランティアによる子どもに対する定例読み聞かせやおはなし会等を開催します。	生涯学習課

3 子ども・子育てを支える地域力づくり

中目標 1 子どもの生きる力を育む地域力の向上

基本的施策 1 学校教育との連携

<施策の方向性>

- 整備が進められている学校のホームページを活用しながら、開かれた学校づくりを推進するほか、地域の人材や資源を活用した体験学習を推進し、地域に根差した学校づくりに取り組みます。
- 学校支援ボランティアをはじめ地域の協力を得ながら子どもの教育や居場所づくりを推進します。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
開かれた学校づくり	開かれた学校づくりを進めるための学校評議員制度等の体制整備や、学校からの情報発信、学校評価の公開を推進します。 いじめ問題対策やスマートフォン対策など PTA 団体等とも連携して取り組むべき内容をホームページに公開するなど、効果的な活用を推進します。	学校教育課
My Town つやま活用事業	小中学校において、郷土学習・自然体験・生活体験活動を推進し、地域の人材や津山洋学資料館、津山郷土博物館を始めとする地域資源を積極的に活用し、地域に根差した学校づくりに取り組みます。	学校教育課
地域学校協働本部事業	地域の教育力を学校教育に生かすため、地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターを配置し、学校の要望に応じて学校支援ボランティアを派遣することにより、開かれた学校づくりと地域の人間関係づくりを進めます。 学校や家庭に加え、地域住民や NPO 等の団体、高校、大学、企業等とのネットワーク化と協働を進め、地域を挙げて子ども達の教育や居場所づくり等を進めます。	学校教育課
学校支援ボランティア	学校支援ボランティアの登録を促進し、地域学校協働本部を充実するほか、地域の協力を得て体験活動やスポーツ・文化活動、学習活動などを行う放課後子ども教室や公民館講座などを充実し、世代間の交流や体験活動を通して地域への愛着づくりを進めます。	学校教育課

基本的施策 2 地域による教育力向上

<施策の方向性>

- 地域における教育環境の充実を図るため、研修機会を提供し PTA 会員の活動を促進します。
- スポーツに親しむきっかけづくりやスポーツ・武道のさらなる普及に取り組みます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
PTA 研修会の開催	PTA 活動の促進や情報交換を図るため、PTA 会員を対象とした講演などの研修機会を提供します。	学校教育課
総合型地域スポーツクラブ支援事業	住民の健康づくりをはじめとするスポーツ振興やコミュニティ振興のため、総合型地域スポーツクラブと連携した活動を継続します。	スポーツ課
スポーツ指導者研修事業	スポーツ指導者の資質向上のため、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会等の体育組織の協力を得て、参加者のニーズを把握しながら継続的に研修を実施します。	スポーツ課

事業名	内容	担当課
チャレンジクラブ	スポーツを通じた親子のふれあいの場を提供していくため、チャレンジクラブ（親子を対象としたスポーツ教室）の内容等の充実を図ります。	スポーツ課
スポーツ推進委員派遣事業	小中学校PTA、地域老人クラブ等からのスポーツ、健康体操等の指導要請に応じて、スポーツ推進委員を随時派遣します。	スポーツ課
スポーツ・武道振興事業	スポーツ・武道関連の教室が市内各所で開設されている中、スポーツ・武道のさらなる普及拡大に向け、スポーツ協会の各加盟団体や津山武道学園を中心とした推進活動に取り組みます。	スポーツ課

基本的施策 3 子どもを有害環境や犯罪、事故から守る取組

<施策の方向性>

- 自主防犯組織の活動支援や登下校の安全確保、交通安全の啓発など、地域ぐるみで子どもへの犯罪・事故防止に取り組みます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
自主防犯組織活動支援事業	子どもが、誘拐、わいせつ事件等の犯罪被害や、こうした犯罪の前兆となるような声かけ事案の被害に遭うことがないように、津山警察署管内防犯連合会を通じて情報提供を行うなど、青色防犯パトロールを行う自主防犯組織の活動を支援します。	環境生活課
防犯灯・防犯カメラ設置費補助事業	住民の防犯意識を高め、夜間の犯罪や事故等を未然に防ぐ地域社会づくりに寄与するため、町内会による防犯灯・防犯カメラの設置に係る費用の一部を補助します。	環境生活課
交通安全啓発事業	子どもを交通事故から守るため、交通指導員が保護者と連携して学校などで安全な歩行や自転車の乗り方などを指導する交通安全教室を開催します。 高齢者が加害者となる交通事故の減少をめざして、高齢者向け交通安全教室などの機会に安全運転の啓発を行います。 また、チャイルドシートやシートベルトの全席着用徹底など、市民の交通安全意識の高揚を図るため、広報や市内巡回指導を実施します。	環境生活課
禁煙・分煙の啓発	健康増進法改正による受動喫煙対策の周知に努めるとともに、引き続き、美作保健所等との連携の下で、愛育委員会を中心に街頭キャンペーンを実施します。	健康増進課
不審者対策や通学路及び幼稚園・保育園（所）等の周辺道路における安全確保	市民ボランティアの拡充及び活性化、警察等関係機関との連携を基本とし、通学路等の防犯や交通の安全確保について見直しを進めます。	こども保育課 土木課 学校教育課
不審者情報の提供	岡山県警が提供する不審者情報を直接入手するように周知します。	次世代育成課
規範意識の向上促進	学校問題相談窓口連絡会を月 1 回開催し、青少年育成センターと連携を図りながら、必要に応じて各学校に指導員を派遣します。	学校教育課 次世代育成課
街頭指導活動等の推進	街頭指導を関係団体と連携して実施します。	次世代育成課

中目標 2 子育て家庭に対する地域や企業の支援体制等の強化

基本的施策 1 仕事と生活の調和実現に向けた取組

<施策の方向性>

- 男性の子育て参加を促進するため、広報・啓発に取り組みます。
- 仕事と子育ての両立ができる働き方・暮らし方の実現に向けて、個人や企業を対象にワーク・ライフ・バランスに関する講習会の開催や、普及・啓発に取り組みます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
男女共同参画等意識啓発	男女共同参画社会の実現や、子育て等の場面における固定的な性別役割分担意識の改善に向け、男性の子育て参加を促進するため、広報や啓発イベントの実施等に取り組みます。	人権啓発課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	個人や事業者を対象として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するための講習会を開催したり、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業認定制度を推進するなど、普及・啓発に取り組みます。	人権啓発課
誰もが働きやすい職場環境づくり	誰もが働きやすい勤務形態や休業制度の普及・促進のため、関係行政機関等の情報を掲載した広域行政ホットニュース等による企業労務担当者への啓発や広報を定期的に実施します。	津山広域事務組合
企業へのワーク・ライフバランスに関する啓発・情報提供	パンフレットを窓口カウンターに設置したり企業訪問時に配布することで、セミナーや研修会の紹介を行います。	津山広域事務組合 みらい産業課

基本的施策 2 地域による子育て家庭への支援強化

<施策の方向性>

- 地域による子育て支援の仕組みとして、「ファミリー・サポート・センター事業」の活用・普及に取り組みます。
- 愛育委員・栄養委員、町内会等と親子クラブによる世代間交流や、地域での声かけ・育児相談に取り組みます。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の普及	ファミリー・サポート・センター事業の充実のため、交流会や講座を開催し、会員相互の親睦や保育・育児のスキルアップを図ります。 また、津山圏域での広域化を進める中で、会員でない方も参加できる講座の開催等を通じて子育てに有意義な情報を発信し、事業の広報と会員増加を図ります。	子育て推進課
子育てに関する意識啓発	広報紙、ホームページ等を活用し、子育ての重要性や喜び、地域ぐるみでの子育て支援の必要性等について啓発します。	子育て推進課
愛育委員・栄養委員と親子クラブとの交流事業等	公民館を拠点とし、健康福祉まつり等の行事に合わせ、愛育委員・栄養委員、町内会等と親子クラブによる世代間交流を図ります。	健康増進課
愛育委員・栄養委員の声かけ訪問	愛育委員・栄養委員の声かけにより、人と人のつながりを大切にした健康なまちづくりをめざし、地域ぐるみの子育て支援をすすめていきます。	健康増進課
地域での育児相談	愛育委員・栄養委員により、地域で安心して子育てができるよう育児相談等の支援を行います。	健康増進課

基本的施策3 安全・安心な生活環境の整備

<施策の方向性>

- 安全・安心な生活環境を整備するため、バリアフリー化の推進や子育て世帯のニーズに対応した市営住宅戸数の拡充を図ります。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
バリアフリー化の推進（指導・設計）	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、市への届出の対象となる特定都市施設新築等について、整備基準に適合させるよう指導を行います。 また、街路等の都市施設においても条例に基づく整備基準を遵守し建設を行います。	都市計画課
公園樹木剪定	公園緑地について、伸張した樹木の枝等を剪定し、見通しの確保に努めます。	都市計画課
子育て世帯対応住戸の拡充	子育て世帯のニーズに対応した市営住宅戸数の拡充を図ります。	管理課

中目標3 「地域力」を高めるネットワークづくり

基本的施策1 子育て支援団体等の育成・支援と連携等の強化

<施策の方向性>

- 津山市子ども・若者支援地域協議会や民生委員・児童委員による支援ネットワーク、未就園児対象支援サービス担当者による子育て支援者連携会議等、情報共有や連携した取組を促進するためのネットワーク強化を図ります。

<関連事業>

事業名	内容	担当課
子ども・若者支援事業	津山市子ども・若者支援地域協議会をはじめ関係機関などと連携し、二ートやひきこもりなどの子ども・若者の相談や支援を行います。	生活福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども子育て相談室 健康増進課 仕事・移住支援室 学校教育課 次世代育成課
民生委員・児童委員による支援ネットワークの強化	各地区民生委員児童委員協議会の活動計画に基づき、学校、子ども会等との連携を図りながら、見守り活動や学校等との連携による情報交換会等を実施します。	生活福祉課
母親クラブ	子育てや家庭、地域での生活の問題など、子どもを取り巻く様々な問題について、地域ぐるみの協力を得て解決を図るとともに、会員相互の親睦や世代間交流を深めるため、母親クラブの活動を促進します。	子育て推進課
未就園児対象支援サービスのネットワーク化	地域の子育て支援センターを中心に、親子ひろば、児童館や保育園（所）・幼稚園・認定こども園も含めた市全体の未就園児対象支援サービス担当者の情報交換と交流を図るため「子育て支援者連携会議」を開催し、ネットワーク化に取り組めます。	子育て推進課 健康増進課 学校教育課

事業名	内容	担当課
親子クラブ	子どもや保護者同士が交流し、子育ての悩みや喜びを分かち合い、楽しく子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを進める自主グループの親子クラブ活動を促進します。また、会員数が年々減少しているクラブや、地域の他組織との関わりが少ないクラブもあるため、地域と連携しながら活動できるようサポートします。	健康増進課
問題行動等の防止に向けた連携強化	児童生徒の問題行動等の防止を図るため、地域や健全育成団体、児童相談所、青少年育成センター等の関係機関との行動連携や、家庭・保護者との連絡・連携の充実を図ります。	学校教育課
青少年健全育成活動	津山市青少年育成指導委員、津山っ子を守り育てる市民の会、市内中・高等学校生徒指導連絡協議会等多数の関係機関と定期的に情報交換を行い、組織別又は合同で青少年健全育成活動を行います。	次世代育成課

4 評価指標

次世代育成支援対策の主要な取組について、18 の指標を設定し、毎年度進捗状況を点検・評価することとします。
 なお、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業の目標事業量については、第 5 章に記載しています。

■基本目標 1 子どもが笑顔で育つまちづくり

	関 連 ページ	指標名	実績値 (平成 30 年度)		中間目標値 (令和 4 年度)	最終目標値 (令和 6 年度)
1	43	乳幼児健康診査受診率	乳児	97.2%	100%	100%
			1 歳 6 か月	97.1%	100%	100%
			3 歳	97.9%	100%	100%
2	44	乳幼児（3 歳児）の朝食摂取率	91.8%		100%	100%
3	44	保育園（所）の待機児童数※	0 人		0 人	0 人
4	45	全国学力・学習状況調査の偏差値 (標準スコア) 50 を超えた教科数	小学校	0 教科	全教科	全教科
			中学校	0 教科	全教科	全教科
5	46	放課後児童クラブのクラス数	37 クラス		40 クラス	43 クラス
6	46	放課後子ども教室設置数	20 教室 (うち、児童クラブとの一体型 0 教室)		21 教室 (うち、一体型 1 教室)	21 教室 (うち、一体型 1 教室)
7	46	保育園（所）・幼稚園、小中学校等 への図書貸出数	61,699 冊		63,000 冊	64,000 冊
8	48	幼児を対象とする療育訓練実施 延べ人数	1,946 人 (実利用者 68 人)		2,300 人 (実利用者 75 人)	2,500 人 (実利用者 80 人)
9	48	不登校出現率※	小学校	0.69% (県 0.77%)	県平均未滿	県平均未滿
			中学校	3.07% (県 3.09%)	県平均未滿	県平均未滿

※実績値が既に目標値に達している項目については、現状の水準を維持することで基本目標の達成につながる重要な項目であることから、指標として設定している。

■基本目標 2 楽しく子育てできるまちづくり

	関 連 ページ	指標名	実績値 (平成 30 年度)		中間目標値 (令和 4 年度)	最終目標値 (令和 6 年度)
10	50	妊婦一般健康診査受診率※	100%		100%	100%
11	51	一時預かり事業実施施設数※	幼稚園型等	9 か所	9 か所	9 か所
			一般型	14 か所	14 か所	14 か所
12	51	ひとり親家庭相談サポート件数	572 件		680 件	720 件
13	52	ひとり親家庭就労支援者数	16 人 【内訳】 高等職業 2 人、自立教育 1 人、就労支援 13 人		18 人	20 人
14	53	乳児家庭への訪問による面談の 実施率	99.9%		100%	100%
15	55	養育支援を必要とする家庭への 支援の実施率※	100%		100%	100%

※実績値が既に目標値に達している項目については、現状の水準を維持することで基本目標の達成につながる重要な項目であることから、指標として設定している。

■基本目標 3 子ども・子育てを支える地域力づくり

	関 連 ページ	指標名	実績値 (平成 30 年度)	中間目標値 (令和 4 年度)	最終目標値 (令和 6 年度)
16	59	津山市ワーク・ライフ・バランス 推進企業認定事業所数	88 社 (累計)	120 社 (累計)	140 社 (累計)
17	59	ファミリー・サポート・センター 会員数	1,051 人	1,100 人	1,190 人
18	59	地域での育児相談利用者数	837 人	840 人	850 人

第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等

1 教育・保育の提供区域の設定と見込量の考え方

(1) 区域設定の考え方

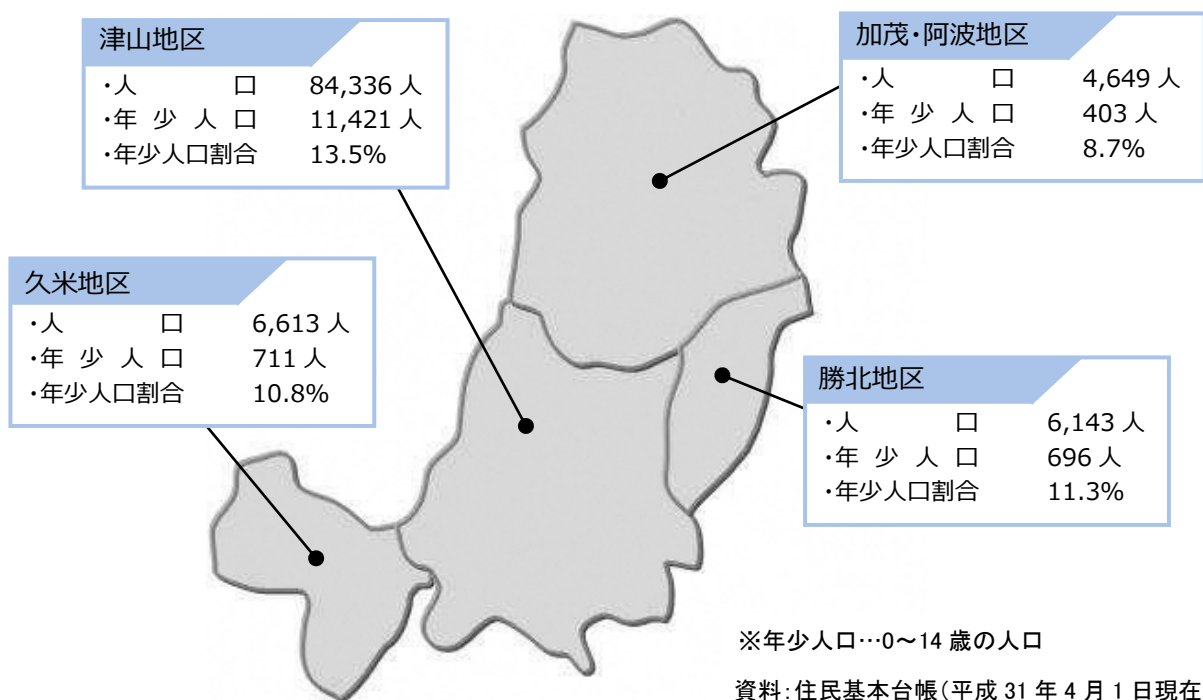
市町村の子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や保護者の利用希望を踏まえた「量の見込み」（利用ニーズ）を設定し、これに対応するための具体的な提供方針としての「確保の内容とその実施時期（以下「確保方策」）」を定めることとされています。

また、この「量の見込み」と「確保方策」を定める単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情にに応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域（以下「提供区域」）」を定める必要があります。

本市では、「津山地区」「加茂・阿波地区」「勝北地区」「久米地区」の4つの提供区域を設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業では、事業の性質などから、4地区で一体的に確保方策を定めるものもあります。

■津山市略図



(2) 各地区の教育・保育等の施設（事業）の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

施設（事業）		津山地区	加茂・阿波地区	勝北地区	久米地区
教育	私立幼稚園数 （定員）	2 園 (355 人)	—	—	—
	公立幼稚園数 （定員）	2 園 (300 人)	—	—	—
保育	私立保育所数 （定員）	21 園 (2,290 人)	—	—	—
	公立保育所数 （定員）	1 園 (120 人)	—	—	1 園 (60 人)
教育・保育	私立認定こども園数 （定員）	2 園 (339 人)	1 園 (110 人)	—	—
	公立認定こども園数 （定員）	—	—	1 園 (230 人)	1 園 (155 人)
主な地域子ども子育て支援事業	子育て支援拠点事業	6 か所	—	1 か所	1 か所
	子育て短期支援事業	3 施設	—	—	—
	ファミリー・サポート・センター	1 か所	—	—	—
	一時預かり事業（幼稚園）	6 園	1 園	1 園	1 園
	一時預かり （保育園（所）・その他）	11 園	1 園	1 園	1 園
	延長保育事業	23 園	1 園	1 園	2 園
	病児保育事業（医療機関）	2 か所	—	—	—
	放課後児童クラブ	22 クラブ (33 クラス)	1 クラブ (1 クラス)	2 クラブ (2 クラス)	2 クラブ (3 クラス)
その他	児童館	2 館	2 館	—	—
	放課後子ども教室	16 教室	1 教室	1 教室	1 教室

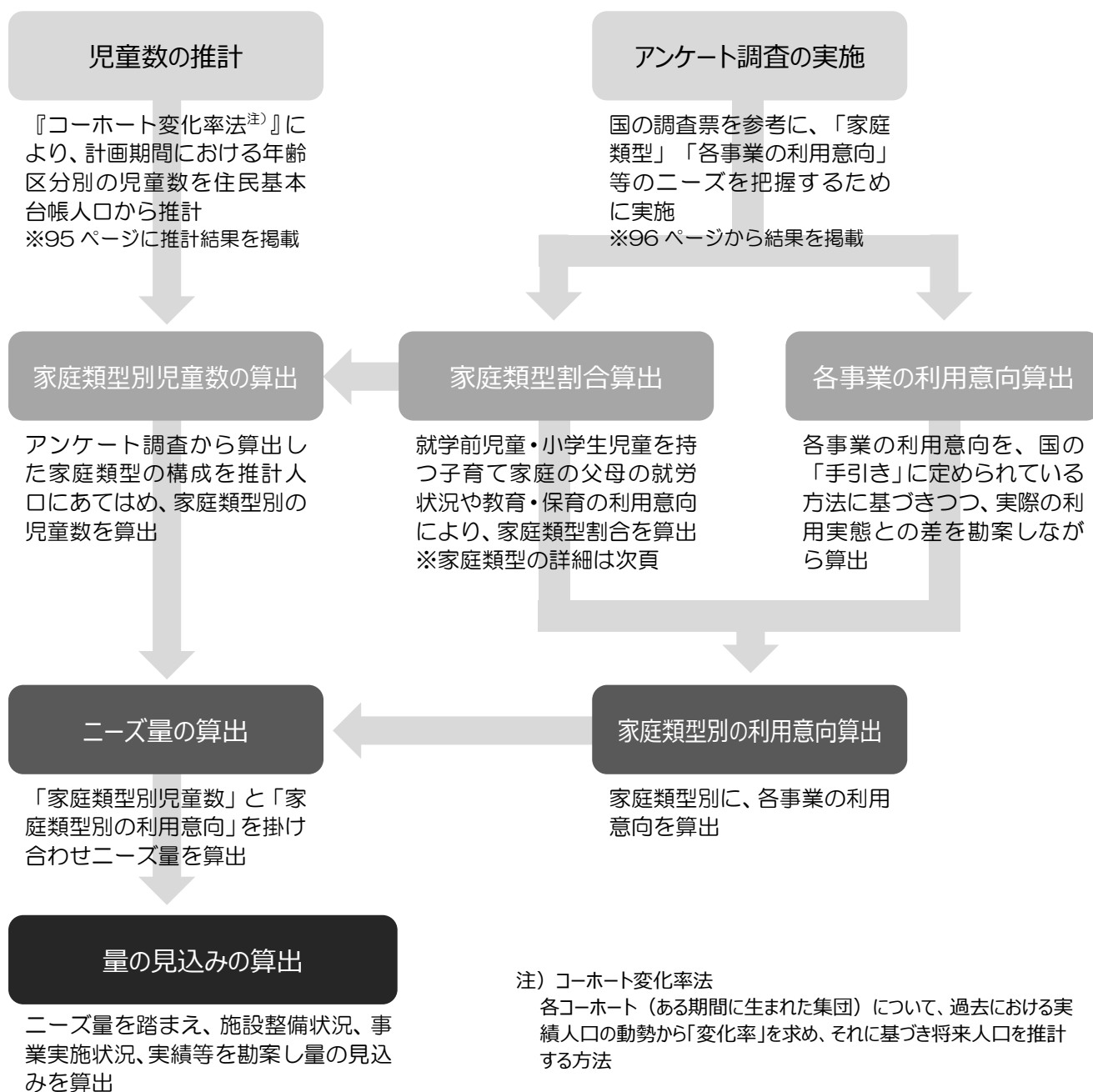
(3) 「量の見込み」の計算方法について

① 基本の計算方法

「量の見込み」については、アンケート調査の結果に基づき、以下の計算式を基本として各事業の見込量を提供区域ごとに算出しました。

なお、ニーズ量は国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月）及び「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための考え方（改訂版）」（平成31年4月）に基づき算出しています。また、利用者支援事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付事業は、アンケート調査の結果によらず「量の見込み」を推計しています。

■見込み量算出のプロセス



② 家庭類型の種類について

対象となる子どもの父母の有無や就労状況から「家庭類型」を設定しており、家庭類型の種類は、下記のタイプ A からタイプ F の 8 種類となっています。子ども・子育て支援給付の認定区分は家庭類型ごとに保護者の利用希望等を勘案して設定することとなっています。

保育の必要性の下限時間は 48 時間～64 時間の間で市町村において設定可能であり、本市では下限時間を 48 時間に設定しています。

■家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

■家庭類型と父母の就労の関係

父親 母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120 時間未満 48 時間以上	48 時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプ B	タイプ C	タイプ C'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプ C	タイプ E			タイプ D
	120 時間未満 48 時間以上					
	48 時間未満	タイプ C'		タイプ E'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプ D			タイプ F

2 幼児期の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、その年齢や保育の必要性の状況に応じて以下の3つの区分のいずれかに認定し、その認定区分に応じて教育・保育等のサービスを提供します。

■認定区分

認定区分	内 容	利用施設
1号	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前子ども (教育標準時間認定)	幼稚園・認定こども園(教育利用)
2号	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育園(所) ・認定こども園(保育利用)
3号	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育園(所)・認定こども園(保育利用) ・地域型保育(※)

※小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、事業所内保育(主として従業員の子どもに保育を提供)、居宅訪問型保育(居宅において1対1の保育を提供)の4種類

<確保方策の考え方>

1号認定について、津山地区においては幼稚園や認定こども園での受け入れを行います。加茂・阿波地区、勝北地区、久米地区においても、認定こども園により確保を図ります。

2号認定の幼稚園利用希望者に対しては、私立幼稚園全園及び公立幼稚園で実施している預かり保育により対応します。

2号及び3号認定について、津山地区では、令和2年度ではニーズが定員を超過すると見込まれますが、受け入れ体制の整備による3号認定の定員拡大や、児童数の減少見込に伴うニーズ量の減少傾向が見込まれ、令和3年度以降は定員がニーズを上回る状況になるものと想定しています。

また、加茂・阿波地区、勝北地区、久米地区については、令和2年度から定員がニーズを上回る状況です。

なお、最低基準を満たすことを前提に、一定の範囲内で利用定員を上回る受入が可能となる「定員弾力化」措置があるほか、津山地区の児童が他の地区へ入園するなど提供区域を越えての利用もあるため、いずれの地区も計画期間中の受入に支障は生じません。

《津山地区》

【単位：実利用人数/年】

津山地区		令和 2 年度					令和 3 年度				
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		575	72※	1,482	899	298	552	69※	1,423	865	291
		計 647※	計 2,679				計 621※	計 2,579			
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	325	1,541		771	258	325	1,536		792	272
	確認を受けない幼稚園	280	—		—		280	—		—	
	上記以外	0	0		事業所内保育 8		0	0		事業所内保育 8	
	小計	計 605▼ (幼稚園及び預かり保育 72を含む)	計 2,578				計 605▼ (幼稚園及び預かり保育 69を含む)	計 2,608			
②－①		▲42	▲101				▲16	29			
津山地区		令和 4 年度					令和 5 年度				
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		533	67※	1,374	840	285	514	64※	1,324	820	278
		計 600※	計 2,499				計 578※	計 2,422			
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	335	1,537		798	275	335	1,537		798	275
	確認を受けない幼稚園	280	—		—		280	—		—	
	上記以外	0	0		事業所内保育 8		0	0		事業所内保育 8	
	小計	計 615▼ (幼稚園及び預かり保育 67を含む)	計 2,618				計 615▼ (幼稚園及び預かり保育 64を含む)	計 2,618			
②－①		15	119				37	196			
津山地区		令和 6 年度									
		1 号	2 号		3 号						
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳					
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		496	62※	1,278	802	271					
		計 558※	計 2,351								
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	335	1,537		798	275					
	確認を受けない幼稚園	280	—		—						
	上記以外	0	0		事業所内保育 8						
	小計	計 615▼ (幼稚園及び預かり保育 62を含む)	計 2,618								
②－①		57	267								

※ 2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

《加茂・阿波地区》

【単位：実利用人数/年】

加茂・阿波地区		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		12	2※	46	36	6	12	2※	45	33	6
		計14※	計88				計14※	計84			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	18	50		33	9	18	50		33	9
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計18 (幼稚園及び預かり保育2を含む)	計92				計18 (幼稚園及び預かり保育2を含む)	計92			
②－①		4	4				4	8			
加茂・阿波地区		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		12	2※	45	28	5	10	2※	37	24	5
		計14※	計78				計12※	計66			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	18	50		33	9	18	50		33	9
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計18 (幼稚園及び預かり保育2を含む)	計92				計18 (幼稚園及び預かり保育2を含む)	計92			
②－①		4	14				6	26			
加茂・阿波地区		令和6年度									
		1号	2号		3号						
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳					
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		9	2※	34	20	4					
		計11※	計58								
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	18	50		33	9					
	確認を受けない幼稚園	0	—		—						
	上記以外	0	0		0						
	小計	計18 (幼稚園及び預かり保育2を含む)	計92								
②－①		7	34								

※2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

《勝北地区》

【単位：実利用人数/年】

勝北地区		令和 2 年度					令和 3 年度				
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		22	0	98	24	17	20	0	89	26	15
		計 22	計 139				計 20	計 130			
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	30	140		50	10	30	140		50	10
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計 30	計 200				計 30	計 200			
②－①		8	61				10	70			
勝北地区		令和 4 年度					令和 5 年度				
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		18	0	81	24	15	15	0	65	23	14
		計 18	計 120				計 15	計 102			
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	30	140		50	10	30	140		50	10
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計 30	計 200				計 30	計 200			
②－①		12	80				15	98			
勝北地区		令和 6 年度									
		1 号	2 号		3 号						
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳					
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		15	0	67	21	13					
		計 15	計 101								
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	30	140		50	10					
	確認を受けない幼稚園	0	—		—						
	上記以外	0	0		0						
	小計	計 30	計 200								
②－①		15	99								

《久米地区》

【単位：実利用人数/年】

久米地区		令和 2 年度					令和 3 年度				
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		5	2※	100	49	12	5	2※	102	43	12
		計 7※	計 161				計 7※	計 157			
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	15	130		57	13	15	130		57	13
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計 15 (幼稚園及び預かり保育 2 を含む)	計 200				計 15 (幼稚園及び預かり保育 2 を含む)	計 200			
②－①		8	39				8	43			
久米地区		令和 4 年度					令和 5 年度				
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		5	2※	95	39	12	4	2※	90	39	11
		計 7※	計 146				計 6※	計 140			
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	15	130		57	13	15	130		57	13
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計 15 (幼稚園及び預かり保育 2 を含む)	計 200				計 15 (幼稚園及び預かり保育 2 を含む)	計 200			
②－①		8	54				9	60			
久米地区		令和 6 年度									
		1 号	2 号		3 号						
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳					
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		4	2※	79	38	11					
		計 6※	計 128								
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	15	130		57	13					
	確認を受けない幼稚園	0	—		—						
	上記以外	0	0		0						
	小計	計 15 (幼稚園及び預かり保育 2 を含む)	計 200								
②－①		9	72								

※ 2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

《全地区合計》

【単位：実利用人数/年】

全地区合計		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		614	76%	1,726	1,008	333	589	73%	1,659	967	324
		計690%	計 3,067				計662%	計 2,950			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	388	1,861		911	290	388	1,856		932	304
	確認を受けない幼稚園	280	—		—		280	—		—	
	上記以外	0	0		事業所内保育 8		0	0		事業所内保育 8	
	小計	計668▼ (幼稚園及び預かり保育76を含む)	計 3,070				計668▼ (幼稚園及び預かり保育73を含む)	計 3,100			
②－①		▲22	3				6	150			
全地区合計		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		568	71%	1,595	931	317	543	68%	1,516	906	308
		計639%	計 2,843				計611%	計 2,730			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	398	1,857		938	307	398	1,857		938	307
	確認を受けない幼稚園	280	—		—		280	—		—	
	上記以外	0	0		事業所内保育 8		0	0		事業所内保育 8	
	小計	計678▼ (幼稚園及び預かり保育71を含む)	計 3,110				計678▼ (幼稚園及び預かり保育68を含む)	計 3,110			
②－①		39	267				67	380			
全地区合計		令和6年度									
		1号	2号		3号						
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳					
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		524	66%	1,458	881	299					
		計590%	計 2,638								
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	398	1,857		938	307					
	確認を受けない幼稚園	280	—		—						
	上記以外	0	0		事業所内保育 8						
	小計	計678▼ (幼稚園及び預かり保育66を含む)	計 3,110								
②－①		88	472								

※ 2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。「母子保健型」は、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を行います。

<確保方策の考え方>

津山すこやか・こどもセンター、加茂支所、勝北支所及び久米支所の4か所において、引き続き、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や子育てに関する相談等を実施し、利用者の支援を進めます。

特に、津山すこやか・こどもセンターは、関連情報の集約・発信や関係施設・機関との連絡調整を行うなど、本市の子ども・子育て支援の中核的施設としての役割を担います。

また、津山すこやか・こどもセンター内に設置された「母子保健型」の津山市子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を実施します。

① 利用者支援事業（一般型）

【単位：必要施設数】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
加茂・阿波地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
勝北地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
久米地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
量の見込み（全地区合計）	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
確保方策（箇所数）	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

② 利用者支援事業（母子保健型）

【単位：必要施設数】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
量の見込み（全地区合計）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策（箇所数）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

私立保育園1園、公立保育所・公立認定こども園3園、公立幼稚園2園、親子ひろば「すくすく」及び親子ひろば「わくわく」の8か所において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場やイベント等の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談への対応や地域への出前保育等を実施し、子育て支援を進めます。

【単位：延べ利用人数/月】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	4,097 人日	3,962 人日	3,861 人日	3,774 人日	3,689 人日
加茂・阿波地区	48 人日	45 人日	38 人日	33 人日	29 人日
勝北地区	166 人日	172 人日	160 人日	150 人日	140 人日
久米地区	330 人日	297 人日	280 人日	274 人日	267 人日
量の見込み(全地区合計)	4,641 人日	4,476 人日	4,339 人日	4,231 人日	4,125 人日
確保方策(箇所数)	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<確保方策の考え方>

医療機関等への委託による実施を継続し、対象者の確実な受診に向けた勧奨に努め、母子の健康の確保と経済的負担の軽減を図ります。

【単位：延べ利用人数/年】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	8,023 人回	7,825 人回	7,651 人回	7,477 人回	7,291 人回
加茂・阿波地区	199 人回	186 人回	161 人回	149 人回	137 人回
勝北地区	360 人回	335 人回	323 人回	298 人回	273 人回
久米地区	335 人回	323 人回	323 人回	311 人回	298 人回
量の見込み(全地区合計)	8,917 人回	8,669 人回	8,458 人回	8,235 人回	7,999 人回
確保方策					
実施場所	県内委託契約医療機関等		実施体制	左記機関等への委託	
検査項目	妊婦一般健康診査 (尿化学検査、血液検査、超音波検査等)		実施時期	随時	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<確保方策の考え方>

本市所属保健師を中心とした訪問と地域の愛育委員による訪問の体制を継続し、すべての対象家庭への実施をめざすとともに、保護者の子育てに関する様々な不安や悩みの解消に努めます。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげることで、健やかな育成環境の確保を図ります。

【単位：実利用人数/年】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	646 人	630 人	616 人	602 人	587 人
加茂・阿波地区	16 人	15 人	13 人	12 人	11 人
勝北地区	29 人	27 人	26 人	24 人	22 人
久米地区	27 人	26 人	26 人	25 人	24 人
量の見込み（全地区合計）	718 人	698 人	681 人	663 人	644 人
確保方策					
実施体制	直営（保健師対応・一部委託）		実施機関	市	
委託団体等	保健師・助産師・看護師・保育士・愛育委員				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<確保方策の考え方>

本市所属保健師による訪問を継続し、すべての対象家庭への実施をめざすとともに、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

【単位：実利用人数/年】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	205人	198人	192人	186人	181人
加茂・阿波地区	6人	6人	5人	4人	4人
勝北地区	11人	10人	9人	8人	8人
久米地区	11人	10人	10人	9人	9人
量の見込み(全地区合計)	233人	224人	216人	207人	202人
確保方策					
実施体制	直営(保健師対応)		実施機関	市	

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ））です。

<確保方策の考え方>

児童の養育に支障が生じないように、現在委託している3つの福祉施設による受入体制を維持します。

【単位：延べ利用人数/年】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	84 人日	83 人日	81 人日	80 人日	79 人日
加茂・阿波地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
勝北地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
久米地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
量の見込み（全地区合計）	84 人日	83 人日	81 人日	80 人日	79 人日
確保方策（箇所数）	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

<確保方策の考え方>

依頼会員の居住地区に関わりなく利用できる体制の強化や、他の事業では対応できないような細やかで多様な一時預かり等のニーズが充足されるよう、制度の周知啓発、会員相互の親睦や提供会員の保育・育児に係るスキルアップを図り、会員組織の一層の拡大を図ります。

【単位：延べ利用人数/年】

津山地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	944 人日	946 人日	947 人日	941 人日	932 人日
確保方策	944 人日	946 人日	947 人日	941 人日	932 人日

加茂・阿波地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	41 人日	41 人日	41 人日	40 人日	40 人日
確保方策	41 人日	41 人日	41 人日	40 人日	40 人日

勝北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	66 人日	66 人日	66 人日	65 人日	65 人日
確保方策	66 人日	66 人日	66 人日	65 人日	65 人日

久米地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	59 人日
確保方策	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	59 人日

全地区合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,111 人日	1,113 人日	1,114 人日	1,106 人日	1,096 人日
確保方策	1,111 人日	1,113 人日	1,114 人日	1,106 人日	1,096 人日

(8) 一時預かり事業

保護者が急な用事などで保育ができないときや、在宅で育児をしている保護者がリフレッシュしたいときなどに、主として昼間において、幼稚園・保育園（所）その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

＜確保方策の考え方＞

津山地区では私立幼稚園2園と公立幼稚園2園、認定こども園2園で実施、加茂・阿波地区、勝北地区及び久米地区については、認定こども園各1園で実施しており、現体制で対応します。

【単位：延べ利用人数/年】

津山地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13,455 人日	13,232 人日	13,013 人日	12,685 人日	12,475 人日
1号利用	3,616 人日	3,556 人日	3,497 人日	3,409 人日	3,352 人日
2号利用	9,839 人日	9,676 人日	9,516 人日	9,276 人日	9,123 人日
確保方策	13,455 人日	13,232 人日	13,013 人日	12,685 人日	12,475 人日

加茂・阿波地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	894 人日	878 人日	864 人日	842 人日	829 人日
1号利用	123 人日	120 人日	118 人日	115 人日	114 人日
2号利用	771 人日	758 人日	746 人日	727 人日	715 人日
確保方策	894 人日	878 人日	864 人日	842 人日	829 人日

勝北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	192 人日	189 人日	185 人日	181 人日	178 人日
1号利用	14 人日	14 人日	13 人日	13 人日	13 人日
2号利用	178 人日	175 人日	172 人日	168 人日	165 人日
確保方策	192 人日	189 人日	185 人日	181 人日	178 人日

久米地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	212 人日	209 人日	206 人日	201 人日	197 人日
1号利用	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
2号利用	207 人日	204 人日	201 人日	196 人日	192 人日
確保方策	212 人日	209 人日	206 人日	201 人日	197 人日

(次ページへ続く)

全地区合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14,753 人日	14,508 人日	14,268 人日	13,909 人日	13,679 人日
1号利用	3,758 人日	3,695 人日	3,633 人日	3,542 人日	3,484 人日
2号利用	10,995 人日	10,813 人日	10,635 人日	10,367 人日	10,195 人日
確保方策	14,753 人日	14,508 人日	14,268 人日	13,909 人日	13,679 人日

② 一時預かり事業（一般型等）

＜確保方策の考え方＞

保育園（所）や認定こども園の一時預かり事業は全地区で実施されており、現状の体制で対応するとともに必要に応じて実施園の拡大を検討します。

※ファミリー・サポート・センターの考え方については、（7）に記載しています。

【単位：延べ利用人数/年】

津山地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,744 人日	7,622 人日	7,508 人日	7,387 人日	7,298 人日
確保方策	7,744 人日	7,622 人日	7,508 人日	7,387 人日	7,298 人日
保育園(所)等での一時預かり	6,887 人日	6,778 人日	6,677 人日	6,569 人日	6,490 人日
ファミリー・サポート・センター	857 人日	844 人日	831 人日	818 人日	808 人日

加茂・阿波地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	67 人日	66 人日	66 人日	65 人日	63 人日
確保方策	67 人日	66 人日	66 人日	65 人日	63 人日
保育園(所)等での一時預かり	52 人日	51 人日	51 人日	50 人日	49 人日
ファミリー・サポート・センター	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日	14 人日

勝北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	122 人日	120 人日	118 人日	116 人日	115 人日
確保方策	122 人日	120 人日	118 人日	116 人日	115 人日
保育園(所)等での一時預かり	119 人日	117 人日	115 人日	113 人日	112 人日
ファミリー・サポート・センター	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日

久米地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	158 人日	155 人日	152 人日	150 人日	149 人日
確保方策	158 人日	155 人日	152 人日	150 人日	149 人日
保育園(所)等での一時預かり	144 人日	142 人日	139 人日	137 人日	136 人日
ファミリー・サポート・センター	14 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日

（次ページへ続く）

全地区合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8,091 人日	7,963 人日	7,844 人日	7,718 人日	7,625 人日
確保方策	8,091 人日	7,963 人日	7,844 人日	7,718 人日	7,625 人日
保育園(所)等での一時預かり	7,202 人日	7,088 人日	6,982 人日	6,869 人日	6,787 人日
ファミリー・サポート・センター	889 人日	875 人日	862 人日	849 人日	838 人日

(9) 延長保育事業

2号・3号認定を受けた子どもについて、通常の利用時間帯以外において、保育園（所）等で保育を実施する事業です。

＜確保方策の考え方＞

全保育園（所）・認定こども園で実施しており、引き続きニーズの充足に努めます。

【単位：実人数/年】

津山地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,197 人	1,152 人	1,117 人	1,084 人	1,052 人
確保方策	1,197 人	1,152 人	1,117 人	1,084 人	1,052 人

加茂・阿波地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	31 人	30 人	27 人	23 人	21 人
確保方策	31 人	30 人	27 人	23 人	21 人

勝北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	33 人	32 人	29 人	25 人	25 人
確保方策	33 人	32 人	29 人	25 人	25 人

久米地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	83 人	81 人	75 人	73 人	66 人
確保方策	83 人	81 人	75 人	73 人	66 人

全地区合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,344 人	1,295 人	1,248 人	1,205 人	1,164 人
確保方策	1,344 人	1,295 人	1,248 人	1,205 人	1,164 人

(10) 病児保育事業

病児について、医療機関等に付設された専用スペース又は病児保育のための専用施設において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

<確保方策の考え方>

医療機関2か所で、生後7か月の乳児から小学校6年生までを対象として実施しており、引き続き現状の体制維持と利便性の向上、事業の周知に取り組みます。

【単位：延べ利用人数/年】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	1,286 人日	1,395 人日	1,498 人日	1,590 人日	1,682 人日
加茂・阿波地区	26 人日	28 人日	30 人日	32 人日	34 人日
勝北地区	47 人日	51 人日	55 人日	58 人日	61 人日
久米地区	62 人日	67 人日	72 人日	77 人日	81 人日
量の見込み（全地区合計）	1,421 人日	1,541 人日	1,655 人日	1,757 人日	1,858 人日
確保方策（箇所数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

<確保方策の考え方>

利用ニーズに応じた施設の整備等を行うことで実施クラス数の拡充を図るとともに、放課後子ども教室との一体的な実施など実施内容の充実や、研修等による支援員の資質向上や処遇改善によるクラブの安定的な運営に向けた支援を行います。

【単位：実人数/年】

津山地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,348 人	1,383 人	1,397 人	1,410 人	1,406 人
1～3年生	1,013 人	1,036 人	1,031 人	1,034 人	1,008 人
4～6年生	335 人	347 人	366 人	376 人	398 人
確保方策	1,348 人	1,383 人	1,397 人	1,410 人	1,406 人
1～3年生	1,013 人	1,036 人	1,031 人	1,034 人	1,008 人
4～6年生	335 人	347 人	366 人	376 人	398 人

（次ページへ続く）

加茂・阿波地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	47人	42人	40人	39人	36人
1～3年生	30人	25人	22人	26人	25人
4～6年生	17人	17人	18人	13人	11人
確保方策	47人	42人	40人	39人	36人
1～3年生	30人	25人	22人	26人	25人
4～6年生	17人	17人	18人	13人	11人

勝北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	69人	66人	64人	70人	65人
1～3年生	53人	49人	46人	50人	46人
4～6年生	16人	17人	18人	20人	19人
確保方策	69人	66人	64人	70人	65人
1～3年生	53人	49人	46人	50人	46人
4～6年生	16人	17人	18人	20人	19人

久米地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	109人	100人	99人	95人	95人
1～3年生	84人	74人	71人	66人	69人
4～6年生	25人	26人	28人	29人	26人
確保方策	109人	100人	99人	95人	95人
1～3年生	84人	74人	71人	66人	69人
4～6年生	25人	26人	28人	29人	26人

全地区合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,573人	1,591人	1,600人	1,614人	1,602人
1～3年生	1,180人	1,184人	1,170人	1,176人	1,148人
4～6年生	393人	407人	430人	438人	454人
確保方策	1,573人	1,591人	1,600人	1,614人	1,602人
1～3年生	1,180人	1,184人	1,170人	1,176人	1,148人
4～6年生	393人	407人	430人	438人	454人

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得等の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費等に要する費用の一部を市が補助します。

<確保方策の考え方>

引き続き、対象者に対する補助を実施します。

全地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	事業実施	事業実施	事業実施	事業実施	事業実施

4 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。そのため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園は、地域の子育てを支援する役割も担っており、園に通っていない子どもの家庭であっても、子育て相談や親子の交流の場への参加が可能です。

現在、本市には幼保連携型認定こども園が2園、保育所型認定こども園が3園、設置・運営されています。認定こども園は、保育園（所）・幼稚園利用者のうち就労状況が変わった方への対応を図る上で有効な施設であり、多様な教育・保育ニーズに適切に応じられるよう、ニーズ量を適切に把握し、必要に応じて認定こども園の設置を検討します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

子育てを取り巻く環境は日々変化しています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民から子育てに対する助言や支援が得にくく、また共働き家庭の増加や非正規雇用割合の高まり等を背景とした経済的な格差の広がりなど、社会経済状況の変化も相まって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

このような状況にあっても、保護者が子育ての第一義的責任をもち、家庭が教育の原点であり出発点であるとの認識の下、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子ども・子育て支援施策の中核的事業である教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を強力に推進していく必要があります。

① 教育・保育の役割等

幼児期の子ども・子育て支援の中核となる保育園（所）・幼稚園・認定こども園では、受け入れる乳幼児の対象年齢や保育時間、保護者の就労状況に違いはありますが、国が定めている「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の中で示されているとおり、教育のねらい及び内容は平成20年3月からほぼ統一されています。そのため、養護と教育が一体となった質の高い保育実践を推進し、すべての子どもが望ましい教育・保育を等しく受けられる環境づくりに努め、すべての子どもに質の高い幼児期の教育及び保育を総合的に提供します。

また、各施設の役割や特長を十分発揮して幼児期の教育・保育の質の向上を図るとともに、各園における地域の子育て支援のセンター的機能と役割を強化し、多様化する保育ニーズに適切に対応していきます。

さらに、「津山市における幼児教育の理念と展望」でうたわれているように、人生の最初期の教育を津山で受けることの意味の大きさを考え、一人一人の子どもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭におき、地域の実情に応じた教育・保育環境の整備を進めます。

② 地域子ども・子育て支援事業の役割等

地域子ども・子育て支援事業については、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭と子どもを対象に、子どもの健やかな成長の保障と保護者の子育て相談や保護者同士での交流等のニーズの充足をめざし、妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援を提供するため、関連事業の質と量の向上を図るとともに、特別な支援の必要な保護者や子どもに適切な支援が行き届くよう、保護者や地域の協力を得ながら支援体制の充実を図ります。

（３）地域における教育・保育及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、保育園（所）及び幼稚園等と小学校等との連携の推進方策

本市では、「これからの津山市の幼児教育のあり方について」[P.38 参照]の理念を受け継いで作成した「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」に基づき、保育園（所）と幼稚園、認定こども園、また、公立と私立の別なく、すべての施設でこのカリキュラムの活用と検証に取り組んでいます。これらの積み重ねや合同研修、公開保育の実施により、本市における教育・保育内容の統合と水準の向上を図ります。

また、発達や学びの連続性を踏まえ、保育園（所）・幼稚園・認定こども園における教育・保育から小学校における教育へと円滑に移行できるよう、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭の合同の研修会を実施しているほか、市内の保育園（所）・幼稚園・認定こども園・小学校（以下、「保幼こ小」という。）には保幼こ小連携の担当者を配置しており、各地域で交流・連携が進められています。今後も保幼こ小合同での研修等により、相互の教育・保育内容に関する情報交換や課題の共有を行う場づくりを進めるとともに、障害や不登校など、特別な支援の必要な子どもが切れ目のない支援を受けられるよう、連携を強化していきます。

なお、本市では、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業等）のうち、事業所内保育事業が実施されています。今後、特定地域型保育事業の実施を希望する事業者があり、その必要性が認められる場合は、実施に向けて支援を検討します。

（４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国では、急速な少子化の進行や幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から、保育園（所）・幼稚園・認定こども園等や幼稚園の預かり保育の利用料について、対象の範囲内での無償化を開始しました。本市においても、施設等利用給付を行うに当たり、各事業者に対する確認や認定、利用費の支払いを円滑に行い、幼児教育・保育に係る保護者の費用負担の軽減を図ります。

5 子ども・子育て支援事業計画の円滑な運用に向けた取組

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市では、産後の休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園（所）等の保育事業を利用できるよう、これらの休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を津山市子育て世代包括支援センターや市の各支所、子育て支援センターで行っています。今後も、産後の休業や育児休業を安心して取得できるようにするため、本市の子育て支援サービスに関する情報の集約・提供と相談支援を充実していきます。

また、0～2歳児の保育園（所）・認定こども園利用希望が増えていることも考慮し、第5章2の目標事業量に基づき、必要な保育環境の整備を進めていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する岡山県が行う施策との連携

① 児童虐待防止対策の充実

全国的に児童虐待に関する相談件数は増大しており、また虐待死亡事例に占める0歳児の割合も高いことから、妊娠期や出産後間もない時期の早い段階から虐待の発生予防と早期の対応が求められています。本市においても、要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターを核に、虐待の発生予防、早期発見、早期対応を進め、庁内の関係部局、関係機関等との間での情報共有やケース対応に際しての連携を密に行います。

今後も、産婦、妊婦及び乳幼児健康診査や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業等の取組を通じて養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の把握に努め、必要に応じて児童相談所の機能を活用しながら、養育支援事業等の必要な支援につなげていきます。

また、専門性を有する職員の配置や県等が実施する講習会への職員の参加などを通じ、市の体制強化、職員の資質向上を図るほか、里親制度の広報、啓発等における県との連携により、地域における社会的養育の体制づくりを進めていきます。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

※次項「6 ひとり親家庭等の自立支援」に記載しています。

③ 障害児施策の充実等

子どもの障害の早期発見及び療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等を継続して推進するとともに、幼児・児童の発達についての保護者の不安や悩みに対しては、市の教育相談や保育園（所）・幼稚園・認定こども園での療育相談を行うほか、保健所の総合相談の活用等、連携を図ります。

また、障害児等の特別な支援が必要な子どもの個々の自立に向けた生活支援と集団生活への適応をめざし、保健所と共同で家庭訪問を実施し育児支援に当たるとともに、児童発達支援事業や津山市

特別支援教育推進センター通級指導教室幼児部（西・北小学校）等による療育や教育を推進します。また、医療的ケアを必要とする児童が地域で生活するために必要な支援体制の整備・強化に努めます。

保育園（所）・幼稚園・認定こども園における特別な支援が必要な子どもの保育については、人員配置の充実をめざすほか、保育士、幼稚園教諭等の資質や専門性の向上を図るため、特別支援教育に関する研修会や巡回指導を実施するとともに、特別な配慮が必要な子ども一人一人に対して個別的教育支援計画・指導計画を作成し、障害の程度に応じた適切な支援やインクルーシブ教育を進めます。

発達障害等のある子どもに対する必要な支援が円滑に行われるためには、発達障害等に関する社会的理解を広げる必要があります。そのため、発達障害や障害児への福祉・教育施策についての啓発活動の推進にも努めます。

（３）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く方々が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

また、「男女共同参画社会」や「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向け、個人や事業者を対象とした啓発講座等を実施するとともに、企業や団体等の取組について、全国の優良事例を情報提供するほか、国や県の認証・認定制度や表彰制度の紹介や推薦、事業者へのアドバイザー派遣やワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度などにより、事業者の自主的な取組を促進します。

このほかにも、津山広域事務組合と連携を図りながら、「広域行政ホットニュース」への掲載などを通じ、これらの事業の広報・啓発活動に積極的に取り組みます。

また、延長保育や休日保育といった多様な保育サービスの充実や放課後児童クラブの拡充など、様々な働き方に対応した子育て支援サービスの推進・啓発にも努めます。

6 ひとり親家庭等の自立支援（津山市ひとり親家庭等自立促進計画）

ひとり親家庭等（母子・父子家庭及び寡婦）の子どもの健やかな成長を確保するため、ひとり親家庭等の自立を支援し、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的として、本項を母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される自立促進計画「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

ひとり親家庭等の自立のためには、子育てや生活支援とともに、就労支援等の総合的で細やかな支援策の推進が必要であり、本計画では、次の視点に基づいて自立支援施策を展開し、計画的な推進を図ることとします。

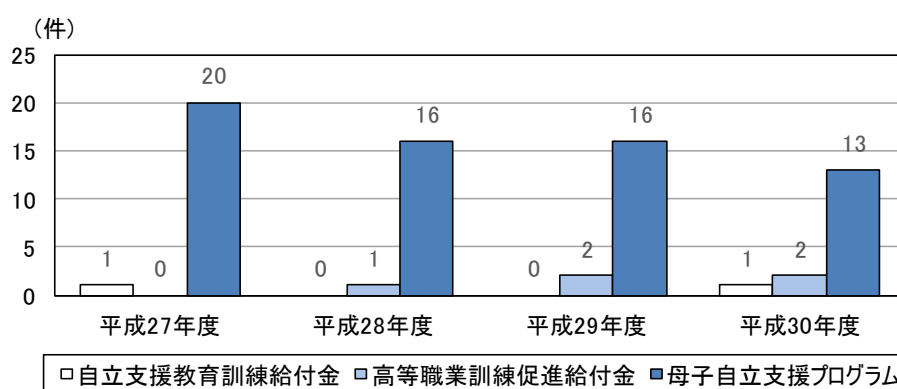
（１）就労支援の充実

ひとり親家庭が自立した生活を送るためには、より良い雇用条件で就業し、安定した収入を確保することが必要です。

就職に有利な資格取得に向け、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、職業能力の開発や向上を支援します。

また、個々のニーズや事情に即した就職活動が円滑に進むよう、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら早期就職を支援し、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。

■就労に係る自立支援事業の実施件数



（２）子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭等が安心して生活するためには、子育てや家事と仕事が両立する環境が必要です。

保育園（所）・認定こども園への優先入所や保育料負担の軽減など、多様なニーズに対応した子育て支援施策の充実を図ります。

また、DV被害者が安心して生活できる場の確保など、生活面での支援を行います。

(3) 相談体制の充実と積極的な情報提供

ひとり親家庭等には、養育費等の離婚に関わること、子育て、仕事、DVなどの様々な悩み事や困り事について気軽に相談できる体制が必要です。

現在、津山すこやか・こどもセンターに母子父子自立支援員を配置し、スキルアップを図りながら相談しやすい環境を提供しているほか、弁護士による無料法律相談も実施しています。

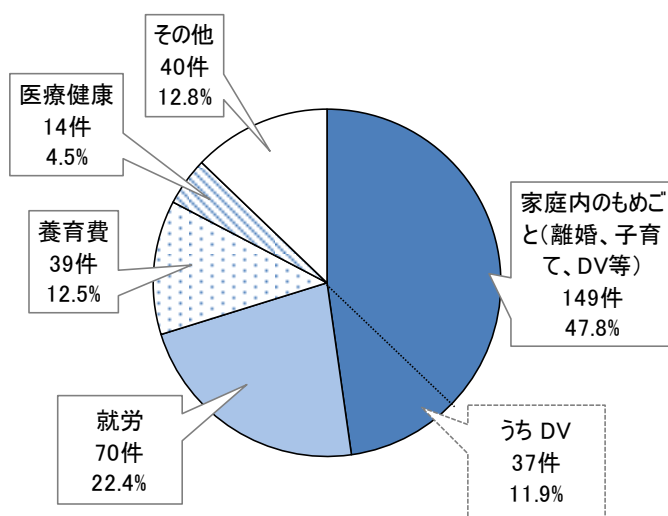
今後も、ひとり親家庭等のニーズにあった情報や支援制度が漏れなく提供されるよう、相談機能を強化するとともに、庁内関係部局や岡山県等の関係機関との連携を深め、総合的な相談支援の質・量の充実を図ります。

また、ひとり親家庭に対する子育て情報や支援施策、支援活動に関する広報活動に積極的に取り組みます。

■津山市における母子父子自立支援員への相談状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数（件）	720	923	653	732	572

■相談件数のうち、生活一般の相談内容（平成 30 年度：312 件）【単位：件】



(4) 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の経済的自立を図るためには、就労支援に加え、各種の福祉制度の活用が必要です。

岡山県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等の各種福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、遺児激励金の支給等に関する情報提供や制度の有効活用を促進します。

■ 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費公費負担制度にみるひとり親家庭等の推移

区分（単位）		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
世帯総数（世帯）		44,485	44,647	44,713	44,778	44,988
児童扶養手当 （世帯）	母子世帯	1,062	1,035	1,015	981	927
	父子世帯	94	88	81	80	71
	養育者	3	2	1	2	0
	計	1,159	1,125	1,097	1,063	998
ひとり親家庭等 医療（人）	親	993	976	951	908	856
	児童	1,588	1,583	1,558	359	357
	計	2,581	2,559	2,509	1,267	1,213

※世帯総数は各年度 4 月 1 日の世帯数

※児童扶養手当の受給者数は各年度末の人数（高校 3 年生の年齢到達による資格喪失を反映したもの）

※ひとり親家庭等医療費の受給者数は各年度末の人数（高校 3 年生の年齢到達による資格喪失を含まない）

※平成 29 年度以降のひとり親家庭等医療の人数は、子ども医療の資格を有する児童数を除く

7 子どもの貧困対策（津山市子どもの貧困対策推進計画）

子どもの貧困が大きな社会問題となる中、平成 26 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、また「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されるなど、国における子どもの貧困対策が推進されています。

しかしながら、「平成 28 年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、わが国の子どもの貧困率は 13.9%と、前回調査と比べると改善が見られたものの、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい水準にあります。

子どもたちの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が親から子どもへと世代を超えて連鎖をすることがないようにするため、本項を子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定される子どもの貧困対策についての計画「津山市子どもの貧困対策推進計画」と位置づけるとともに、地域の実情に応じた実効性のある取組を推進します。

（1）津山市における子どもの貧困を取り巻く現状

1 生活保護世帯の子どもの数

生活保護世帯における子どもの数は、平成 26 年度は 48 人、平成 30 年度は 33 人と、5 年間で 15 人減少しています。

生活保護全体の世帯数は減少傾向にあり、被保護世帯における子どもの数についても、同様の傾向が見受けられます。

区分（単位）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保護世帯数（世帯）	729	698	682	693	689
ア 未就学児（人）	11	8	10	10	9
イ 小学生（人）	18	15	5	9	5
ウ 中学生（人）	7	7	10	11	12
エ 高校生（人）	12	8	7	6	7
ア～エ 合計（人）	48	38	32	36	33

2 児童扶養手当受給世帯の子どもの数

児童扶養手当受給世帯における子どもの数は、平成 26 年度は 1,785 人、平成 30 年度は 1,561 人と、5 年間で約 220 人減少しています。

児童扶養手当を受給する世帯数は減少傾向にあり、受給世帯における子どもの数についても、同様の傾向が見受けられます。

区分（単位）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給世帯数（世帯）	1,159	1,125	1,097	1,063	998
対象児童数（人）	1,785	1,759	1,724	1,678	1,561

3 就学援助を受けた児童生徒の数

就学援助を受けている児童生徒は、平成 26 年度は 1,357 人、平成 30 年度は 1,193 人と、5 年間で約 160 人減少しています。

また、児童生徒の総数に対して認定者数の占める割合は、平成 26 年度に 15.0%であるのに対し、平成 30 年度は 14.4%と減少傾向にあります。

区分（単位）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童生徒総数（人）	9,032	8,914	8,689	8,441	8,249
就学援助認定者数（人）	1,357	1,314	1,250	1,255	1,193
認定者数の占める割合	15.0%	14.7%	14.3%	14.7%	14.4%

（2）津山市における子どもの貧困対策への取組

本市では、子どもの貧困対策の取組を進めるため、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げられた「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4点を重点施策とし、「子どもの貧困対策連絡会議」※での協議を踏まえ、関係機関と連携しながら様々な事業を効果的に実施していきます。

※「子どもの貧困対策連絡会議」については、52 ページ参照

1 教育の支援

家庭の状況に関わらず、すべての子どもが夢と希望を持てるように、教育の支援に取り組みます。

【関連事業・施策：幼児教育・保育の無償化（86 ページ参照）、放課後子ども教室（46 ページ参照）】

2 生活の安定に資するための支援

すべての子どもが安心して生活できるよう、子どもの居場所づくりや保護者の生活不安の解消に努めます。

【関連事業・施策：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（46 ページ参照）、生活困窮者自立相談支援事業（52 ページ参照）】

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

収入の増加と生活の安定を図るため、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、保護者に対する就労支援に取り組みます。

【関連事業・施策：ひとり親家庭の父や母の就労支援（52 ページ参照）、ひとり親家庭の相談体制の充実（51 ページ参照）】

4 経済的支援

ひとり親世帯など経済的に不安を抱えている世帯に対して、各種手当等の給付や貸付制度により、経済的な負担の軽減を図ります。

【関連事業・施策：生活保護（52 ページ参照）、児童扶養手当（51 ページ参照）、ひとり親家庭等医療費助成（51 ページ参照）、養育費確保支援事業（52 ページ参照）、就学援助（52 ページ参照）】

第6章 計画の推進体制

1 内部推進体制

本計画の推進に当たっては、「津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議」において、子ども・子育て支援施策の評価・検証や総合的・計画的な展開に向けた検討・調整を行います。

また、本計画は、次世代育成支援対策の行動計画、ひとり親家庭等自立支援計画及び子どもの貧困対策推進計画としても位置付けられ、広範な分野の施策を掲げているため、子育て推進課・こども保育課を中心として関係部局との平素からの連絡・調整を密にし、横断的・多角的な視点をもって施策の推進に取り組みます。

2 関係機関・団体等との連携体制

本計画では、津山市が財源から運営までを単独で担って実施する施策のほか、国・県等からの財政的・技術的支援や各種団体からの協力を得て行う施策も多数あります。こうした諸施策の円滑な実施や内容の充実を図るため、関係機関・団体等との連携を一層強化します。

3 全市的な推進を図るための啓発等

本計画の基本理念である「子どもの笑顔があふれるまち」を実現するためには、各家庭をはじめ、地域住民や関係団体、サービス提供事業者、企業等の多様な主体が子育てに関するそれぞれの役割を十分認識し、計画上の施策が地域全体の協力の下で実施される必要があります。そのため、ホームページ・広報紙への掲載や関係機関・団体等への配付、公共施設への設置等により、本計画の趣旨や取組内容の全市的な浸透を図ります。

また、これと併せ、子育て支援に対するニーズが適切に充足されるよう、市が実施するサービスの周知・啓発や各種の相談体制の充実に努めます。

4 計画の進行管理

本計画の基本目標や教育・保育等の事業の確保方策、各施策の事業目標の達成を図るためには、庁内関係部局や関係機関・団体等との連携強化による継続的な取組とともに、各施策の実施状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて改善を図る体制が必要です。

「津山市子ども・子育て審議会」や「津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議」で進行状況を確認・評価し、施策の着実かつ効果的な実施を図ります。

資料編

1 児童数の推計（0歳～11歳）

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	718	698	681	663	644
1歳	756	723	703	685	667
2歳	770	744	711	691	673
3歳	810	762	737	701	681
4歳	824	805	757	730	695
5歳	848	818	799	752	725
6歳	817	833	804	786	739
7歳	873	809	824	795	778
8歳	858	866	801	817	788
9歳	887	854	860	796	812
10歳	877	879	846	852	789
11歳	917	871	872	840	846

■ 児童数の推計について

- ・「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、コーホート変化率法^{注)}により算出
- ・計画策定に利用した0歳から11歳までの年齢区分における市内の推計児童数

注) コーホート変化率法

各コーホート（ある期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

2 アンケート調査結果

(1) 調査の実施概要

■ 調査の概要

項目	小学校入学前の児童保護者調査	小学生保護者調査
調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者	市内在住の小学生の保護者
調査票発送数	2,000 名	2,000 名
調査方法	郵送配付、郵送回収	郵送配付、郵送回収
調査期間	平成 31 年 1 月 26 日 (土) ~ 平成 31 年 2 月 12 日 (火)	平成 31 年 1 月 26 日 (土) ~ 平成 31 年 2 月 12 日 (火)
調査票回収数	922 件	956 件
回収率	46.1%	47.8%

■ 教育・保育提供区域ごとの世帯数と配付数

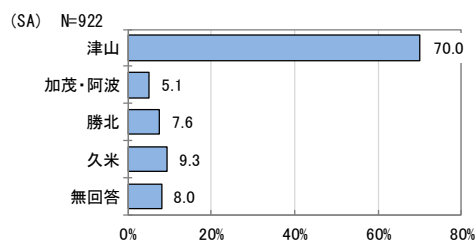
教育・保育提供区域	小学校入学前の児童保護者調査		小学生保護者調査	
	世帯数	配付数	世帯数	配付数
津山地区	3,464	1,526	3,516	1,408
加茂・阿波地区	94	94	149	149
勝北地区	191	191	217	217
久米地区	189	189	226	226
全地区合計	3,938	2,000	4,108	2,000

■ 調査結果の見方

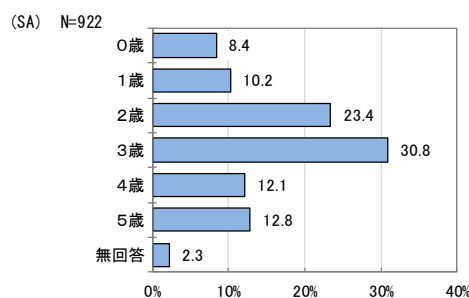
- ・回答結果は小数点第 2 桁目を四捨五入しています。この関係で、単回答（複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式）の合計値が「100.0」にならない場合があります。
- ・複数回答（2 つ以上の回答を選ぶ形式）における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。
- ・本報告書における「N」「SA」「MA」「数量」は、それぞれ
 - 「N」 = サンプル数のこと
 - 「SA」 = 単回答のこと（Single Answer の略）
 - 「MA」 = 複数回答のこと（Multiple Answer の略）
 - 「数量」 = 数量回答のこと
 を示します。

(2) 小学校入学前の児童保護者調査の結果

問1 現在、あて名のお子さんはどちらにお住まいですか。(SA)



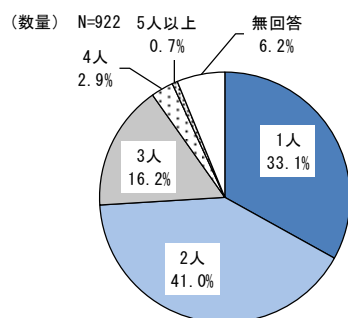
問2 あて名のお子さんの年齢 (SA)



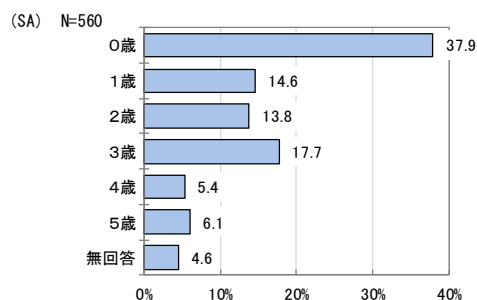
※問2の集計に当たっては、「平成30年4月1日時点の、対象となる児童の年齢」としています。

- 平成24年4月生まれ～平成25年3月生まれ⇒5歳
- 平成25年4月生まれ～平成26年3月生まれ⇒4歳
- 平成26年4月生まれ～平成27年3月生まれ⇒3歳
- 平成27年4月生まれ～平成28年3月生まれ⇒2歳
- 平成28年4月生まれ～平成29年3月生まれ⇒1歳
- 平成29年4月生まれ～平成30年12月生まれ⇒0歳

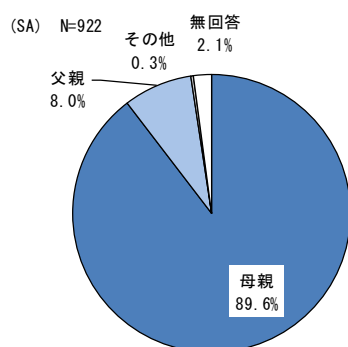
問3A あて名のお子さんを含めた兄弟姉妹の総人数をご記入ください。(数量)



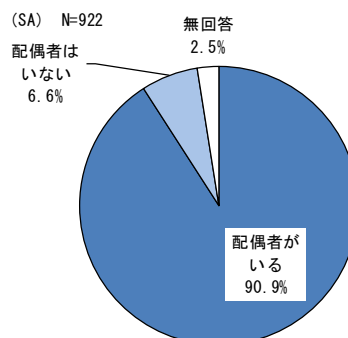
問3B 末子のお子さんの年齢 (SA)



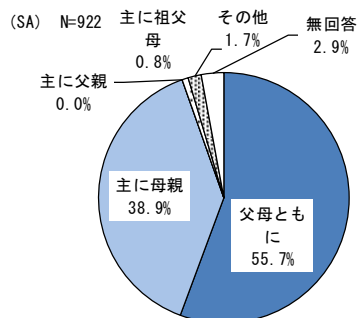
問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。(SA)



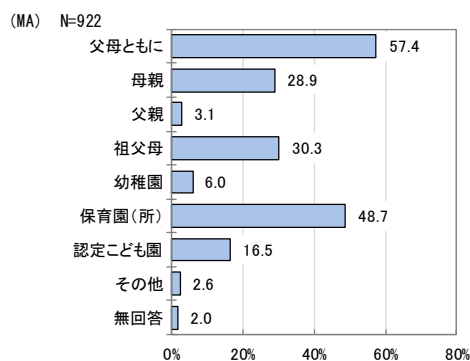
問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。(SA)



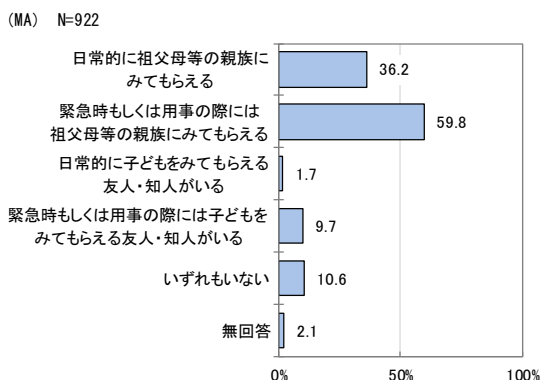
問 6 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。（SA）



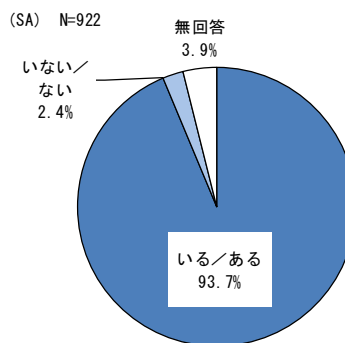
問 7 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。（MA）



問 8 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（MA）

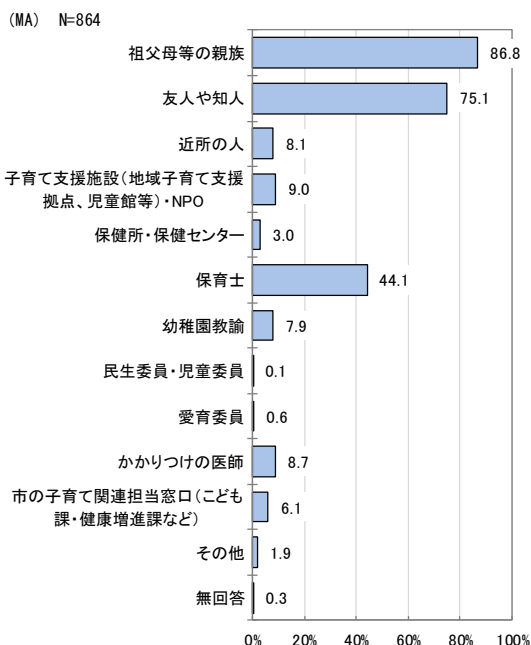


問 9 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。（SA）

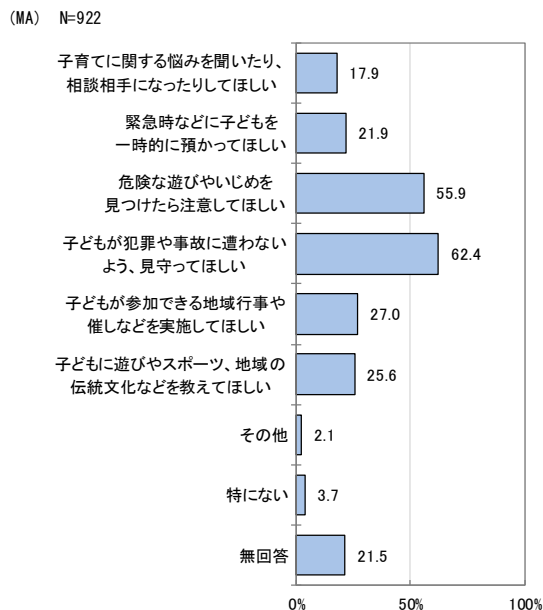


問 9 で、「いる／ある」と回答した方が対象

問 9-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（MA）



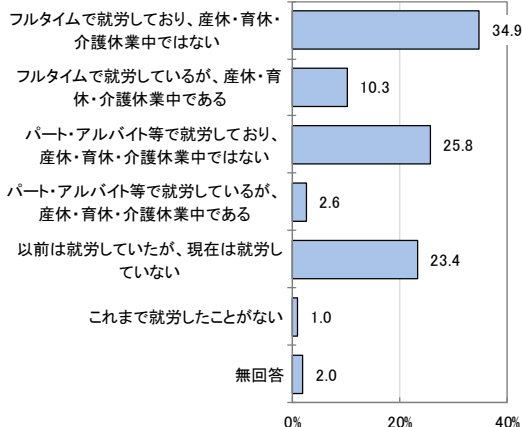
問 10 子育て支援として、身近な地域の人にどのようなことを希望しますか。（MA）



問 11 現在の就労状況（自営業含む）をうかがいます。（SA）

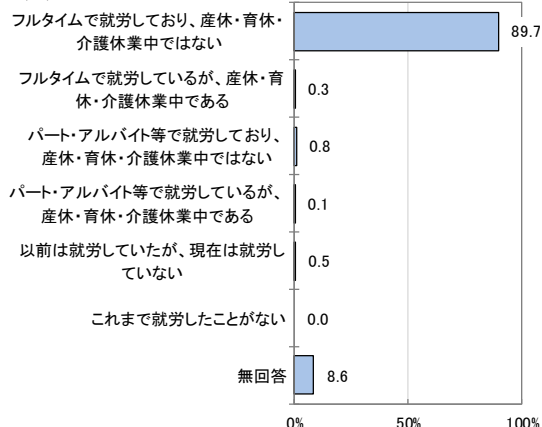
① 母親

（SA） N=922



② 父親

（SA） N=922

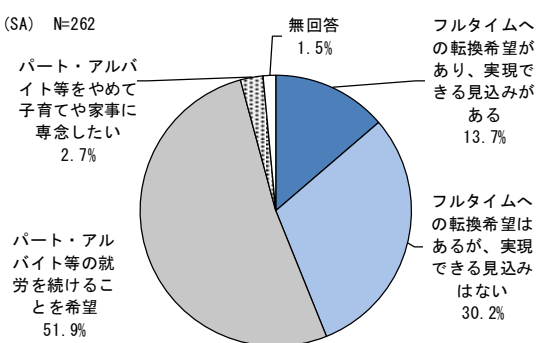


問 11 で、現在パート・アルバイト等で就労していると回答した方が対象

問 11-1 フルタイムへの転換希望はありますか。（SA）

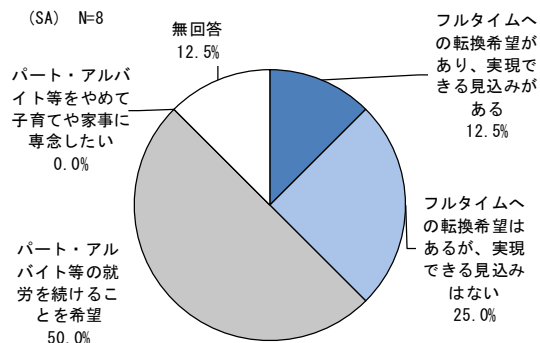
① 母親

（SA） N=262



② 父親

（SA） N=8

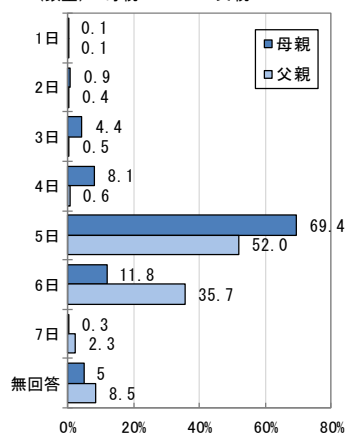


問 11 で、現在、就労していると回答した方が対象

問 11-2（1）現在の1週当たりの就労日数と1日当たりの就労時間（数量）

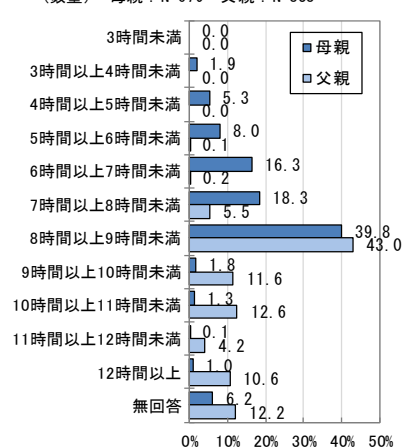
① 1週当たりの就労日数

（数量） 母親：N=679 父親：N=838



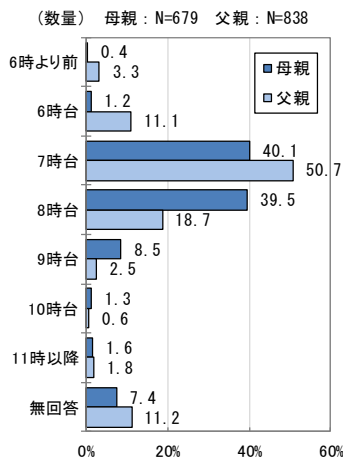
② 1日当たりの就労時間

（数量） 母親：N=679 父親：N=838

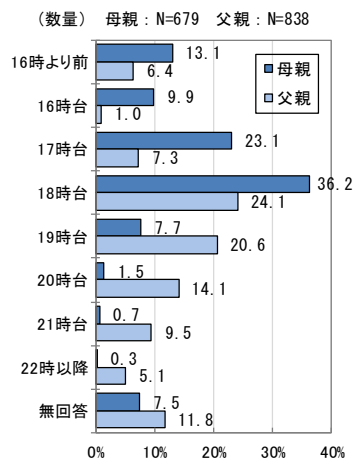


問 11-2（２） 現在の家を出る時刻と帰宅時刻（数量）

① 家を出る時刻



② 帰宅時刻

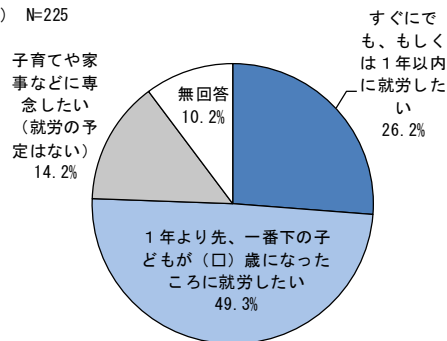


問 11 で、現在就労していないと回答した方が対象

問 11-3『母親』 就労したいという希望はありますか。(SA)

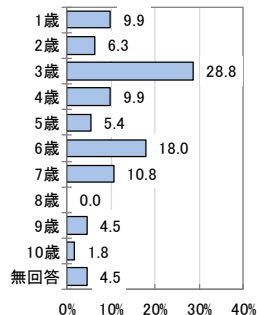
■ 希望

(SA) N=225



■ 「1年より先」の場合、何歳で就労したいか

(数量) N=111

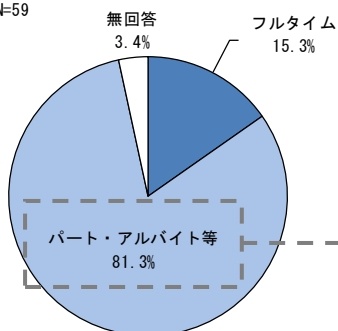


※『父親』は対象数が5件で、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が各1件、無回答が3件となっています。

問 11-3 で、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した方が対象

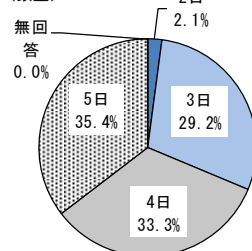
問 11-4『母親』 希望する就労形態をお答えください。(SA)

(SA) N=59



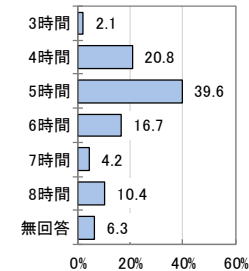
① 1週当たりの希望日数

(数量) N=48



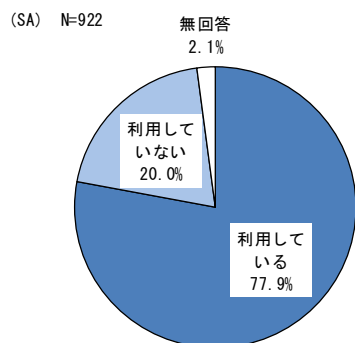
② 1日当たりの希望時間

(数量) N=48



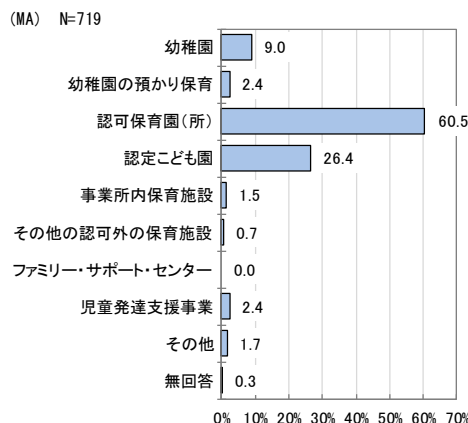
※『父親』は対象数が1件で、「フルタイム」となっています。

問 12 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育園（所）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。(SA)



問 12 で、「利用している」と回答した方が対象

問 12-1 あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(MA)

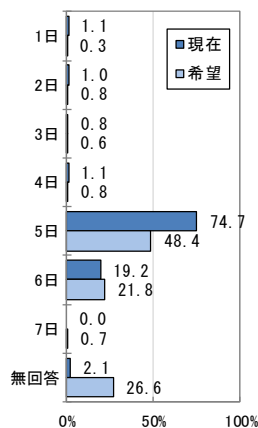


問 12 で、「利用している」と回答した方が対象

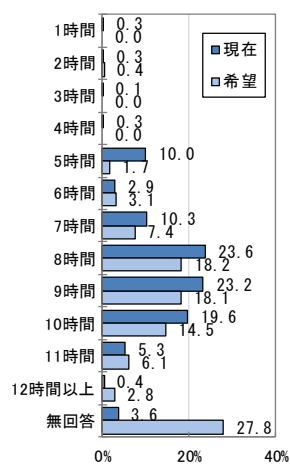
問 12-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、1 週当たりの利用（希望）日数と1 日当たりの利用（希望）時間、利用（希望）開始時刻と終了（希望）時刻(数量)

① 1 週当たりの利用（希望）日数 ② 1 日当たりの利用（希望）時間

(数量) N=719

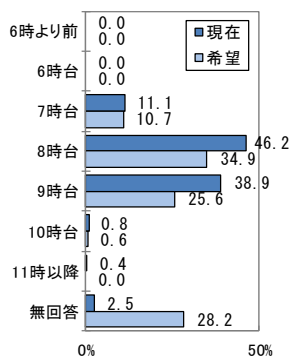


(数量) N=719



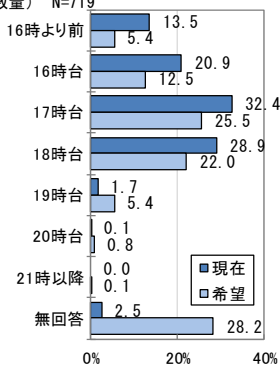
③ 利用開始（希望）時刻

(数量) N=719



④ 利用終了（希望）時刻

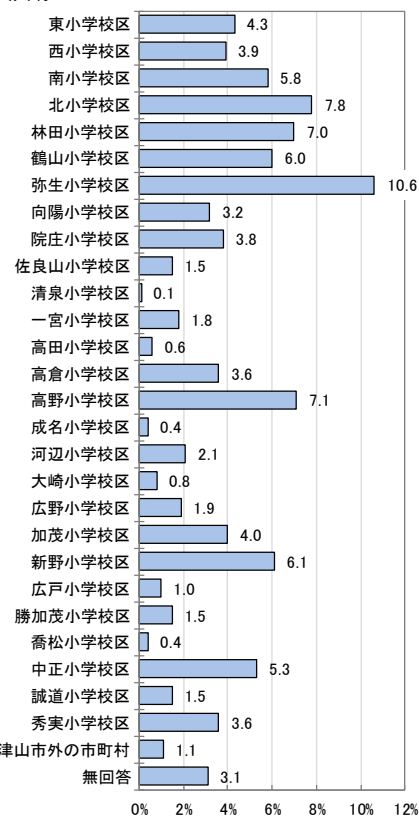
(数量) N=719



問 12 で、「利用している」と回答した方が対象

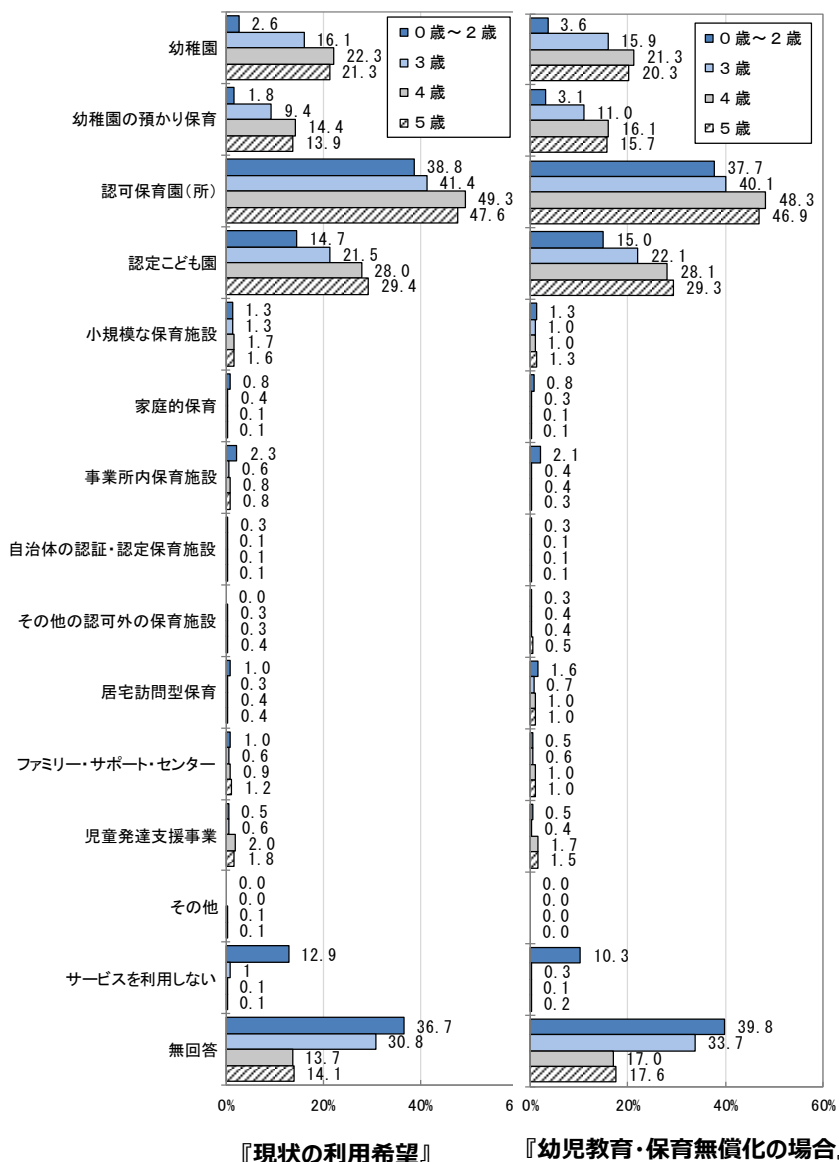
問 12-3 現在、平日に定期的に利用している教育・保育事業所はどの小学校区にありますか。(SA)

(SA) N=719



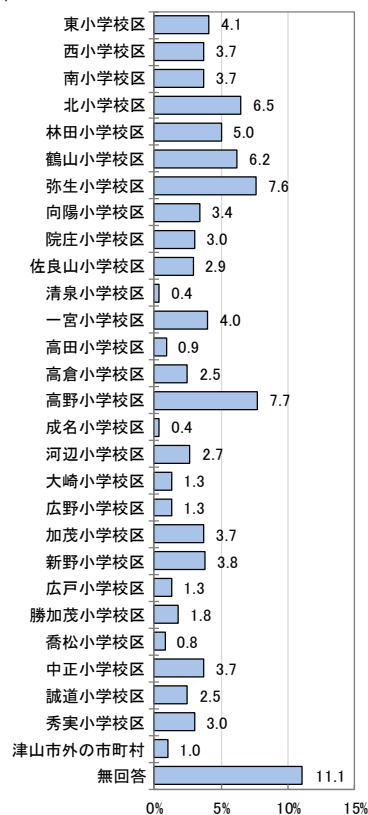
問 13 平日の昼間に「定期的に」利用したいと考えるサービスをお答えください。(MA)

就学前児童 (MA) 0歳～2歳：N=387 3歳：N=671 4歳：N=783 5歳：N=922



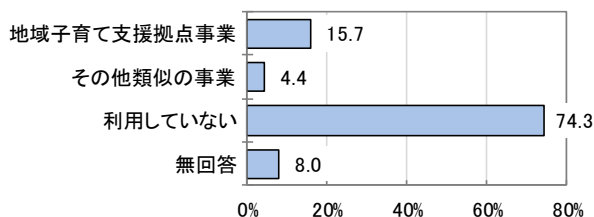
問 13-1 平日、定期的に教育・保育事業を利用したい場所の「希望」をお答えください。(SA)

(SA) N=922



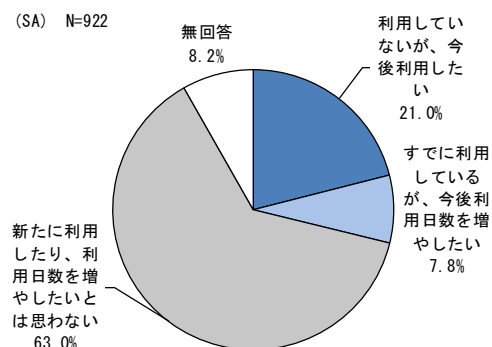
問 14 あて名のおさんは、現在、地域子育て支援拠点事業を利用していますか。(MA)

(MA) N=922



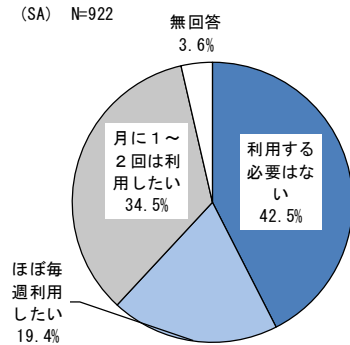
問 15 問 14 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したいと思いますか。(SA)

(SA) N=922



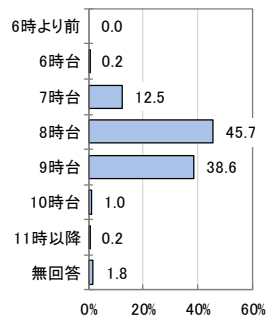
問 16 (1) あて名のおさんについて、『土曜日』に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。(SA)

(SA) N=922



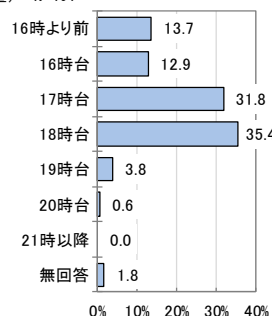
① 希望の利用開始時刻

(数量) N=497



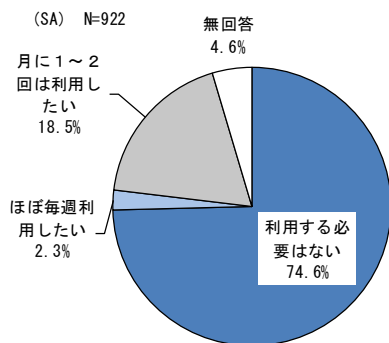
② 希望の利用終了時刻

(数量) N=497



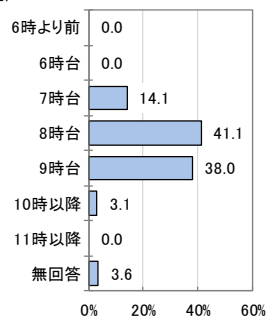
問 16 (2) あて名のおさんについて、『日曜・祝日』に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。(SA)

(SA) N=922



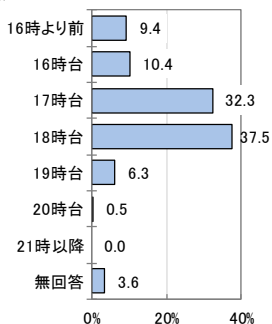
① 希望の利用開始時刻

(数量) N=192



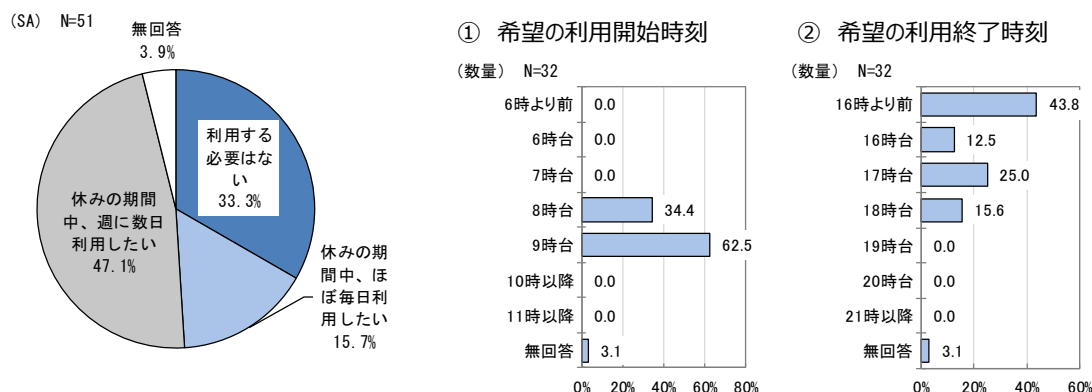
② 希望の利用終了時刻

(数量) N=192



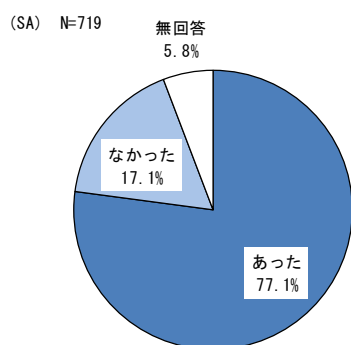
幼稚園を利用している方が対象

問 17 あて名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。(SA)



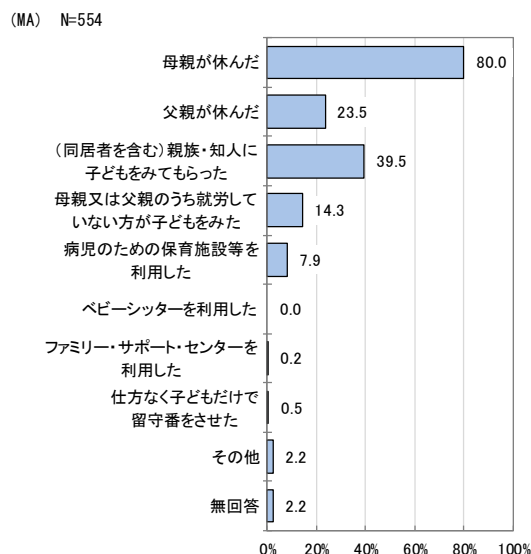
平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると回答した方が対象

問 18 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。(SA)



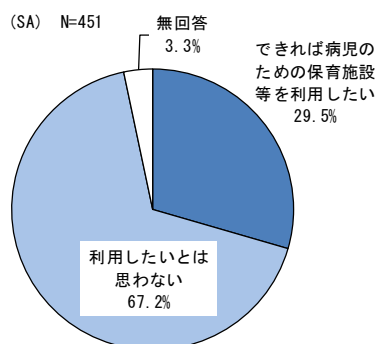
問 18 で「あった」と回答した方が対象

問 18-1 あて名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけてください。(MA)

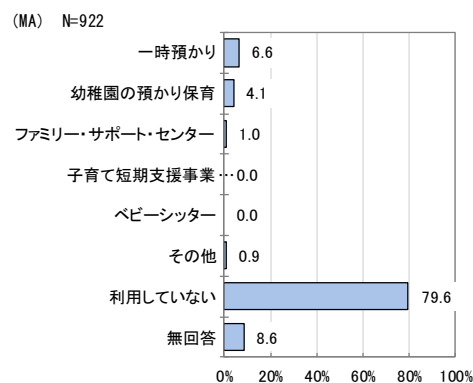


問 18-1 で「母親が休んだ」「父親が休んだ」のいずれかに回答した方が対象

問 18-2 その際、「できれば病児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(SA)

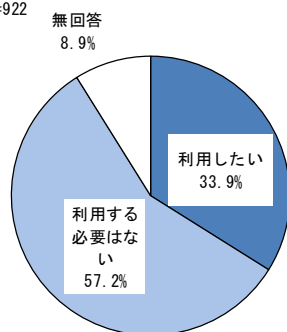


問 19 あて名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。(MA)



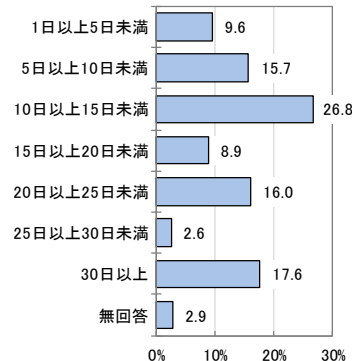
問 20 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、事業を利用する必要があると思いますか。(SA)

(SA) N=922



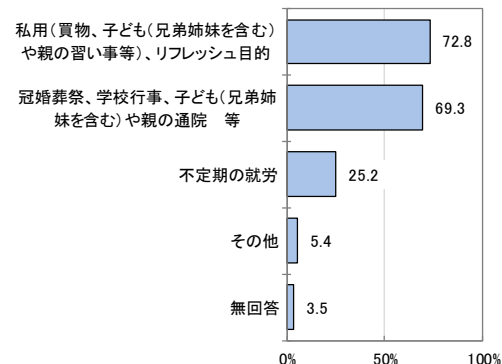
① 利用したい日数

(数量) N=313



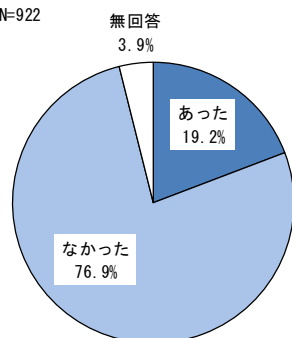
② 利用の目的

(MA) N=313



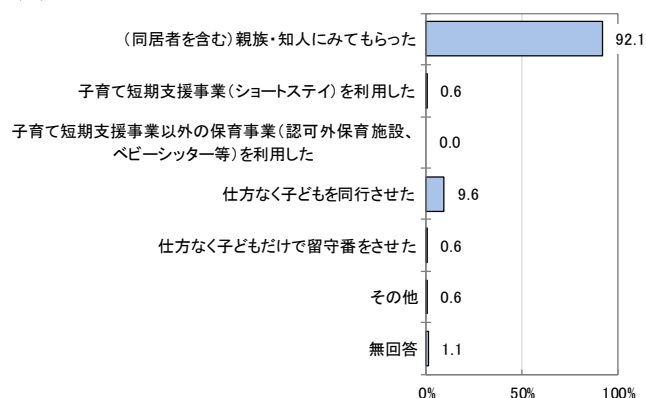
問 21 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、あて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。(SA)

(SA) N=922



■ あった場合の対処方法 (MA)

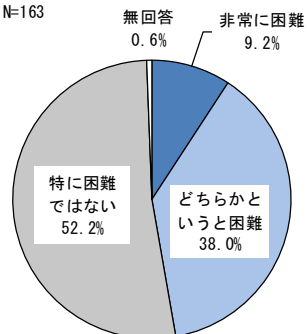
(MA) N=177



問 21 の対処方法として「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」と回答した方が対象

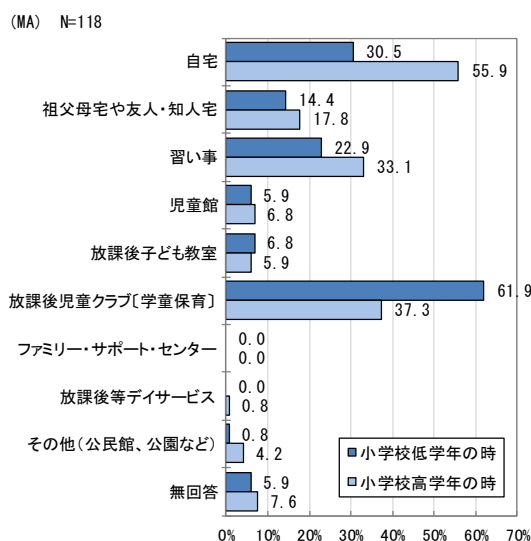
問 21-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。(SA)

(SA) N=163



問 22～25 は調査対象となるお子さんが5歳以上の方のみ対象

問 22・問 23 あて名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
(MA)

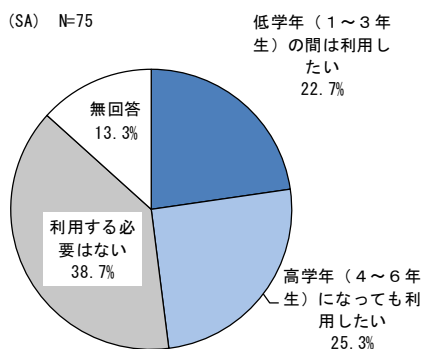


問 22 または問 23 で「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した方が対象

問 24 あて名のお子さんについて、放課後児童クラブの利用希望はありますか。(SA)

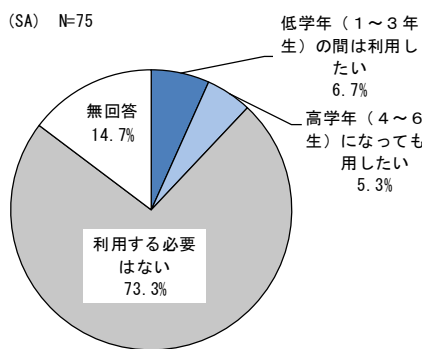
(1) 土曜日

(SA) N=75



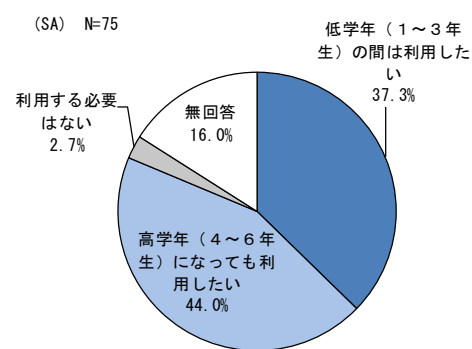
(2) 日曜・祝日

(SA) N=75



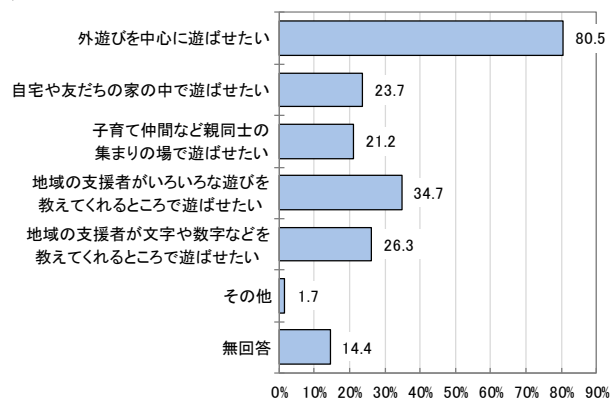
(3) 夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中

(SA) N=75



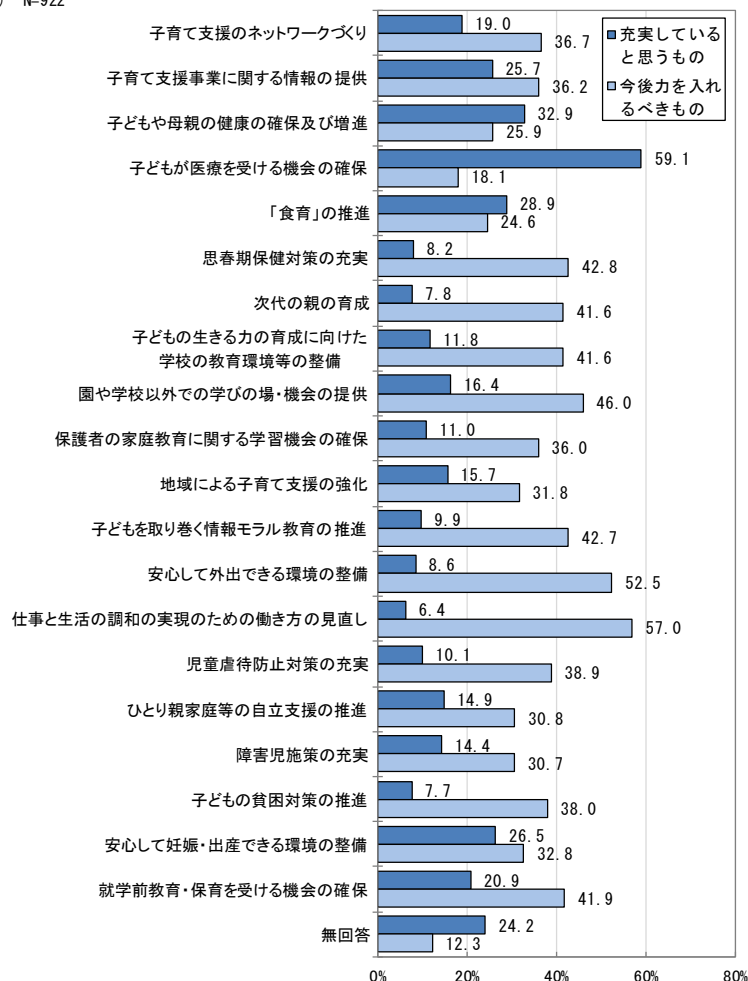
問 25 地域の中でお子さんをどのような場所で遊ばせたいと思っていますか。(MA)

(MA) N=118



問 26 子育て支援施策として、「充実していると思うもの」「今後力を入れるべきもの」について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。(MA)

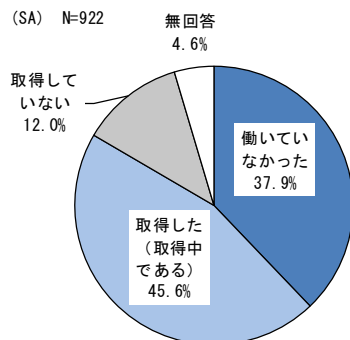
(MA) N=922



問 27 (1) あて名のお子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。(SA)

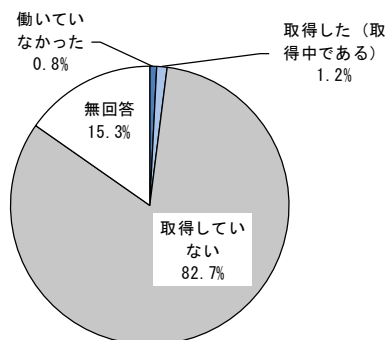
① 母親

(SA) N=922



② 父親

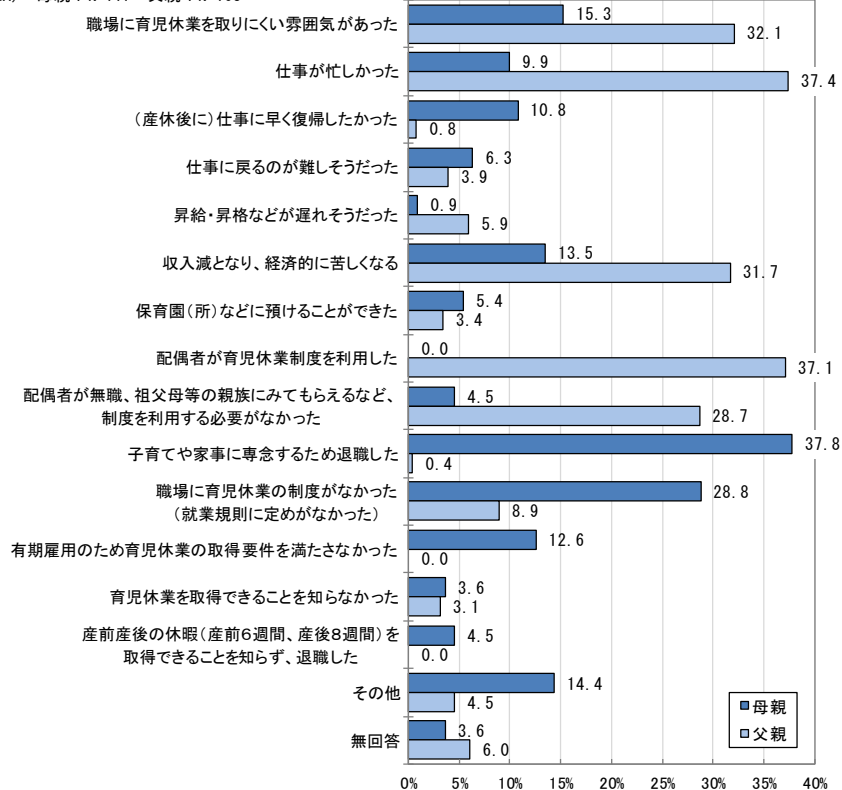
(SA) N=922



問 27（１）で「取得していない」と回答した方が対象

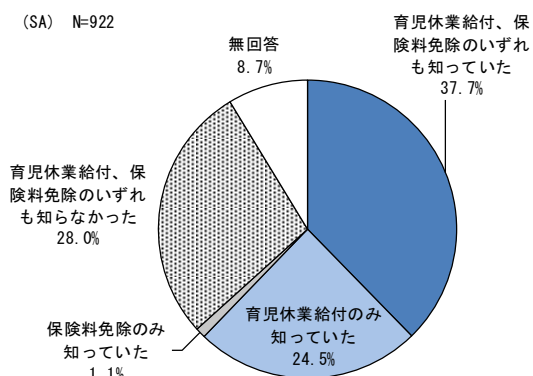
問 27（２）取得していない理由（MA）

（MA） 母親：N=111 父親：N=763



問 27-1 子どもが原則 1 歳になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満 3 歳になるまでの育児休業等の期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。（SA）

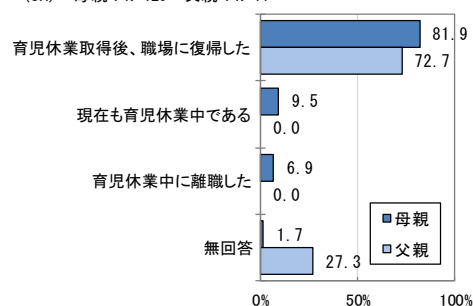
（SA） N=922



問 27 で「取得した（取得中である）」と回答した方が対象

問 27-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（SA）

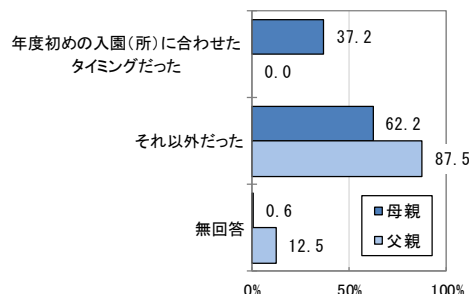
（SA） 母親：N=420 父親：N=11



問 27-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方が対象

問 27-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育園（所）または認定こども園入園（所）に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。（SA）

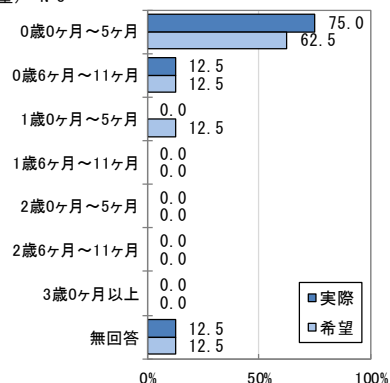
（SA） 母親：N=344 父親：N=8



問 27-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方が対象

問 27-4『父親』 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。「希望」として、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。（数量）

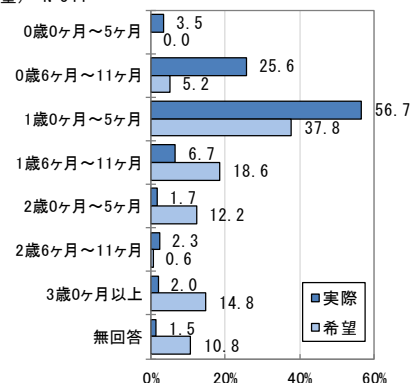
（数量） N=8



問 27-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方が対象

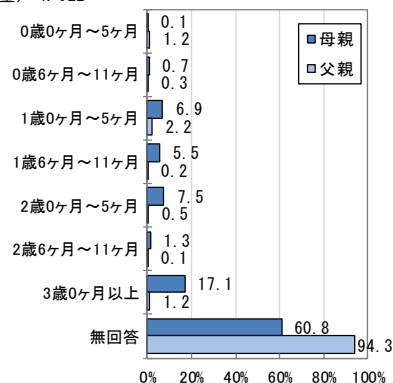
問 27-4『母親』 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。「希望」として、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。（数量）

（数量） N=344



問 27-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。（数量）

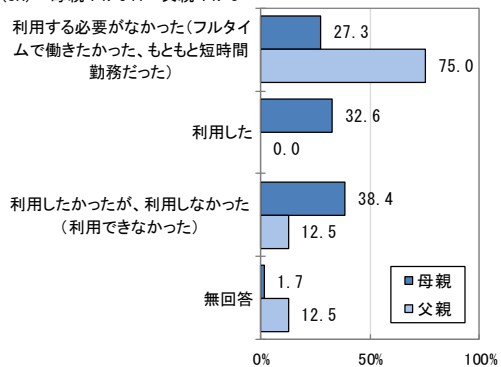
（数量） N=922



問 27-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方が対象

問 27-6 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。(SA)

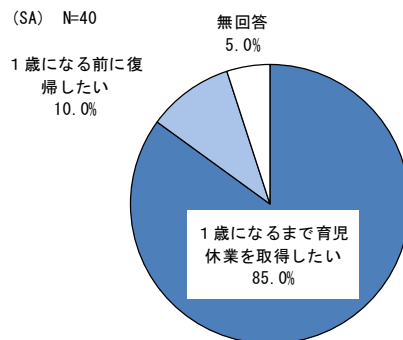
(SA) 母親：N=344 父親：N=8



問 27-2 で「現在も育児休業中である」と回答した方が対象

問 27-7『母親』 あて名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業(保育園(所)等)があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。(SA)

(SA) N=40



※『父親』は該当者無し

<<自由記載の設問>>

教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

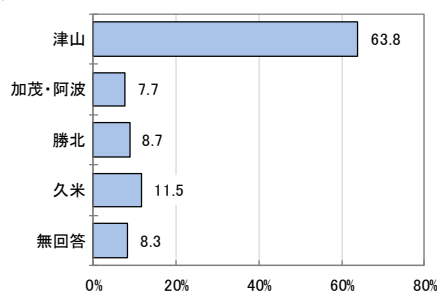
※以下、一部抜粋して掲載

記入内容（概要）
現在の子育て世代は経済的に恵まれているとは言えず、多くの家庭で子どもは2人までが限界との声を聞く。幼児教育・保育の無償化のように、負担の大きい部分のサポートを経済力に応じて行っていくことが未来へとつながるのではないかなと思う。
仕事に復帰するタイミングは子・親の体調だけでなく、金銭的な問題、仕事にブランクができる不安などいろいろなことが関わってくる。人それぞれ重視するものが違うので柔軟な対応ができる環境を求める。
保育士不足が言われているため、保育士が働く環境改善に全力で取り組んで、より良い保育の場になるようにしてほしい。
教育の充実のためには人材が必要だと思う。そのために予算をつけ、教育の充実に力を入れていただきたい。
幼稚園が少なくなり、通園の際に交通手段がなく不便。車が近くにない、車がない人等への配慮がほしい。
津山市の中でも過疎地域と密集地域とであまり格差がないようなサービスをお願いしたい。
土日祝に利用できる子ども向けイベントや利用できる施設をもっと増やすとともに、情報を伝えてほしい。
仕事や勤務形態（パート）で育休が取れたり、取れなかったりするのでパートで働いている現状だと次の妊娠に踏みきれない。妊娠したら風当たりがきつくなる職場もあり、もっと子どもを産む、育てる環境づくりに力を入れてほしい。
女性の社会進出とか役職の登用が盛んに言われているが、男性が家事・育児参加することに理解がないと感じている。職場は男性が管理職のためか、子どもを持つ女性に対する理解や配慮が不足しているように思う。
子どもが安心して外で遊べる、事故・事件のない安全な町であることを願う。
ひとり親家庭だが、職業や経済面で不安定なので、利用できる支援があればしっかり教えていただきたい。
障害児・医療的ケア含め、すべての子どもが同じ場所で同じように保育・教育が受けられる環境を整えてほしい。
母親同士の交流の充実について、より密に取り組んでほしい。初めての子育ては不安なことだらけ。
一番困るのは子どもが病気の時に仕事を休まなくてはいけないこと。連続して休みをとるのは難しい。預けるのも時間がかかるので仕事に遅れて行かなくてはいけない。料金も1日2000円は高いのももう少し安くしてほしい。
放課後、子どもを預けられる場所を増やしてほしい。
放課後児童クラブについて、津山市全域で6年生までの受入れができるように希望する。
地域での子どもの習い事などの周知をしてほしい。
予約システムを整備したり、相談場所は周りの目が気にならないように個室にするなど気軽に相談できる環境がほしい。
日曜日も安心して仕事ができるよう、預けられる場所があればうれしい。時短でも休日に出勤したい親は多いと思う。
津山市には、子どもが室内でも遊べる無料の遊び場が少なく、雨の日で外で遊べない時に家にこもってしまうので、もっと子どもの遊び場を増やしてほしい。
子どもが安心して遊べる公園、施設が近くにない。遊ぶ場所に困る。
津山には、まだまだ自然がたくさんあるので、屋外で多くの経験や体験を重ねながら成長できる環境になってほしい。

(3) 小学生保護者調査

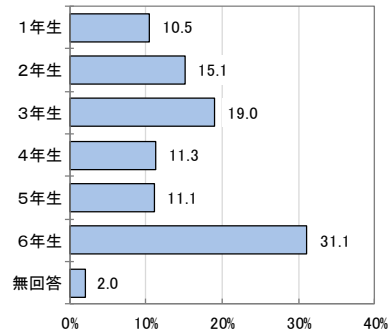
問1 現在、あて名のお子さんはどちらにお住まいですか。(SA)

(SA) N=956



問2 あて名のお子さんは何年生ですか。(SA)

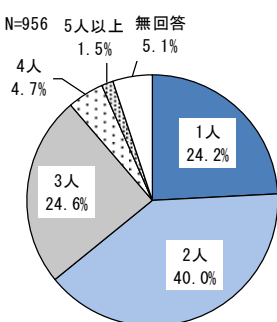
(SA) N=956



問3 あて名のお子さんを含めた兄弟姉妹の総人数をご記入ください。(数量)

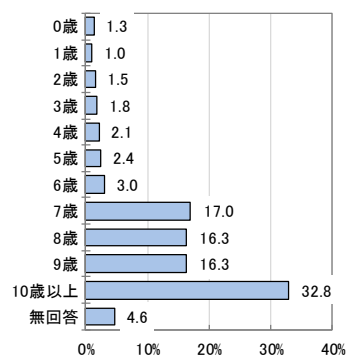
■ 兄弟姉妹の総人数

(数量) N=956



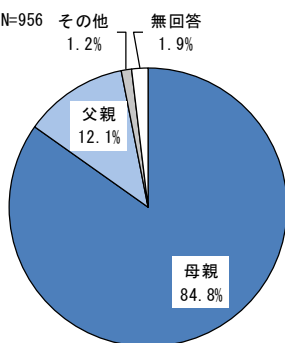
■ 2人以上お子さんがいる場合の末子の年齢 (平成30年4月現在)

(数量) N=676



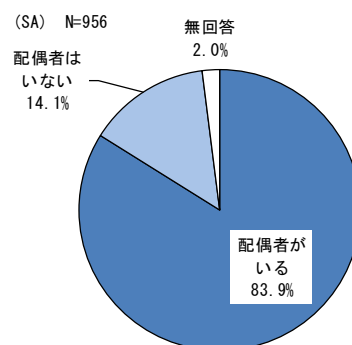
問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。(SA)

(SA) N=956

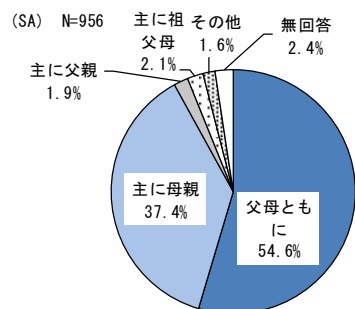


問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。(SA)

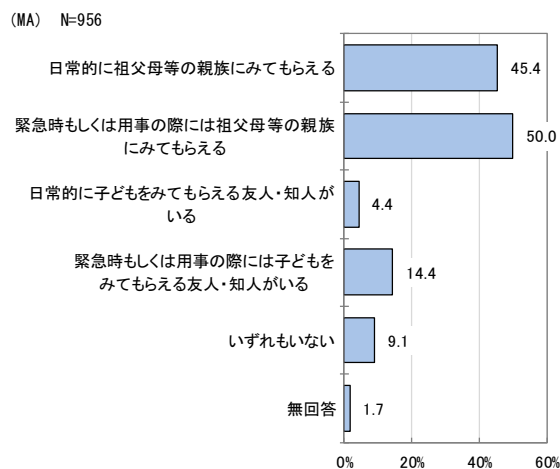
(SA) N=956



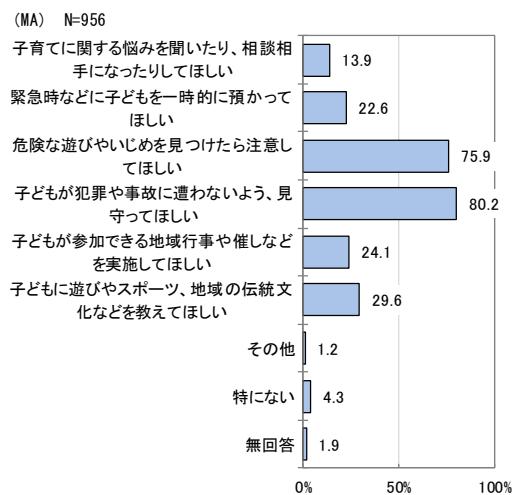
問 6 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。（SA）



問 7 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（MA）

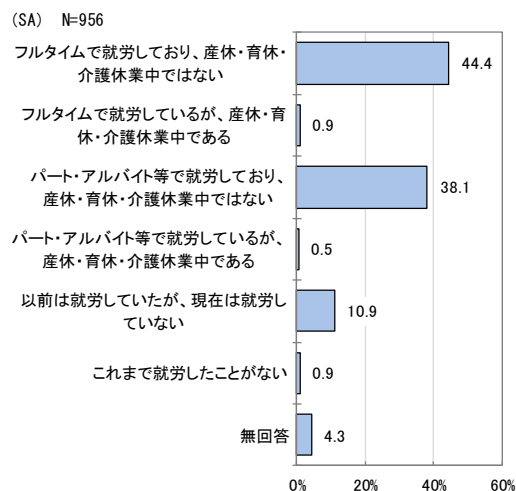


問 8 子育て支援として、身近な地域の人にどのようなことを希望しますか。（MA）

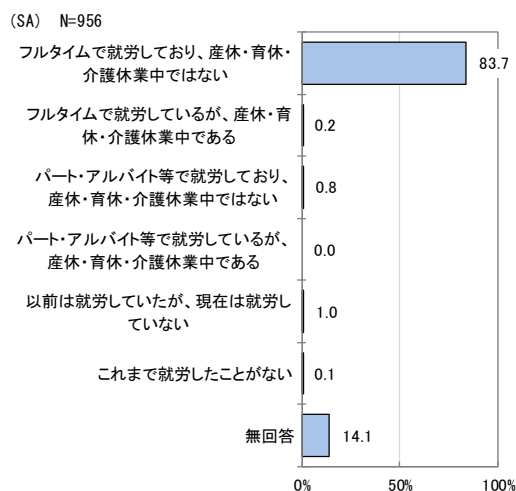


問 9 現在の就労状況（自営業含む）をうかがいます。（SA）

① 母親



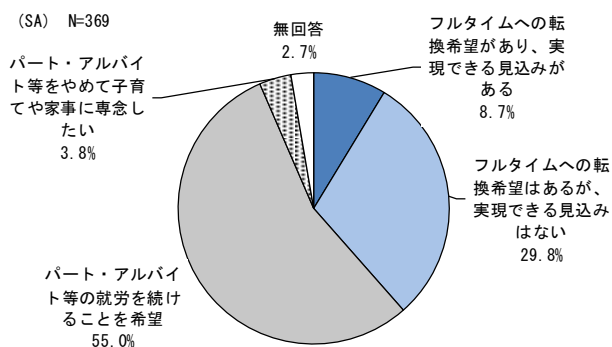
② 父親



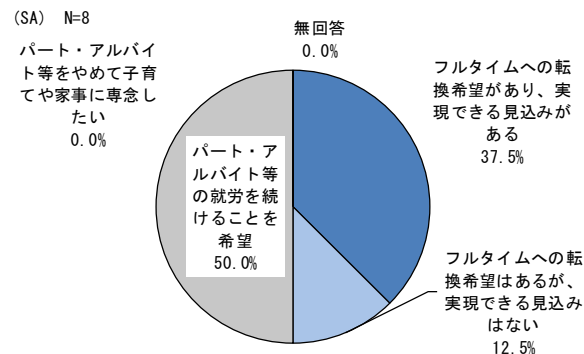
問 9 で、現在パート・アルバイト等で就労していると回答した方が対象

問 9-1 フルタイムへの転換希望はありますか。(SA)

① 母親



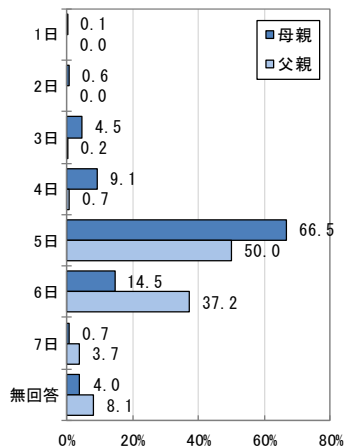
② 父親



問 9-2 (1) 現在の1週当たりの就労日数と1日当たりの就労時間 (数量)

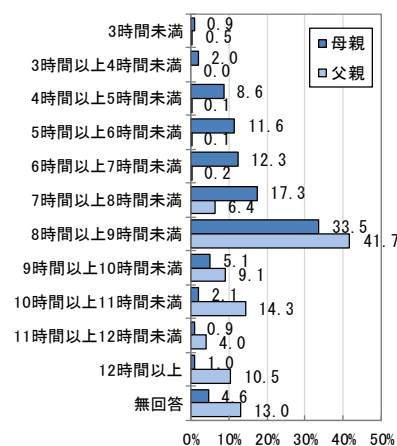
① 1週当たりの就労日数

(数量) 母親：N=802 父親：N=810



② 1日当たりの就労時間

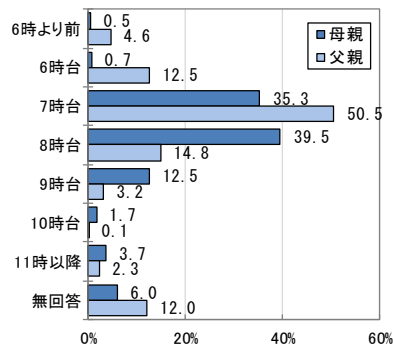
(数量) 母親：N=802 父親：N=810



問 9-2 (2) 現在の家を出る時刻と帰宅時刻 (数量)

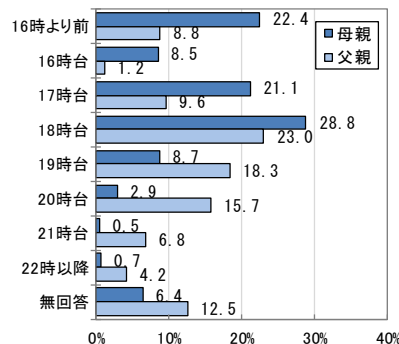
① 家を出る時刻

(数量) 母親：N=802 父親：N=810



② 帰宅時刻

(数量) 母親：N=802 父親：N=810

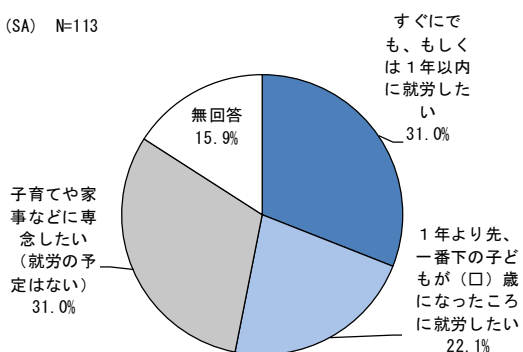


問 9 で、現在就労していないと回答した方が対象

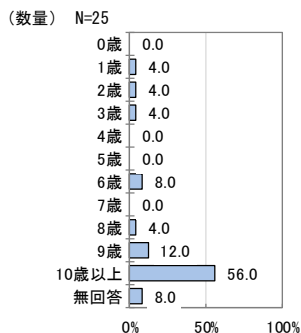
問 9-3 就労したいという希望はありますか。(SA)

① 母親

(SA) N=113

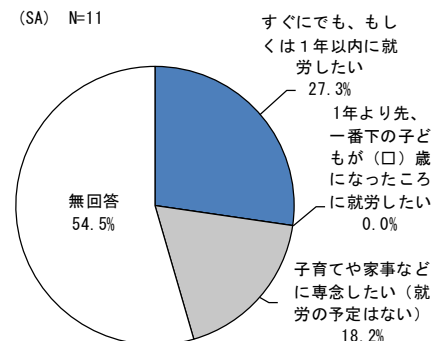


■「1年より先」の場合、何歳で就労したいか



② 父親

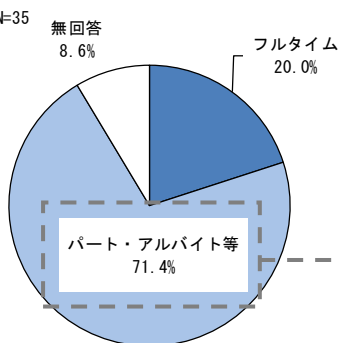
(SA) N=11



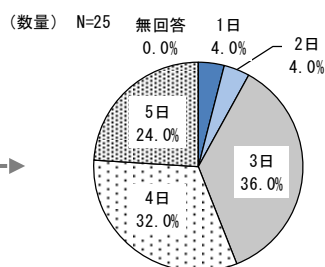
問 9-3 で、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した方が対象

問 9-4 『母親』希望する就労形態をお答えください。(SA)

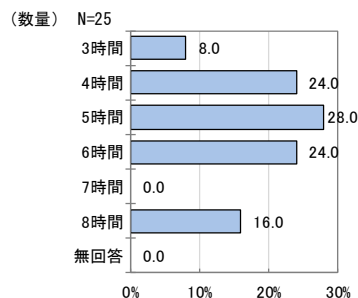
(SA) N=35



① 1週当たりの希望日数



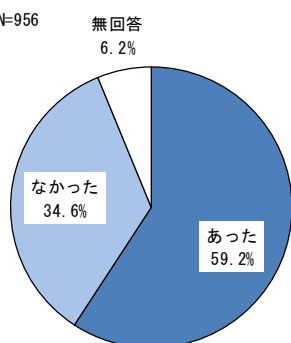
② 1日当たりの希望時間



※『父親』は対象数が3件で、2件が「フルタイム」、1件が「パート・アルバイト等」となっています。

問 10 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありますか。(SA)

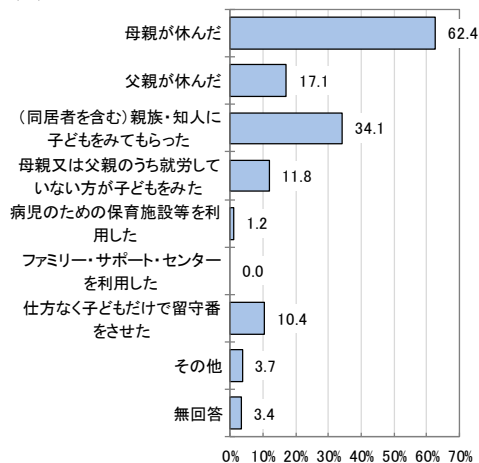
(SA) N=956



問 10 で「あった」と回答した方が対象

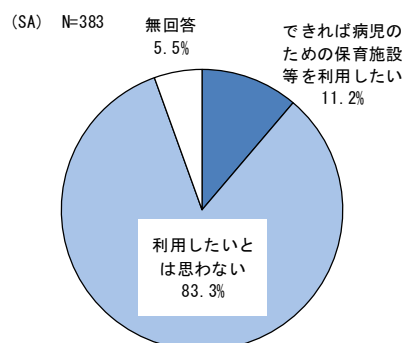
問 10-1 あて名のお子さんが病気やけがで学校等に通学できなかった場合に、この1年間に行った対処方法をお答えください。(MA)

(MA) N=566



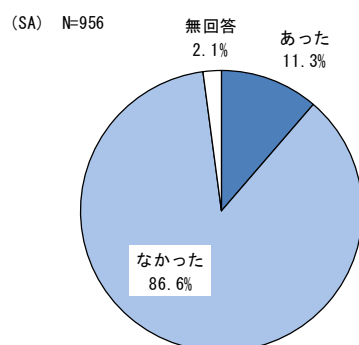
問 10-1 で「母親が休んだ」「父親が休んだ」のいずれかに回答した方が対象

問 10-2 その際、「できれば病児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(SA)

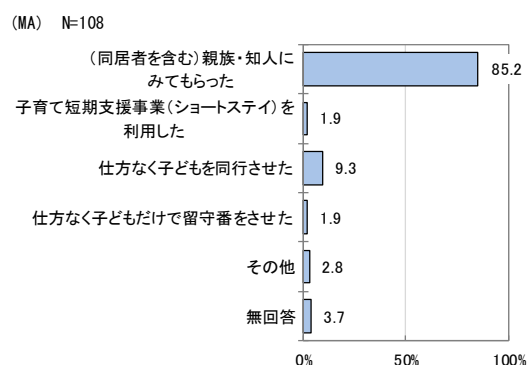


問 11 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。(SA)

■ 経験の有無

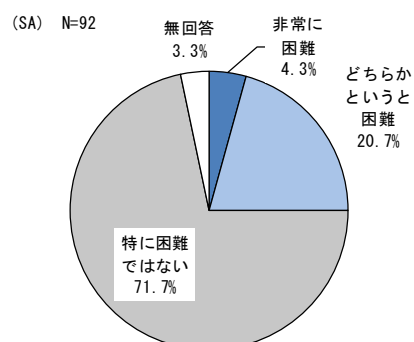


■ あった場合の対処方法 (MA)

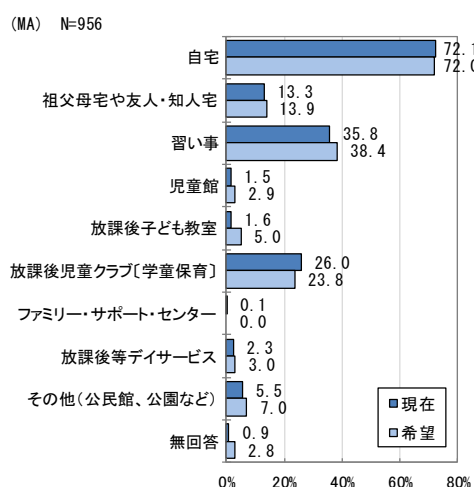


問 11 の対処方法として「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」と回答した方が対象

問 11-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。(SA)

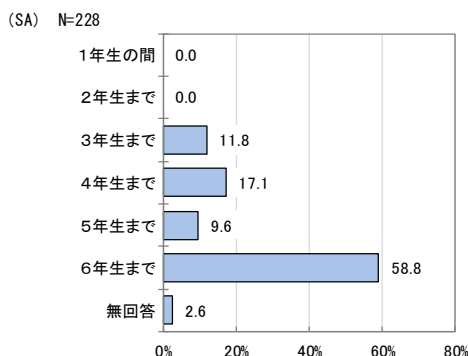


問 12・問 13 あて名のお子さんは、現在、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか【現在】。また、どのような場所で過ごさせたいですか【希望】 (MA)



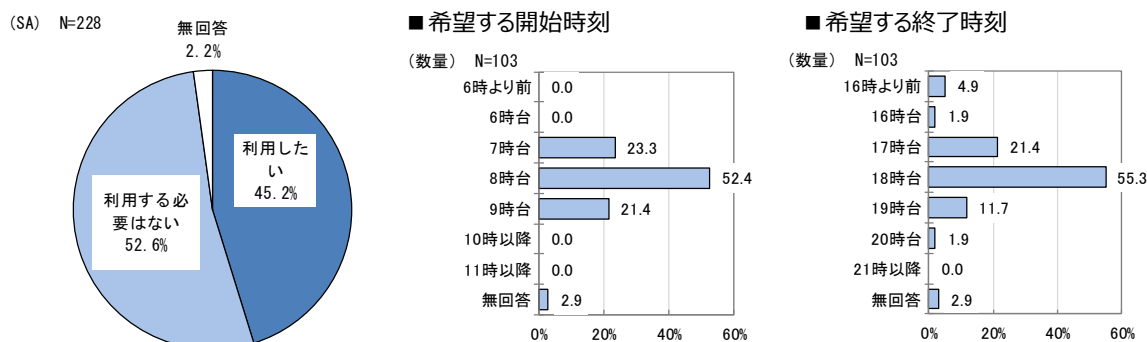
問 13【希望】で「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した方が対象

問 13-1 あて名のお子さんについて、何年生まで放課後児童クラブを利用したいですか。(SA)

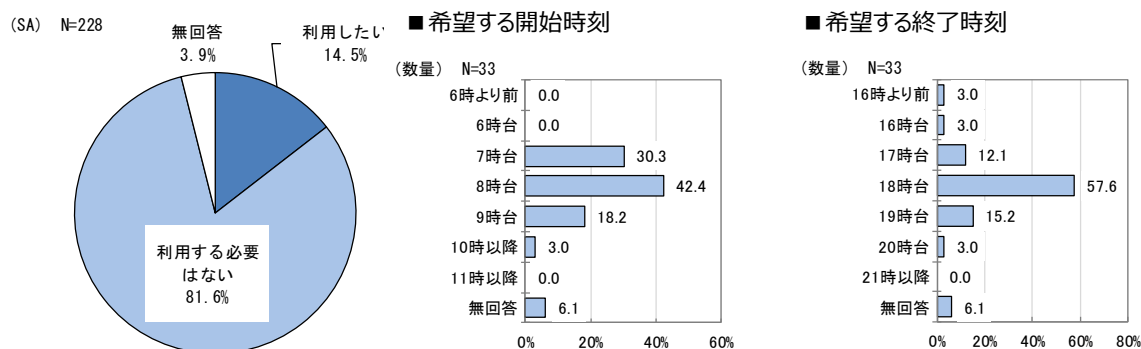


問 13【希望】で「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した方が対象

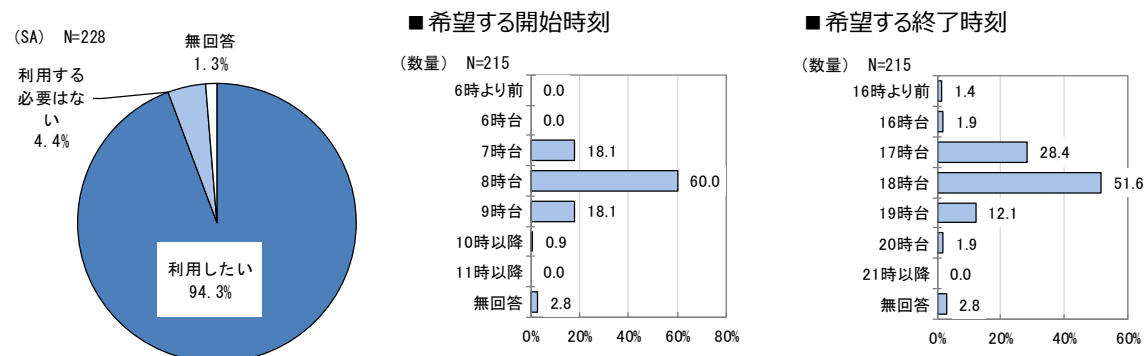
問 13-2 (1) あて名のお子さんについて、『土曜日』に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。(SA)



問 13-2 (2) あて名のお子さんについて、『日曜・祝日』に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。(SA)

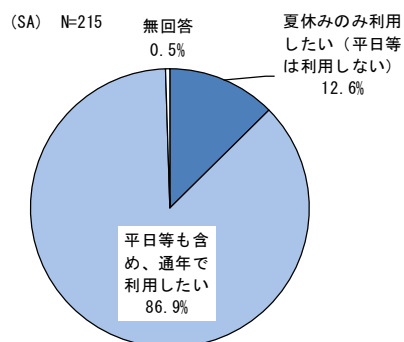


問 13-2 (3) あて名のお子さんについて、『夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中』に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。(SA)

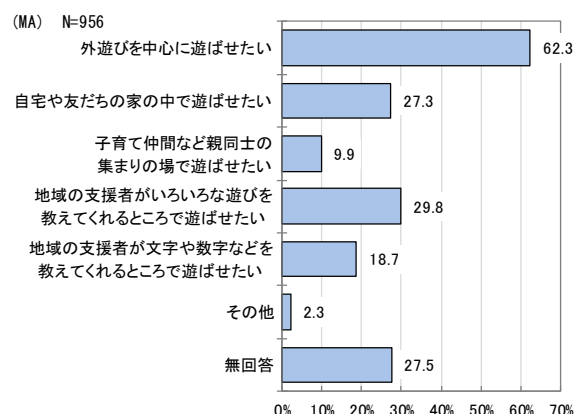


問 13-2 (3) で「利用したい」と回答した方が対象

問 13-3 利用を希望する期間についてお答えください。(SA)

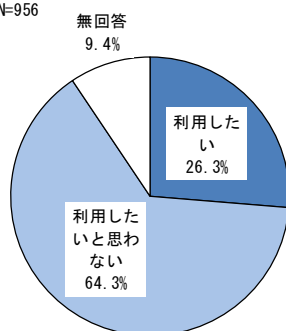


問 14 地域の中でお子さんをどのような場所で遊ばせたいと思っていますか。(MA)

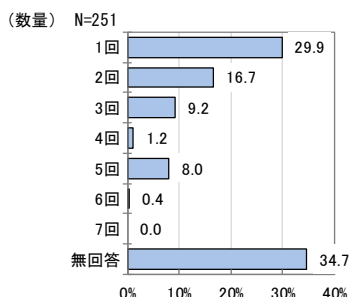


問 15 あなたの生活する地域に、学校や放課後児童クラブ等が終わった後に引き続き、無料または低料金で子どもに食事の提供等をしてくれる居場所(子ども食堂等)があったら、利用したいと思いますか。(SA)

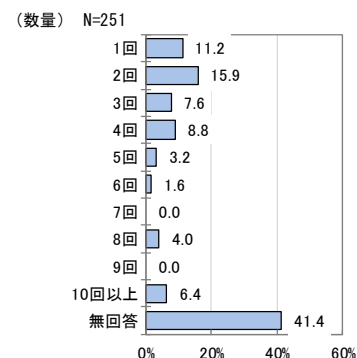
(SA) N=956



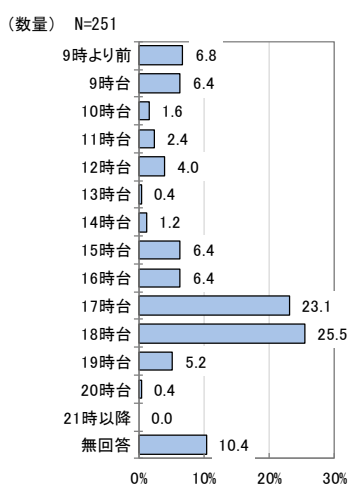
■ 利用したい頻度 (1週間当たりの場合)



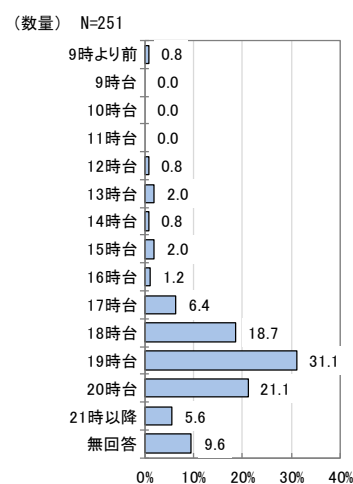
■ 利用したい頻度 (1か月当たりの場合)



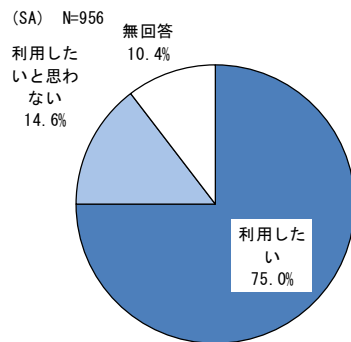
■ 希望する開始時刻



■ 希望する終了時刻

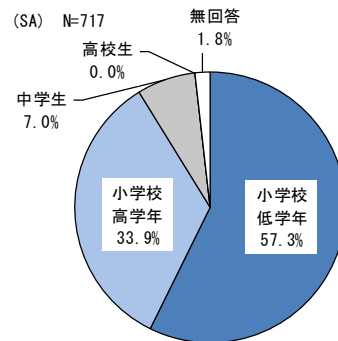


問 16 あなたの生活する地域に、無料で子どもの勉強を見
てくれる学習支援の取組があったら、利用したいと思いますか。
(SA)



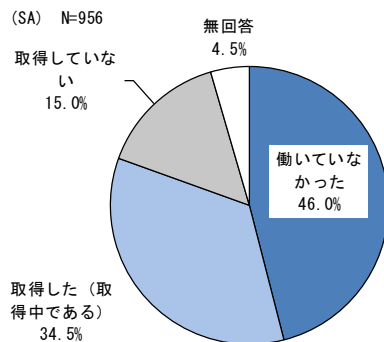
問 16 で「利用したい」と回答した方が対象

問 16-1 問 16 の「無料で子どもの勉強を見てくれる学習支援の
取組」があった場合、どの年代から参加させたいですか。(SA)

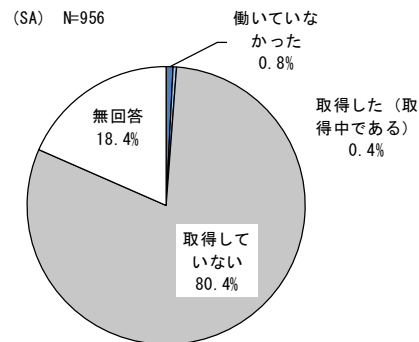


問 17 (1) あて名のお子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。(SA)

① 母親



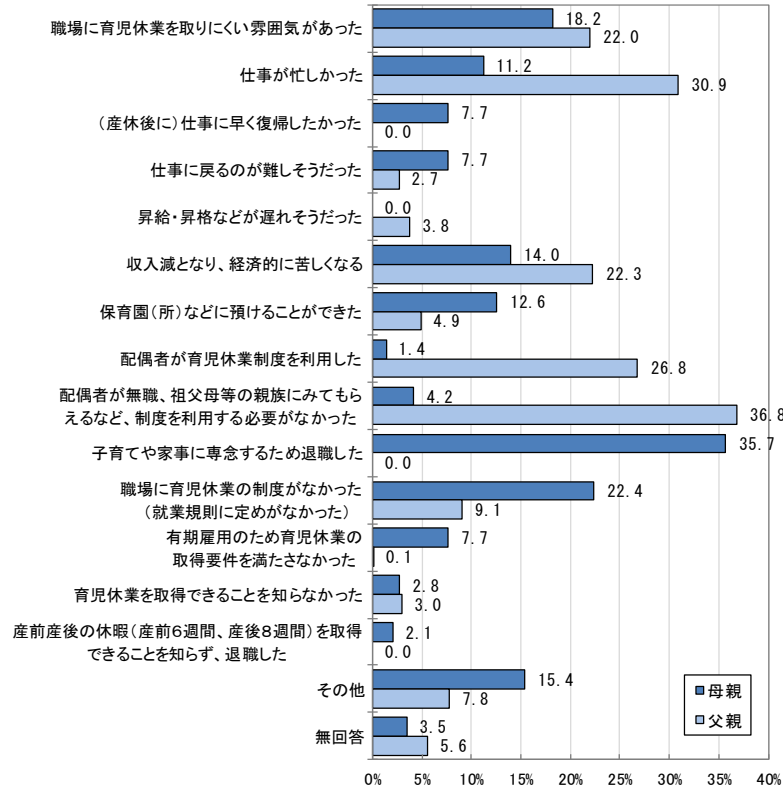
② 父親



問 17 (1) で「取得していない」と回答した方が対象

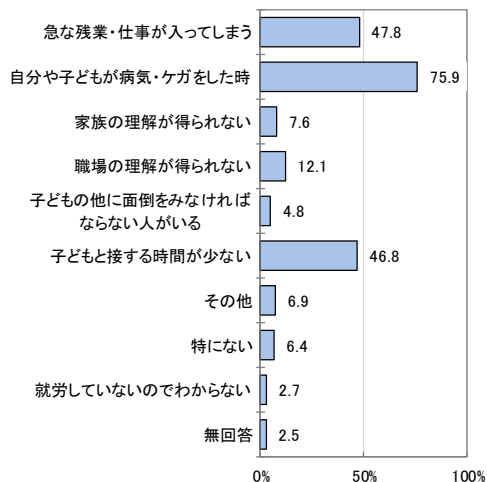
問 17 (2) 取得していない理由 (MA)

(MA) 母親 : N=143 父親 : N=768



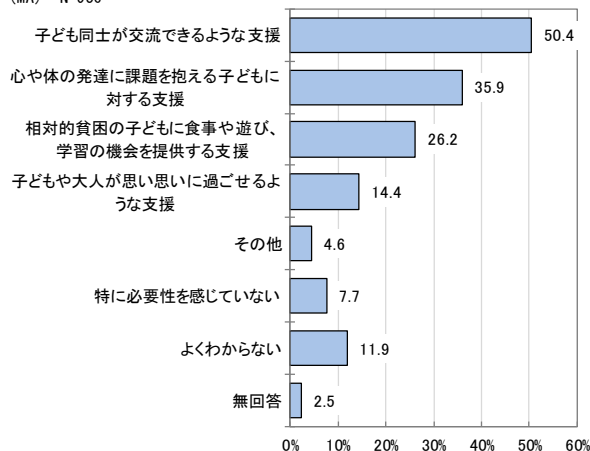
問 18 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは何ですか。(MA)

(MA) N=956



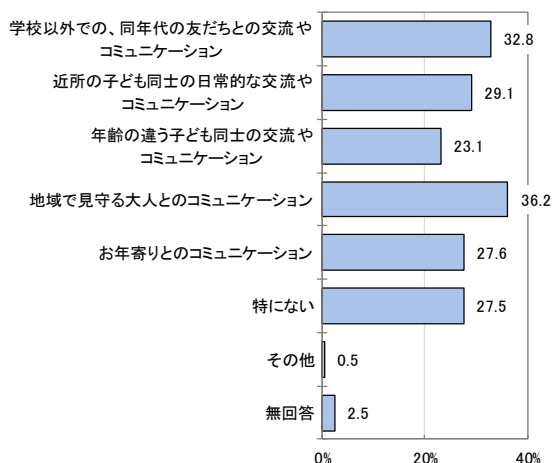
問 19 子どもの居場所づくりのために、特にどのような支援に力を入れたらよいと思いますか。(MA)

(MA) N=956



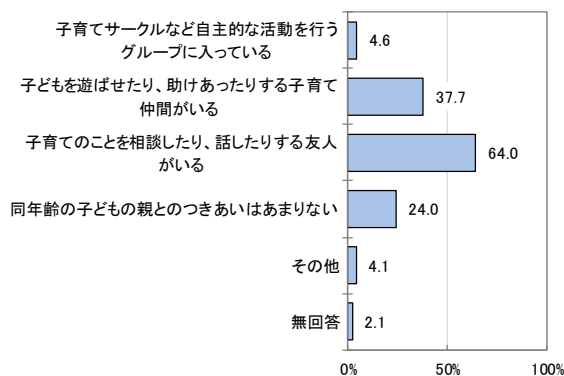
問 20 日頃、お子さんの家族以外の人との関係で不足していると思うことはありますか。(MA)

(MA) N=956



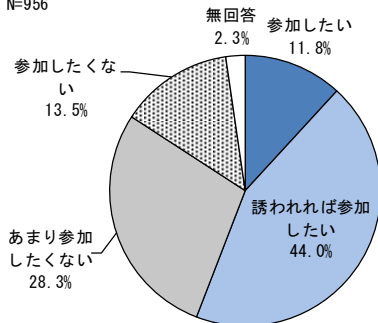
問 21 あなたは、同じくらいの子どもの持つ親同士のつきあいがありますか。(MA)

(MA) N=956



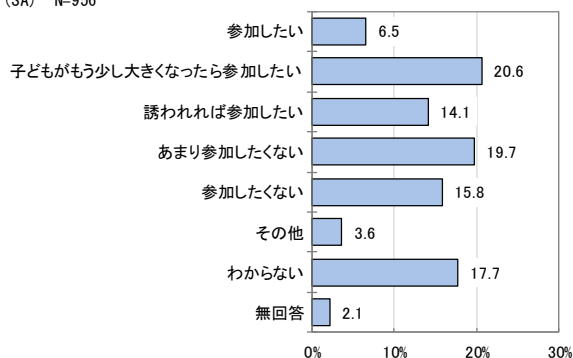
問 22 子育ての仲間づくりの機会があれば、参加したいと思いますか。(SA)

(SA) N=956

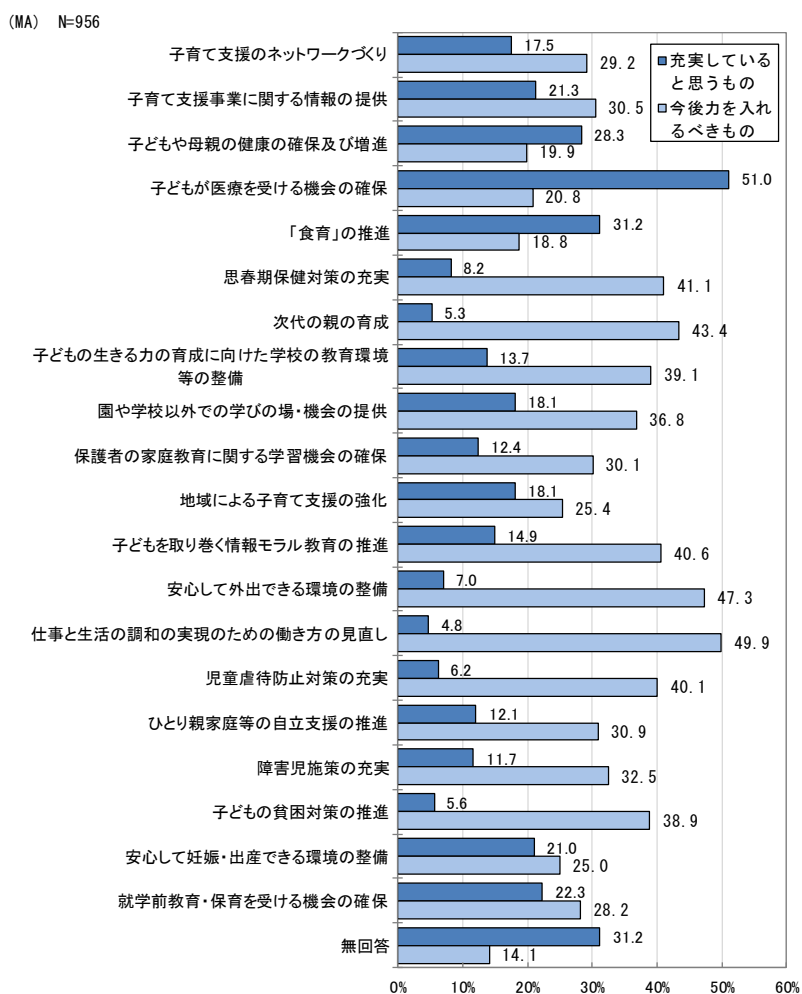


問 23 あなたの子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいと思いますか。(SA)

(SA) N=956



問 24 子育て支援施策として、「充実していると思うもの」「今後力を入れるべきもの」について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。(MA)



<<自由記載の設問>>

教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

※以下、一部抜粋して掲載

記入内容（概要）
人数の少ない小学校の統合を考えてほしい。多すぎても問題だが少なすぎるのも子どもの教育環境としては良いものではないと感じる。せめて 1 学年 2 クラス以上にしてほしい。
小学校や中学校の人数の偏りが激しいので、学区分けを再検討してほしい。人数が少ない上、部活動ができないという話もある。子ども達が学ぶべき所で多くの経験をさせたい。
未就学児が遊ぶところは増えたが、小学生が遊べる室内の環境も増やしてほしい。夜間、暗い所が多かったり道が狭かったりして子どもが危ない環境が多い。
子どもが遊べる公園が近くにない。大きい公園に連れて行っても、大きい子どもがいたり、たくさんの子どものため、ぶつかりそうになったりする。家の近くに安心して遊ぶことができる公園がほしい。
通学路の交通量の多いことと、歩道が狭いことから、非常に危険を感じている。
放課後児童クラブの預かり時間がもう少し長い時間になれば働きやすい。
長期休暇のみでも利用できる放課後児童クラブをお願いしたい。
小学生・中学生は、体もすぐ大きくなるため服・靴などの日用品の面のほか、学習の面でも教材・参考書などで一番お金がかかる。小学生・中学生への支援を考えてほしい。
小中学校の学力向上のために、上位の県の取組を参考にして、津山市内の学校でも実施してほしい。
日曜、祝日でも子どもをみくれる施設が低額であれば助かる。
日曜や祝日に、町内の集会所や公民館を無料で開放して、近所のおじいちゃん・おばあちゃん等が子どもをみくれたら、保護者は安心して働くことができる。近所の方であれば、保護者との会話につながるし、保護者の就労促進にもなる。
発達の支援について、就学前は情報が届く機会が多いが、就学期、特に中学・高校進学に関わる支援のあり方、受けた場合の手当てなどの情報が少ない気がする。情報発信をお願いしたい。
発達障害など個々の支援が必要な子どもが増えていると感じる。クラスの人数を少なくしたり、補助の先生を配置するなどが必要ではと思う。
病児保育を利用したかったが、診察時間の制限があり利用できなかった。もう少しスムーズに利用できるようなになれば良いと思う。
市内中心部から遠いため、勉強（塾）・習い事などの行き帰りだけでもお金と時間がかかってしまう。地域に愛着が持てるように、身近な場所に勉強やスポーツ等を大人と一緒に学んだり、お年寄りの方とも交流を深められるような場所が必要。
いじめが起きないよう、また起きても対処できるための仕組み等が整っていたら良いと思う。
保護者がしっかり子育てに取り組めるような時間を確保することが大切だと思う。預かる支援ばかりでは、保護者が子育てに対する責任感を持てなくなり、依存ばかり、文句ばかりになるのではないかな。
今まで子どものことで相談に行ったが、こちらが相談したいと思う環境（窓口）がない。具体的アドバイスをしてくれるコーディネーターがほしい。

3 パブリックコメント

(1) 実施期間

令和2年1月8日（水）から令和2年2月7日（金）

(2) 実施方法

- ・ 閲覧

津山すこやか・こどもセンター、各支所市民生活課及び阿波出張所地域振興課

- ・ インターネットによる公表

津山市こども保健部子育て推進課ホームページ

(3) 応募資格

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に存する学校に在学する者
- ・ 意見募集の対象となっている事案に利害関係を有する者

(4) 実施結果

① 意見提出者数 6人

② 意見数 19 件

③ 意見の内容別件数

項目	件数
子ども・子育てに関する現状等	3件
子ども・子育て支援施策	14 件
計画の推進体制	1 件
計画全般について	1 件
計	19 件

4 策定体制関係資料

(1) 津山市子ども・子育て審議会条例

平成25年3月19日

津山市条例第11号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、本市に津山市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

■津山市子ども・子育て審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属		任期
会長	渡邊 義雄	美作大学生生活科学部児童学科	教授	H25.7.29～R3.7.28
副会長	仲矢 武夫	津山市民生児童委員連合協議会	副会長	H29.7.29～R3.7.28
委員	青木 伸生	津山市小学校長会	会代表	H30.4.1～H31.3.31
委員	石原 正巳	岡山県津山児童相談所	所長	H29.4.1～H31.3.31
委員	伊東 健一	津山市保育園父母の会連合協議会	会長	H30.7.27～R1.6.19
委員	岡本 誠	津山市立幼稚園 PTA 連絡協議会	副会長	H30.7.30～R3.7.28
委員	織田 敬子	津山市こども保健部	部長	H30.4.1～R3.7.28
委員	川嶋 定子	津山市小学校長会	会代表	H31.4.1～R3.7.28
委員	菅田 拓平	津山地区私立幼稚園連合会	保護者代表	H30.7.31～R3.7.28
委員	苅田 裕也	津山商工会議所	常議員	H27.7.29～R3.7.28
委員	絹田 真一	津山市教育委員会学校教育部	部長	H29.4.1～R3.7.28
委員	杉山 雄一	津山市保育園父母の会連合協議会	会長	R1.6.20～R3.7.28
委員	須原 玄	津山市児童クラブ連絡協議会	会長	H30.7.10～R3.7.28
委員	綱山 正徳	連合岡山北部地域協議会	副議長	H30.7.20～R3.7.28
委員	土居 義幸	津山市保育協議会	会長	H25.7.29～H31.3.31
委員	西口 元庸	津山市保育協議会	副会長	H31.4.1～R3.7.28
		津山市民間保育事業協会	会長	H29.4.1～H31.3.31
委員	福田 敏隆	岡山県津山児童相談所	所長	H31.4.1～R3.7.28
委員	松本 静江	津山市愛育委員連合会	会長	H29.6.1～R3.7.28
委員	森安 恵津子	公募委員	公募	H25.7.29～R3.7.28
委員	柳 二郎	津山地区私立幼稚園連合会	会長	H25.7.29～R3.7.28
委員	矢野 佳子	津山市立幼稚園長会	会長	H30.4.1～R3.7.28

※敬称略。委員は五十音順。

■審議会開催状況

回次	開催日	議題等
第1回	平成30年8月3日（金）	次期津山市子ども・子育て支援事業計画の策定準備について 等
第2回	平成30年12月21日（金）	第2次津山市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・計画の概要 ・アンケート調査 等
第3回	令和元年7月18日（木）	第2期津山市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・津山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果報告 ・津山市子ども・子育て支援に関する団体ヒアリングの結果報告 ・第2期津山市子ども・子育て支援事業計画策定のポイント ・第2期津山市子ども・子育て支援事業計画骨子（案） 等
第4回	令和元年10月11日（金）	第2期津山市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第2期津山市子ども・子育て支援事業計画案 ・第2期津山市子ども・子育て支援事業計画策定のポイント ・量の見込みの補正について 等
第5回	令和元年11月8日（金）	第2期津山市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第2期津山市子ども・子育て支援事業計画案 等

（２）津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議設置要綱

平成３０年６月３０日

／津山市訓令／津山市教育委員会訓令／第４号

（目的及び設置）

第１条 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条第１項の規定に基づき津山市子ども・子育て支援事業計画を策定し、及び子ども・子育てに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、津山市子ども・子育て支援事業計画策定・推進会議（以下「策定・推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 策定・推進会議の所掌する事務は、前条の目的を達成するために必要な事項とする。

（組織）

第３条 策定・推進会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

２ 会長は、こども保健部長をもって充て、会務を総理する。

３ 副会長は、子育て推進課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

４ 委員は、みらいビジョン戦略室長、人権啓発課長、環境生活課長、生活福祉課長、障害福祉課長、こども保育課長、こども子育て相談室長、健康増進課長、仕事・移住支援室長、管理課長、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

（会議）

第４条 策定・推進会議の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。

２ 策定・推進会議の会議において必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（作業部会）

第５条 策定・推進会議の会議に付すべき事案の調整並びに調査及び研究を行うため、策定・推進会議の補助機関として作業部会を置く。

２ 作業部会は、策定・推進会議の委員が属する部署の職員の中から会長が指名する者をもって組織する。

３ 作業部会の会議において必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条 策定・推進会議の庶務は、こども保健部子育て推進課において処理する。

（その他）

第７条 この訓令に定めるもののほか、策定・推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成３０年７月１日から施行する。

付 則

この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

つやまっ子にここにプラン

第2期津山市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度計画)

発行年月：令和2年3月

発行・編集：津山市こども保健部子育て推進課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

電話：0868-32-2179

ファクシミリ：0868-32-2161

電子メール：kodomo@city.tsuyama.lg.jp



つやまっ子 にこにこプラン

第2期 津山市子ども・子育て支援事業計画

